

青森市地域防災計画

【火山災害対策編】

青森市防災会議

目 次

第 1 章 災害応急対策計画	1
第 1 節 青森市災害対策本部	2
第 2 節 動員計画	12
第 3 節 噴火警報等の発表及び伝達	20
第 4 節 情報収集及び被害等報告	31
第 5 節 通信連絡	39
第 6 節 災害広報・情報提供	45
第 7 節 避難	50
第 8 節 防災活動拠点施設の活用	68
第 9 節 災害救助法の適用	70
第 10 節 消防	73
第 11 節 救出	75
第 12 節 食料供給	79
第 13 節 給水	85
第 14 節 応急住宅供給	89
第 15 節 遺体の捜索、処理、埋火葬	93
第 16 節 障害物除去	98
第 17 節 被服、寝具、その他生活必需品の給（貸）与	102
第 18 節 医療、助産及び保健	106
第 19 節 被災動物対策	111
第 20 節 輸送対策	112
第 21 節 労務供給	117
第 22 節 防災ボランティア受入・支援対策	122
第 23 節 防疫	125
第 24 節 廃棄物等処理及び環境汚染防止	129
第 25 節 被災宅地の危険度判定	133
第 26 節 金融機関対策	134
第 27 節 文教対策	135
第 28 節 警備対策	143
第 29 節 交通対策	144
第 30 節 電気・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策	147
第 31 節 石油燃料供給対策	157
第 32 節 広域応援	158
第 33 節 自衛隊災害派遣要請	160
第 34 節 航空機運用	164

第 2 章 災害復旧対策計画	169
第 1 節 公共施設災害復旧	170
第 2 節 民生安定のための金融対策	174
第 3 節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画	175
第 3 章 継続災害への対応方針	179
第 1 節 避難及び安全確保対策	180
第 2 節 避難指示等の解除及び一次立入等の対応	181
第 3 節 被災者の生活支援対策	183

第 1 章 災害応急対策計画

火山災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、被害の軽減を図るために実施すべき応急的措置等は次のとおりとする。

なお、災害が発生するおそれがある段階で、国の災害対策本部が設置され、災害救助法が適用となった場合には、知事が必要な救助を行うこととなることから、県との連携を密にするものとする。

特に、発災当初の 72 時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

第1節 青森市災害対策本部

市の地域内に火山災害等の災害が発生し、又は発生するおそれがあるため、応急措置を円滑かつ的確に講じる必要があると認めるときは、災害対策本部を設置し、青森市防災会議と緊密な連絡のもとに災害予防対策及び災害応急対策を実施するものとする。

なお、市災害対策本部を設置したときは、県災害対策本部に報告するものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

青森市防災組織の設置及び運営は、市長が行うものとする。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
総 務 部	総 務 班	・危機管理班の応援に関すること。
	危機管理班	・災害対策本部及び現地災害対策本部の運営及び統轄に関すること。 ・防災会議に関すること。 ・関係官庁諸団体との連絡調整に関すること。 ・災害情報の総括に関すること。 ・各部及び各班との連絡調整に関すること。
	人 事 班	・職員の非常招集、配置及び勤務に関すること。（市民病院、機関及び企業局を除く。） ・応援職員の要請及び連絡調整に関すること。 ・危機管理班の応援に関すること。
	管 財 班	・本庁舎、柳川庁舎及び駅前庁舎のライフライン確保に関すること。 ・車両の確保及び配車に関すること。 ・臨時事務所の設置及び管理に関すること。 ・通信施設、設備の利用及び確保に関すること。
	情報管理班	・ネットワーク、行政情報端末の利用及び確保に関すること。 ・電算システムの利用及び確保に関すること。
企画部	支 援 班	・広報広聴班の応援に関すること。
	秘 書 班	・本部長及び副本部長（副市長）の秘書に関すること。
	広報広聴班	・災害の取材（写真記録を含む。）に関すること。 ・災害の広報に関すること。 ・広聴活動に関すること。

第1章 災害応急対策計画

第1節 青森市災害対策本部

浪岡振興部	地域振興班	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理班、市民病院部浪岡病院総務班及び教育部浪岡教育班との連絡調整に関する事。 ・浪岡振興部の統括に関する事。 ・浪岡庁舎のライフライン確保に関する事。 ・浪岡地域における災害の取材（写真記録を含む。）、広報及び広聴活動並びに市民相談窓口の開設に関する事。 ・浪岡地域における通信施設、設備の利用及び確保に関する事。 ・浪岡地域におけるネットワーク・行政情報端末の利用及び確保に関する事。
消 防 部	予 防 班	<ul style="list-style-type: none"> ・消防等の広報に関する事。 ・写真等記録に関する事。
	通信指令班	<ul style="list-style-type: none"> ・通信施設の保守に関する事。 ・通信の運用及び無線の統制に関する事。 ・消防隊の出動指令に関する事。 ・災害情報の収集、整理及び報告に関する事。
各 部	各 班	<ul style="list-style-type: none"> ・防災組織の設置、廃止に関する事。 ・防災組織設置時等の所属職員への伝達に関する事。 ・職員の服務に関する事。 ・現地災害対策本部の設置に関する事。

第2. 防災組織の編成及び業務等

1. 災害対策本部

市長は、災害対策本部の組織、運営等を次により行う。

【災害対策本部組織機構図】



※本部員には、上記以外の部長級職員を含む

(1) 組織・運営

ア. 本部長・副本部長・本部員等

- (ア) 本部長は、市長とし、災害対策本部の事務を総括する。
- (イ) 副本部長は、危機管理監、副市長及び総務部長とし、本部長を補佐する。
- (ウ) 本部長の職務を代理する副本部長の順序は、本部長が不在のときは危機管理監が、本部長及び危機管理監不在のときは副市長が、本部長、危機管理監及び副市長が不在のときは総務部長が代理する。
- (エ) 本部員は、関係部長及び部長級の職員とし、所管する部の事務を総括する。
- (オ) 本部長の事務を分掌させるため、本部員を部長とする部及び班を置き、事務を処理する。

○ 青森市災害対策本部「部・班」別業務分担 (資料 42)

イ. 本部員会議

(ア) 構成等

本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員により構成し、本部長が必要とした都度開催する。

(イ) 所掌事務

a 報告事項

- ・災害情報に関すること。
- ・各部の措置事項に関すること。

b 協議事項

- ・応急対策の基本方針に関すること。
- ・動員配備体制に関すること。
- ・各部局間の調整事項の指示に関すること。
- ・自衛隊災害派遣に関すること。
- ・現地災害対策本部に関すること。
- ・国、県及び関係機関との連絡調整に関すること。
- ・災害救助法適用申請に関すること。
- ・他市町村等への応援要請に関すること。
- ・その他

ウ. 災害対策本部事務局

(ア) 構成

災害対策本部事務局は、次により構成する。

事務局長	総務部次長
総括課長	危機管理課長
構成課長	総務課長、人事課長、広報広聴課長、管財課長
事務局員	危機管理課職員、総務課職員、人事課職員、管財課、契約課、情報管理課、広報広聴課職員

(イ) 所掌事務

- a 本部員会議の運営に関すること。

第1章 災害応急対策計画

第1節 青森市災害対策本部

b 本部長の指示事項の伝達及び実施に関すること。

c その他災害対策本部の事務の整理に関すること。

エ. 現地災害対策本部

特定の地域等において、災害応急対策を総合的に実施する必要がある場合は、現地災害対策本部を設置するものとする。

なお、現地災害対策本部の設置・廃止基準及び組織・編成等については、後記4「現地災害対策本部」のとおりとする。

オ. 本部連絡員

(ア) 災害対策本部と各部の連絡及び各部相互の連絡調整を円滑に進めるため、各部に本部連絡員を置く。

(イ) 各本部員は、所属職員のうちから本部連絡員を指名し、総務部危機管理班に報告させるものとする。

(ウ) 本部連絡員は、本部が設置されている間は、交代で勤務し、副本部長（危機管理監）の指示がなければ退庁できないものとする。

(エ) 副本部長（危機管理監）は、必要があると認めるときは、本部連絡員を召集する。

(2) 設置、廃止及び通知・公表

ア. 設置基準

第1章第2節「動員計画」の「第2 配備態勢及び市職員の動員計画」の「1. 配備態勢」の表中非常配備態勢2号の項に定めるとおり

イ. 廃止基準

災害発生のおそれがなくなったと認めるとき、又は災害発生後における応急措置が完了したと認めるとき

ウ. 設置及び廃止時の通知、公表

災害対策本部を設置したときは、速やかに次の区分により通知及び公表するとともに、災害対策本部の表示を設置施設の正面玄関及び災害対策本部設置室入口に掲示するものとする。

また、災害対策本部を廃止したときは、設置の場合に準じて行うものとする。

【通知及び公表の区分】

通知及び公表先	伝達方法	担当班	備考
各 部	庁内放送、電話、庁内メッセージ、電子メール、使走	危機管理班	各部への伝達は、配備体制を含めて行う。 危機管理課 017-734-5059
本 部 員	口頭、電話、庁内メッセージ、電子メール	各部連絡調整担当班	
各 班 所 属 職 員	口頭、電話、庁内メッセージ、電子メール	各 班 長	

第1章 災害応急対策計画

第1節 青森市災害対策本部

防災会議委員	電話、ファックス、 電子メール	危機管理班	【資料4】 防災会議委員名簿による。
知事	青森県防災情報ネットワーク、電話、青森県防災行政用無線	危機管理班	防災危機管理課 017-734-9089
警察	電話	危機管理班	青森警察署 警備課 017-723-0110 青森南警察署警備課 0172-62-4021
消防	電話、青森県防災行政用無線、使送	危機管理班	警防課 017-775-0854
指定地方行政機関 指定公共機関 指定地方公共機関	電話、ファックス、 電子メール	危機管理班	【資料2】 防災関係機関一覧による。
報道関係等	電話、ファックス	広報広聴班 支援班	【資料2】 防災関係機関一覧による。
市民	広報車、同報系防災行政無線、報道機関、ホームページ等	広報広聴班 支援班 地域振興班 予防班	

(3) 職員の服務

本部の設置に伴い配備された職員は、次の事項を順守しなければならない。

- ア. 常に災害に関する情報及び本部の指示に注意すること。
- イ. 不急の行事、会議、出張等については、中止若しくは延期すること。
- ウ. 正規の勤務時間が終了しても、所属班長の指示があるまで退庁しないこと。
- エ. 勤務場所を離れる場合においても常に所在を明らかにし、進んで所属班長と連絡をとること。
- オ. 自らの言動によって市民に不安を与え、市民の誤解を招き、又は本部の活動に支障をきたすことのないよう厳に注意すること。

(4) 設置場所

防災組織は、青森市本庁舎に設置する。ただし、本庁舎が被災し使用できない場合は、次の代替施設に設置するものとする。

	代替施設名称	設置室	所在地	電話番号
1	青森市役所 駅前庁舎	研修室 (5階)	青森市新町一丁目 3-7	017-734-1111
2	青森地域広域事務組合 消防合同庁舎	会議室 (4階)	青森市長島二丁目 1-1	017-775-0852
3	青森市福祉増進センター	大会議室	青森市本町四丁目 1-3	017-723-1340
4	青森市総合体育館	控室A	青森市大字浦町字橋本 335-17	017-762-7105
5	青森刑務所	鍛錬場	青森市大字荒川字藤戸 88	017-739-2101

2. 防災関係機関等との連携

(1) 大規模災害等における国、県、防災関係機関等との連携

大規模災害時における初動期（概ね発災後 72 時間）の消火、救出、救助、救護活動等を迅速かつ的確に行うため、防災関係機関等（DMAT、警察、消防、自衛隊、海上保安部、国土交通省等）は相互に連携するものとし、人命救助を最優先に人的・物的資源を最大限に活用するものとする。

(2) 国、県、防災関係機関等からの情報連絡員（リエゾン）の派遣

市災害対策本部には、自衛隊、海上保安部、県、東日本旅客鉄道株式会社、東日本電信電話株式会社、日本赤十字社、東北電力ネットワーク株式会社などのライフライン事業者等の国、県、防災関係機関等の情報連絡員（リエゾン）の派遣を求めることができる。また、国、県、防災関係機関等の情報連絡員（リエゾン）は、必要に応じて、市災害対策本部会議に参画するものとする。

(3) 消防応援活動調整本部

緊急消防援助隊が出動した場合、消防組織法第 44 条の 2 に基づき、消防応援活動調整本部（本部長は知事、副本部長は県危機管理局消防保安課長及び本県に出動した指揮支援部隊長）が設置され、消防の応援等の総合調整を行う。

(4) 国の現地対策本部への情報連絡員の派遣等

国の現地対策本部が設置された場合等において、情報共有の支援と状況認識の統一を図るため、必要に応じて情報連絡員を派遣するとともに、合同会議、連絡会議、調整会議及び現地作業調整会議等を通じ、密接な連携を確保するものとする。

3. 警戒対策本部

(1) 警戒対策本部長は、市長とし、警戒対策本部の事務を総括する。

(2) 警戒対策副本部長は、危機管理監、副市長及び総務部長とし、警戒対策本部長を補佐するとともに、本部長不在のときはその職務を代理する。

(3) 職務を代理する順序は、本部長不在のときは危機管理監が、本部長及び危機管理監がともに不在のときは副市長が、本部長、危機管理監及び副市長が不在のときは総務部長が代理する。

(4) 警戒対策本部員は、関係部長及び部長級の職員とし、所管する事務を総括する。

(5) 警戒対策本部の事務及び分掌、警戒対策本部員会議については、災害対策本部に準じて行うものとする。

(6) 設置、廃止及び通知・公表

ア. 設置基準

第1章第2節「動員計画」の「第2 配備態勢及び市職員の動員計画」の「1. 配備態勢」の表中非常配備態勢1号の項に定めるとおり

イ. 廃止基準

災害発生のおそれなくなったと認めるとき、又は災害発生後における応急措置が完了したと認めるとき

ウ. 設置及び廃止時の通知、公表

第1章 災害応急対策計画

第1節 青森市災害対策本部

警戒対策本部を設置したときは、必要に応じ通知および公表をする。

警戒対策本部を廃止したときは、設置の場合に準じて行うものとする。

4. 災害情報連絡室

- (1) 災害情報連絡室長は、危機管理監とし、災害情報連絡室の事務を総括する。
- (2) 災害情報連絡副室長は、危機管理課長とし、災害情報連絡室長を補佐するとともに、室長不在のときはその職務を代理する。
- (3) 災害情報連絡室員は、災害情報連絡室長が指示した課の災害対策要員とする。
- (4) 災害情報連絡室の勤務体制は、各課の執務室を基本とし、災害情報等の収集・共有、応急対策を実施する。
- (5) 設置、廃止

ア. 設置基準

第1章第2節「動員計画」の「第2 配備態勢及び市職員の動員計画」の「1. 配備態勢」の表中警戒配備態勢の項に定めるとおり

イ. 廃止基準

災害発生のおそれがなくなったと認めるとき、又は災害発生後における応急措置が完了したと認めるとき

5. 現地災害対策本部

(1) 設置・廃止基準

現地災害対策本部は、次のような特定の地域等において、災害応急対策を総合的に実施する必要があると本部長（市長）が判断したときに設置する。

また、当該地域における災害応急対策が完了したときに廃止する。

ア. 災害により孤立し、又は情報収集・伝達が困難となった地域

イ. 局地的な災害が発生し、又は他の地域に比して特に甚大な被害が発生した地域

ウ. 土砂災害等の災害により、迅速な避難対策を実施する必要がある地域

(2) 組織・編成

現地災害対策本部の組織・編成は、次のとおりとする。

現 地 災 害 対 策 本 部 長	災害対策本部の副本部長又は本部員の中から本部長（市長）が指名する者をもって充てるものとし、災害応急対策の指揮、総括及び関係機関との連絡調整に当たる。
現 地 災 害 対 策 本 部 副 本 部 長	現地災害対策本部長が指名する複数の者をもって充てるものとし、現地災害対策本部長を補佐する。
現 地 災 害 対 策 本 部 要 員	各部から派遣される職員をもって充てるものとし、要員の数は現地災害対策本部長が災害の規模、態様等に応じて指示するものとする。

(3) 設置場所

現地災害対策本部は、被災地に最も近い防災活動拠点施設等公的施設に設置するものとする。ただし、災害応急対策を実施するうえで、他に適当な場所が確保できるときは、

第1章 災害応急対策計画

第1節 青森市災害対策本部

現地災害対策本部長の判断により適宜設置するものとし、その旨災害対策本部長（市長）に報告するものとする。

第3. 防災関係機関の災害対策組織

防災関係機関は、噴火警報等の発表状況及び被害の状況等によって、災害対策組織を設置して対処するものとする。

1. 災害対策組織

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関における災害応急対策のための組織、事務分掌等については、防災業務計画等に基づき、それぞれの定めるところによる。

2. 職員の配備基準及び動員

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の職員の配備基準及び動員については、防災業務計画等に基づき、それぞれの定めるところによる。

第4. 火山防災協議会

火山防災に関し、関係機関の連携を確立し、平常時から火山噴火時の総合的な避難対策等に関する検討を共同で行うことにより、火山災害に対する防災体制の構築を推進するとともに、地域住民等の防災意識の向上に資することを目的として組織される火山防災協議会に参画する。

1. 火山防災協議会への参画

市は、国（内閣府）により、八甲田山及び十和田の火山災害警戒地域（噴火の可能性が高く、人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域（以下「警戒地域」という。））に指定されており、八甲田山火山防災協議会及び十和田火山防災協議会に参画している。

火山防災協議会の組織状況

火山防災協議会名 (火山名)	参画市町村
八甲田山火山防災協議会 (八甲田山)	<u>青森市</u> 黒石市 <u>十和田市</u> 平川市
十和田火山防災協議会 (十和田)	青森県 <u>青森市</u> <u>弘前市</u> <u>八戸市</u> <u>黒石市</u> <u>五所川原市</u> <u>十和田市</u> <u>つがる市</u> <u>平川市</u> <u>藤崎町</u> <u>大鰐町</u> <u>田舎館村</u> <u>板柳町</u> <u>鶴田町</u> <u>中泊町</u> <u>七戸町</u> <u>六戸町</u> <u>おいらせ町</u> <u>三戸町</u> <u>五戸町</u> <u>田子町</u> <u>南部町</u> <u>新郷村</u> 岩手県 <u>二戸市</u> <u>八幡平市</u> 秋田県 <u>鹿角市</u> <u>小坂町</u> <u>能代市</u> <u>大館市</u> <u>北秋田市</u> <u>藤里町</u>

※下線は、警戒地域をその区域に含む市町村

2. 火山防災協議会における協議事項等

- ア. 噴火シナリオの作成、火山ハザードマップの作成、噴火警戒レベルの設定、避難計画の策定といった一連の警戒避難体制や、現地の関係機関の防災対応の流れなど様々な関係者と連携した警戒避難体制の整備に関する取組について、地域の実情に応じて必要な事項を協議するものとする。
- イ. 災害時の登山者の早期把握、安否確認等に資する登山届の必要性について検討するものとする。
- ウ. 火山防災協議会の場を活用する等により、退避壕・退避舎等の必要性について検討するものとする。
- エ. 警戒地域の指定があった場合に地域防災計画に定める事項について、火山防災協議会の意見を聴くものとする。
- オ. 火山防災協議会の活動支援等を受けるため、必要に応じ、内閣府に対し火山防災エキスパートの派遣を要請するものとする。

(資料)

- | | |
|-----------------------|---------------|
| ○ 防災関係機関一覧 | (資料・様式編／資料2) |
| ○ 青森市防災会議委員名簿 | (資料・様式編／資料4) |
| ○ 青森市災害対策本部条例 | (資料・様式編／資料5) |
| ○ 青森市災害対策本部「部・班」別業務分担 | (資料・様式編／資料42) |

第2節 動員計画

市の地域内に火山災害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市は災害応急対策に万全を期するため職員を配置することとし、その際の職員の配備態勢及び動員について定めるものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

市職員の動員、緊急初動対応等の災害応急体制の整備、運用は本部長（市長）が行うものとする。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担当業務
総務部	危機管理班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部及び現地災害対策本部の運営並びに統括に関すること。 ・被害状況の把握及び報告の統括に関すること。
	人事班	<ul style="list-style-type: none"> ・応援職員の要請及び連絡調整に関すること。 ・危機管理班の応援に関すること。
各部	各班	<ul style="list-style-type: none"> ・自主配備に関すること。 ・職員の動員に関すること。 ・災害応急対策実施要領の作成に関すること。 ・緊急初動対応に関すること。

第2. 配備態勢及び市職員の動員計画

市の地域内において火山災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、火山活動に係る情報の収集、避難誘導に関する調整及び応急対策の連絡調整、相互応援態勢の確立等を推進するため、噴火警戒レベル等に応じ、次の配備態勢をとるものとする。

1. 配備態勢

(1) 配備態勢の指示

本部長（市長）等は、災害の規模、態様等に応じ、準備態勢、警戒配備態勢又は非常配備態勢（1号、2号）を指示する。

(2) 配備態勢及び配備基準

態勢	準備態勢	警戒配備態勢	非常配備態勢	
			1号	2号
概要	予想される事態に対処するための準備態勢	災害対策本部を設置するに至らないが、準備態勢を強化するとともに予想される災害に直ちに対処できる態勢	全庁をあげて対処する態勢	
配備基準	風水害 ・次のいずれかの注意報等が発表され、危険な状態が予想されると市長が認める場合 ①大雨注意報 ②洪水注意報 ③高潮注意報 ④強風注意報 ⑤大雪注意報 ⑥風雪注意報 ⑦竜巻注意情報	・次のいずれかの警報等が発表され、危険な状態が予想されると市長が認める場合 ①大雨警報 ②暴風警報 ③洪水警報 ④高潮注意報（警報に切り替える可能性の高い場合） ⑤大雪警報（概ね積雪1m以上） ⑥暴風雪警報 ・指定河川洪水予報の予報区域で避難判断水位に到達した場合 ・水位周知河川で、避難判断水位に到達した場合 ・夜間から明け方に、前記の事象が予想される場合	・高潮警報が発表された場合 ・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・気象庁又は県の観測点において、24時間降水量が100mmを超え、その後も30mm/h程度の降雨が2時間以上続くと予想される場合 ・記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・指定河川洪水予報の予報区域で氾濫危険水位に到達した場合 ・水位周知河川で、氾濫危険水位に到達した場合	・気象の特別警報が発表された場合
	地震津波 ・市内で震度4の地震が発生した場合	・市内で震度5弱の地震が発生した場合 ・陸奥湾に津波注意報が発表された場合	・市内で震度5強の地震が発生した場合 ・北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合	・市内で震度6弱以上の地震が発生した場合 ・陸奥湾に津波警報又は大津波警報が発表された場合
	火山	・八甲田山に噴火警戒レベル2が発表された場合	・八甲田山に噴火警戒レベル3が発表された場合	・八甲田山又は十和田に噴火警戒レベル4が発表された場合、又は噴火警戒レベルに関わらず被害が発生した場合
	その他	・市長が、災害の発生状況その他により、特にこの配備を指示したとき	・市長が、災害の発生状況その他により、特にこの配備を指示したとき	・市内に大規模な被害の発生、又は発生するおそれがある場合で市長が必要と認める場合
設置組織	—	災害情報連絡室	警戒対策本部	災害対策本部
配備決定者	危機管理課長	危機管理監	市長	
態勢責任者	危機管理課長	室長（危機管理監）	本部長（市長）	

(3) 配備要員・実施内容

配備区分	配備要員	実施内容	
準備態勢	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理課の災害対策要員（所属長が指名する職員） ・その他火山活動に係る情報により、特に指名する課の災害対策要員 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 危機管理課は、火山活動に係る情報を収集し、関係各課に伝達する。 2. 関係各課は、気象情報に注意し、それぞれの準備態勢を整える。 	
警戒配備態勢	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理課、観光課、農地林務課、公園河川課、道路維持課の災害対策要員（所属長が指名する職員） ・その他、特に指名する課の災害対策要員 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 危機管理課は、火山活動に係る情報及び関係機関等からの情報を待機している関係各課に伝達する。 2. 関係各課は各種情報収集に努め、危機管理課に報告するとともに、必要な応急措置を行う。 	
非常配備態勢	1号	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒対策本部事務局（危機管理課、総務課、人事課、管財課、契約課、情報管理課、広報広聴課） ・避難所担当課（福祉政策課、国保医療年金課、市民協働推進課、健康福祉課） ・観光課、農地林務課、公園河川課、道路維持課、総務課（浪岡）、都市整備課、給排水課、八重田浄化センター、蜷貝ポンプ場の災害対策要員（所属長が指名する職員） ・その他、特に指名するかの災害対策要員 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 警戒対策本部事務局は、各種情報の収集、伝達、災害応急対策に係る関係機関との協議・調整及び警戒対策本部の運営事務等を実施する。 2. 避難所担当課は、必要に応じて避難所の開設・運営事務を実施する。 3. 関係各課は、被害状況等の情報収集に努め、警戒対策本部事務局に報告するとともに、災害対策本部の分担事務に準じて災害応急対策を実施する。
	2号	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部事務局（危機管理課、総務課、人事課、管財課、契約課、情報管理課、広報広聴課） ・避難所担当課（福祉政策課、国保医療年金課、市民協働推進課、健康福祉課） ・観光課、農地林務課、公園河川課、道路維持課、総務課（浪岡）、都市整備課、給排水課、八重田浄化センター、蜷貝ポンプ場の災害対策要員（所属長が指名する職員） ・上記以外の各課等の長及び各課等の災害対策要員（所属長が指名する職員） 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策本部事務局は、各種情報の収集、伝達、災害応急対策に係る関係機関との協議・調整及び災害対策本部の運営事務等を実施する。 2. 避難所担当課は、避難所の開設・運営事務を実施する。 3. 関係各課は、被害状況等の情報収集に努め、災害対策本部事務局に報告するとともに、災害対策本部の分担事務に基づき災害応急対策を実施する。

(4) 自主配備

各部長は、災害の規模、態様等に応じて、職員の増強が必要であると判断したときは、市長の指示に加え、自主的に高次の配備態勢を指示するものとする。

(5) 配備態勢の解除

市長は、災害発生後において応急対策の措置が完了したとき、又は災害の発生するおそれがなくなったときに、配備態勢を解除する。

2. 職員の動員

本部長（市長）の配備態勢の指示に基づく、市職員の動員は次によるものとする。

(1) 動員の方法

第1章 災害応急対策計画

第2節 動員計画

ア. 勤務時間内

各配備要員は、所属長の指示により、直ちに所定の配備につき、必要な措置を講じるものとする。

イ. 勤務時間外

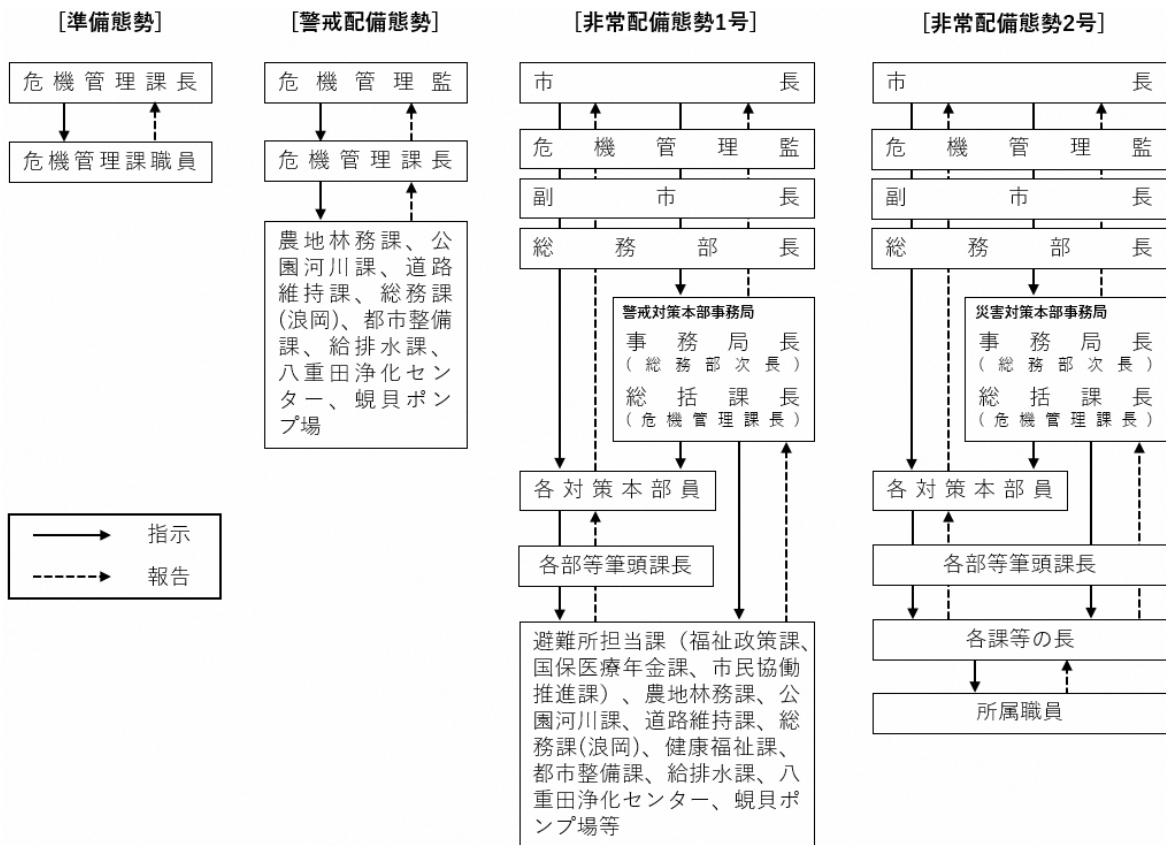
(ア) 次の伝達系統により指示伝達するものとし、指示を受けた配備要員は、直ちに指定場所に参加し、必要な措置を講じるものとする。

(イ) 上記配備基準に準ずる事態を知ったときは、所属長に報告し、必要な措置を講じるものとする。

○職員 の 動員に係る伝達責任者、伝達先、伝達方法

伝達責任者	伝達先	伝達方法		備考
		勤務時間内	勤務時間外	
危機管理課長 (各対策本部 事務局総括課長)	各対策本部員	災害対策用携帯電話 (チャットツール)		
	各課等の長(災害対策用携帯電話所持者)	災害対策用携帯電話 (チャットツール)		
	上記以外の職員	庁内メッセージ(全課送信)、フォーラム掲載	電子メール、電話※	※勤務時間外の伝達は配備態勢等に応じて伝達先を決定し実施
各対策本部員	各部等の筆頭課長	口頭、電話、電子メール等	電話、電子メール等※	※勤務時間外の伝達は配備態勢等に応じ、各部・各課等において参加が必要な職員に実施
各部等の筆頭課長	所属課長			
各課等の長	所属職員			

○配備態勢の指示・伝達系統



(2) 配備報告

各配備要員は、職員安否・参集確認メールにより、自身及び家族の安否及び参集の可否について報告するものとする。

なお、勤務時間外に配備が必要となった場合の配備報告については、以下のとおりとする。

ア. 警戒配備態勢の配備対象課は、職員の配備（参集）状況について、危機管理課に報告するものとする。

イ. 非常配備態勢1号及び2号の配備対象課は、職員の配備（参集）状況について、人事課に報告するものとする。

(3) 要員の確保

ア. 各部、各機関の長は、応急対策に必要な職員が不足しているときは、職員の配置調整を行い、応急対策の実施体制を確保するものとする。

イ. 各部、各機関の長は、配置調整を行ってもなお職員が不足し、活動に支障があると判断したときは、人事課長に応援職員の配置を求めるよう筆頭課長へ指示する

ウ. 人事課長は、各部、各機関から応援職員の配置要請があったときは、全庁的な職員の配置調整を行い、また、支援が可能な部、機関の職員の動員等により要員を確保し、各部、各機関に配置するものとする。

(4) 職員参集時の留意事項（勤務時間外の場合）

ア. 服装

参集時の服装は、防災活動に支障のない安全な服装とする。

イ. 手段

参集時は、車の使用は避け、原則として徒歩、自転車、オートバイ等により参集するものとする。

ウ. 参集途上の措置

(ア) 被害状況の把握

職員は参集途上において、可能な限り被害状況等の情報収集を行い、参集後、参集場所の責任者に知り得た情報を報告するものとする。

(イ) 緊急措置

職員は参集途上において、火災あるいは人身事故等緊急事態に遭遇したときは、消防機関または警察機関へ通報するとともに、人命救助等適切な措置を講じてから参集するものとする。

エ. 状況報告

(ア) 災害の状況により参集（勤務）場所へ登庁が不可能な場合は、次により対応する。

- a 最寄りの開設している指定避難所に参集し、各施設の責任者の指示に基づき、災害対策に従事する。
- b 当該職員は、所属長に速やかにその旨を報告する。
- c 各指定避難所等の責任者は、応急対策の実施状況等を踏まえ、当該職員が参集場所への復帰が可能と判断した場合は、その旨を指示するものとする。

(イ) ケガ、病気その他やむを得ない状態により、いずれの施設にも参集が不可能な場合は、何らかの手段をもってその旨を所属長へ報告する。

3. 災害応急対策実施要領（災害時対応マニュアル）の作成

各部、各機関の長は、災害の発生に備え、災害応急対策実施時における分掌事務及び所属職員の居住地等を勘案し、所属職員の役割分担及び参集場所等の詳細を定めた、災害応急対策実施要領（災害時対応マニュアル）を予め作成し、総務部長に報告するものとする。

(1) 実施要領に定める事項

ア. 災害応急対策実施時の組織及び任務

イ. 職員の配備・動員計画

(ア) 配備基準毎の災害対策要員

(イ) 配備要員の参集場所

(ウ) 連絡方法

ウ. 分掌事務の実施計画及び職員の役割分担

エ. その他災害応急対策に必要な事項

(2) 報告

実施要領は、適宜見直しを行い、必要な修正を加え、修正を行ったときは総務部長に

報告するものとする。

4. 業務継続性の確保

(1) 方針

県、市及び防災関係機関は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

(2) 実施内容

県、市及び防災関係機関は、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、代替施設等の検討などを行う。

特に、県及び市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。

5. 複合災害対策

(1) 方針

地震・津波、風水害等、火山災害、原子力災害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、災害応急対策が困難となる事象をいう。）の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

(2) 実施責任者

県、市、防災関係機関等は、連携して災害対策を行う。

(3) 実施内容

ア 県、市、防災関係機関等は、災害応急対策に当たる要員、資機材等の投入判断について、あらかじめ複合災害を想定しておくとともに、外部からの支援を早期に要請するようマニュアル等の整備に努める。

イ 様々な複合災害を想定した図上訓練の実施結果を踏まえてマニュアル等を見直すこととする。

第3. 緊急初動対応

危機管理監は、夜間、休日等の勤務時間外において、大規模な災害が発生し、または発生が予想される時、災害対策本部の活動体制が整うまでの災害対策の空白期間を解消するため、次により緊急初動体制を確立するものとする。

1. 緊急初動活動職員の配置

危機管理監は、本庁舎に災害応急対策等で登庁している職員及び緊急参集した職員等の中から必要な職員を配置し、次の緊急初動活動を実施させるものとする。

【緊急初動活動】

- (1) 本庁舎、駅前庁舎、柳川庁舎、浪岡庁舎並びに消防合同庁舎及び福祉増進センターの安全確認に関する事。
- (2) 災害情報の収集・伝達に関する事。
- (3) 各部、各機関との連絡調整に関する事。
- (4) 各部、各機関の応急措置実施状況の把握に関する事。
- (5) 災害対策本部の開設準備に関する事。
- (6) その他、緊急に対応すべき応急対策に関する事。

2. 災害対策本部への移行

- (1) 危機管理監は、災害対策本部の活動態勢が確立した場合には、緊急初動を解くものとする。
- (2) 総務部長は、緊急初動態勢が解かれた段階において、所要事項に関し、事務引継ぎを行うよう担当課長へ指示するものとする。
- (3) 緊急初動活動要員は、危機管理監の指示により、配備態勢に定められた職務に就く。
- (4) 市長が必要と認めた事項については、一部緊急初動活動を存続させることがある。

第3節 噴火警報等の発表及び伝達

火山災害に対し、防災活動に万全を期するため、以下のとおり噴火警報等の収集及び伝達を迅速かつ適切に実施するものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

- (1) 本部長（市長）は、法令及び本計画の定めるところにより、火山災害に関する予報、警報等を関係機関、市民その他関係ある公私の団体に伝達しなければならない。
- (2) 火山災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長、消防職員、警察官又は海上保安官に通報しなければならないものとする。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
総 務 部	危機管理班	・火山災害情報等の総括に関すること。
企 画 部	広報広聴班	・災害の広報に関すること。 ・広聴活動に関すること。
浪 岡 振 興 部	地域振興班	・浪岡地区における災害の広報及び広聴活動に関すること。
各 部	各 班	・火山災害に関する予報、警報等の伝達に関すること。

第2. 実施内容

1. 噴火警報等の収集及び伝達

(1) 噴火警報等の発表

仙台管区气象台及び気象庁本庁は、火山現象に関する観測成果等に基づき、火山現象の状況を一般及び関係機関に周知し、防災に資するため、次により噴火警報等を発表する。

ア. 噴火警報等の種類

- (ア) 噴火警報
- (イ) 噴火予報
- (ウ) 噴火警戒レベル
- (エ) 噴火速報
- (オ) 火山の状況に関する解説情報
- (カ) 降灰予報
- (キ) 火山ガス予報
- (ク) 火山現象に関する情報等

イ. 対象火山

八甲田山、十和田

ウ. 噴火警報等の概要

(ア) 噴火警報

仙台管区气象台が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表する。

噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。

(イ) 噴火予報

仙台管区气象台が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。

(ウ) 噴火警戒レベル

仙台管区气象台が、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する。

活動火山対策特別措置法第4条の規定に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から、噴火時や想定される火山現象の状況に応じた避難警戒体制の整備について共同で検討を実施する。

噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用される。本市に係る火山の噴火警戒レベルを以下に示す。

青森市に係る活火山の噴火警戒レベル運用状況

区分	火山名
噴火警戒レベルが運用されている火山	八甲田山、十和田

八甲田山 噴火警戒レベル表

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域)又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・融雪型火山泥流が居住地域に到達、あるいは切迫している 【過去事例】 大岳火口 約4800年前の噴火、約4200年前の噴火、約3100年前の噴火
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域で高齢者等の要配慮者及び特定地域の避難、住民の避難準備等が必要。	・融雪型火山泥流が居住地域に到達するような噴火の発生が予想される 【過去事例】 該当事例なし
警報	噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制など危険な地域への立入規制等。状況に応じて特定地域の避難、高齢者等の要配慮者の避難の準備等が必要。住民は通常の生活。	・大岳火口から、大きな噴石と溶岩流が概ね3km、火砕流・火砕サージが概ね6kmの範囲内に影響を及ぼす噴火の発生、またはその可能性 ・大岳火口から、大きな噴石が概ね3km、溶岩流が概ね2km、火砕流・火砕サージが概ね5kmの範囲内に影響を及ぼす噴火の発生、またはその可能性 ・積雪期は、大岳火口から概ね6kmの範囲内に融雪型火山泥流が到達、またはその可能性 【過去事例】 1世紀頃の噴火
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等。状況に応じて特定地域の避難等が必要。住民は通常の生活。	・大岳火口から、大きな噴石が概ね2kmの範囲内に影響を及ぼす噴火の発生、またはその可能性 【過去事例】 該当事例なし ・地獄沼火口から、大きな噴石が概ね1kmの範囲内に影響を及ぼす噴火の発生、またはその可能性 【過去事例】 地獄沼火口 13～14世紀の噴火 15～17世紀の噴火(2回)
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入り規制、特定地域の避難の準備等が必要。	・火山活動は静穏 ・状況により火口内に影響する程度の火山灰や火山ガス等が噴出する可能性

※融雪型火山泥流は積雪期のみ想定される。

※特定地域とは、八甲田山の想定火口に近い所に位置する温泉等の施設が含まれる地域を指す。早期に避難等の対応が必要になることがある。

※火口が特定できない場合は、大岳火口及び地獄沼火口の両方に対して噴火警報を発表する。

十和田 噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル (予報)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	【5-3】 ・火砕流・火砕サージが火口から概ね30kmの範囲の居住地域に被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫。積雪期には融雪型火山泥流が海岸部までの河川流域の居住地域に到達、あるいは切迫。 【過去事例】 約6200年前の噴火（中樞軽石噴火）、915年のクライマックスの噴火（毛馬内火砕流）
			4（高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難及び住民の避難の準備等が必要。想定火口範囲内の居住地域での避難等が必要。	【5-2】 ・火砕流・火砕サージが火口から概ね20km（最大23km）の範囲の居住地域に被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫。 【過去事例】 915年の一回当たりの噴火（中規模噴火） 【5-1】 ・大きな噴石が火口から4km程度まで飛散するなど居住地域に被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫。 【過去事例】 なし
警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	危険な地域への立入規制等。住民は今後の火山活動の推移に注意。	【レベル2、3の発表について】 ・火山活動が高まっていく段階では使用せず、火山活動が沈静化し、レベル4、5から下げる段階で、火山活動の状況に応じて発表する場合がある。
			2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等。住民は今後の火山活動の推移に注意。	
予報	噴火予報	火口内等	1（活火山がある）	火山活動に高まりがみられる。今後の活動の推移によってはレベルを引き上げる可能性がある。	状況に応じて、想定火口範囲内の居住地域での高齢者等の要配慮者の避難等が必要。	・浅部を震源とする火山性地震の増加、火山性微動の発生、浅部の膨張を示す地殻変動等。 【過去事例】 なし
				火山活動は静穏。	住民は通常の生活。	・火山活動は静穏。

※火山活動に高まりがみられ、今後の活動の推移によってはレベルを引き上げる可能性がある、または判断に迷う場合には、火山の状況に関する解説情報（臨時）を発表する。
 ※想定火口内の居住地域は、他の居住地域より早期に避難等の対応が必要。
 ※火口とは、火山ハザードマップの想定する噴火場所のことをいう。
 ※融雪型火山泥流は積雪期のみ想定される。

(エ) 噴火速報

仙台管区気象台が、噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表する。

噴火速報は以下のような場合に発表する。

- ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）
- ・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

※噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

(オ) 火山の状況に関する解説情報

仙台管区気象台が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

(カ) 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

①降灰予報（定時）

- ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表。
- ・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

②降灰予報（速報）

- ・噴火が発生した火山※¹に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表。
- ・噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。

※1 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

③降灰予報（詳細）

- ・噴火が発生した火山^{※2}に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後 20～30 分程度で発表。
- ・噴火発生から 6 時間先まで（1 時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。

※2 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず降灰予報（詳細）も発表。

降灰量階級ととるべき行動等

名称	表現例			影響と取るべき行動		その他の影響
	厚さ キーワード	イメージ		人	道路	
		路面	視界			
多量	1 mm以上 【外出を控える】	完全に覆われる	視界不良となる	外出を控える 慢性の喘息や慢性閉鎖性肺疾患（肺気腫等）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器等の異常を訴える人が出始める	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1 mm ≤ 厚さ < 1 mm 【注意】	白線が見えにくい	明らかに降っている	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある 道路の白線が見えなくなるおそれがある（およそ 0.1～0.2 mm で鹿児島市は除灰作業開始）	稲等の農作物が収穫できなくなったり ^{※1} 、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	0.1 mm 未満	うっすら積もる	降っているのがようやくわかる	窓を閉める 火山灰が衣服や身体に付着する目に入ったときは痛みを伴う	フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラス等に付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可 ^{※1}

※1 富士山ハザードマップ検討委員会（2004）による想定

(キ) 火山ガス予報

仙台管区気象台が、居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。

(ク) 火山現象に関する情報等

仙台管区気象台が、噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするために発表する。

・火山活動解説資料

写真や図表等を用いて火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため臨時及び定期的に発表する。

・月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめ、毎月上旬に発表する。

・噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向

・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。

(2) 噴火警報等の通報

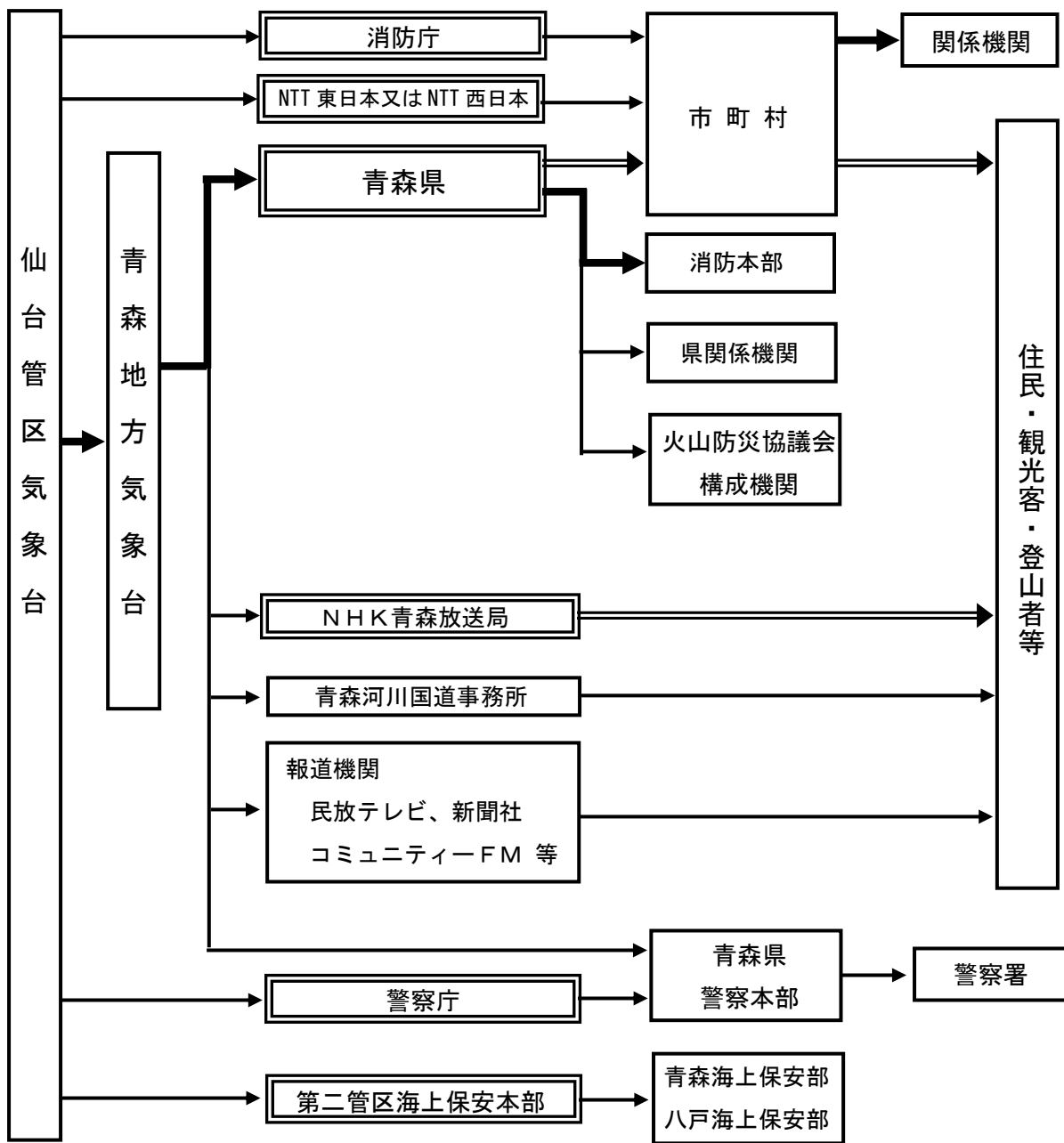
ア. 仙台管区気象台及び青森地方気象台は、噴火警報、「臨時」であることを明記した火山の状況に関する解説情報（以下「臨時の解説情報」という。）、噴火速報が発表されたときは、県、消防庁、東日本電信電話株式会社（西日本電信電話株式会社）、日本放送協会青森放送局、警察庁、第二管区海上保安本部及びその他必要と認める機関に速やかに通報する。

イ. 県は、青森地方気象台から噴火警報、臨時の解説情報、噴火速報等の通報を受けたときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、関係市町村及び関係機関に対し、通報し、又は要請するものとする。特に特別警報に位置づけられている噴火警報（居住地域）の通報を受けたときは、直ちにかつ確実に市に通知する。

ウ. 放送機関は、必要に応じ、県民への周知を図るため、放送時間、放送回数を考慮の上、放送する。

エ. 市は、県から噴火警報、臨時の解説情報、噴火速報等の通報を受けたときは、直ちに関係機関及び住民、登山者等に対し伝達する。この場合、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について必要な通知又は警告をする。なお、特別警報に位置づけられている噴火警報（居住地域）の通報を受けたときは、直ちに住民、登山者等へ伝達する。

<伝達系統図>



(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。

(注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

(注) 太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する臨時の解説情報及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務づけられている伝達経路。

2. 火山災害が発生するおそれのある異常現象発見時の通報

活火山においては、噴火の前兆現象が観測される可能性がある。また、噴火開始後も時系列的に噴火警戒レベルや災害形態が移行していくと予想される。これらのことから、登山者、住民等の生命の安全を確保するため、火山災害が発生する前の火山情報、異常現象に関する情報等を迅速かつ的確に伝達する。

通報すべき噴火の前兆現象については、下表のとおりである。

○顕著な地形の変化	山、崖等の崩壊
	地割れ
	土地の隆起・沈降等
○噴気、噴煙の異常	噴気口・火口の拡大、位置の移動・新たな発生等
	噴気・噴煙の量の増減、山麓での降灰・噴石現象の有無
	噴気・噴煙の色・臭気・温度・昇華物等の異常
○湧泉の異常	新しい湧泉の発見
	既存湧泉の枯渇
	湧泉の量・成分・臭気・濁度の異常等
○顕著な地温の上昇	新しい地熱地帯の発見
	地熱による草木の立ち枯れ等
	動物の挙動異常
○湖沼・河川の異常	水量・濁度・臭い・色・温度の異常
	軽石・死魚の浮上
	気泡の発生
○有感地震の発生及び群発	短周期での微動の発生
○鳴動の発生	山鳴り、火山雷の頻発

通報及び措置については、以下のとおりとする。

ア. 発見者の通報

異常現象を発見した者は、市長又は警察官若しくは海上保安官に通報する。なお、住民、登山者及び観光客等からの通報は、異常現象の内容が不明確となる場合があるため、通報を受けた機関は、発生場所（発見場所）を正確に把握するよう努める。

イ. 警察官の通報

通報を受けた警察官は、直ちに市長に通報するとともに、それぞれ警察署に通報する。

ウ. 市長の通報

通報を受けた市長は、その旨を遅滞なく次の機関に通報する。

なお、危険が切迫している場合は、危険区域の住民等に周知し、予想される災害が隣接する市町村に関連すると認められる場合は、その旨を隣接市町村に通報する。

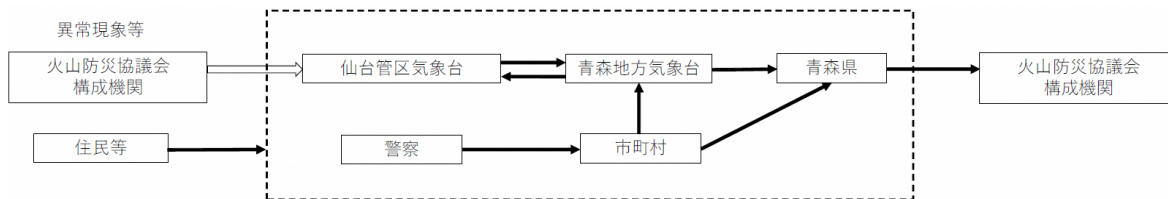
a. 青森地方气象台または目撃情報専用ダイヤル（0570-015-024）

b. 県（防災危機管理課）

エ. 県の措置

通報を受けた県（防災危機管理課）は、災害の予防、未然防止又は拡大防止のため、必要に応じ、関係機関に通報するとともに、庁内各部局に通報する。庁内各部局は、必要に応じそれぞれ出先機関に通報する。

<通報系統図>



※矢印は災害対策基本法第54条による情報の通報系統

※二重線矢印は、気象庁「噴火速報等の改善について」に基づく情報の伝達系統

※破線は住民等から直接連絡がいく火山防災協議会構成機関

3. 防災関係機関連絡先

機 関 名	電話番号	住 所	備 考 (担当課)
青 森 市	017-734-5059	青森市中央一丁目 22-5	危機管理課
青 森 消 防 本 部	017-775-0854	青森市長島二丁目 1-1	警 防 課
青 森 警 察 署	017-723-0110	青森市安方二丁目 15-9	警 備 課
青 森 南 警 察 署	0172-62-4021	青森市浪岡浪岡字淋城 87-1	警 備 課
青森海上保安部	017-734-2421	青森市青柳一丁目 1-2	警備救難課
青森地方気象台	017-741-7413	青森市花園一丁目 17-19	
県	017-734-9089	青森市長島一丁目 1-1	防災危機管理課

4. 庁内の伝達方法

- ア. 噴火警報等は、勤務時間内は危機管理課長が、勤務時間外は宿日直員（本庁守衛）が受領する。
- イ. 市域に関わる噴火警報等を受領した危機管理課長は、その発表内容に基づき、直ちに関係課長に伝達するものとする。なお、宿日直員（本庁舎守衛）が受領した場合は、直ちに総務部危機管理課長に伝達する。
- ウ. 噴火警報等を受領した各課長は、直ちに所属職員へ伝達するとともに、甚大な被害をもたらすおそれがある発表事項については、災害対策本部「部・班」別業務分担及び災害応急対策実施要領（災害時対応マニュアル）に基づき、関係機関及び市民に通報する。
- エ. 甚大な被害をもたらすおそれがある発表内容の噴火警報等を受領した危機管理課長は、本部長（市長）に報告する。
- オ. 噴火警報等の各部、関係機関及び市民への伝達は、上記のほか次によるものとする。

【各部・関係機関への伝達】

○勤務時間内

伝達責任者	伝達先	伝達方法	伝達内容
危機管理課長	各課長	市ネットワークシステム等	噴火警報等
各課長	所属職員	口頭、電話、FAX、市ネットワークシステム等	
	関係機関	電話、FAX、市ネットワークシステム等	

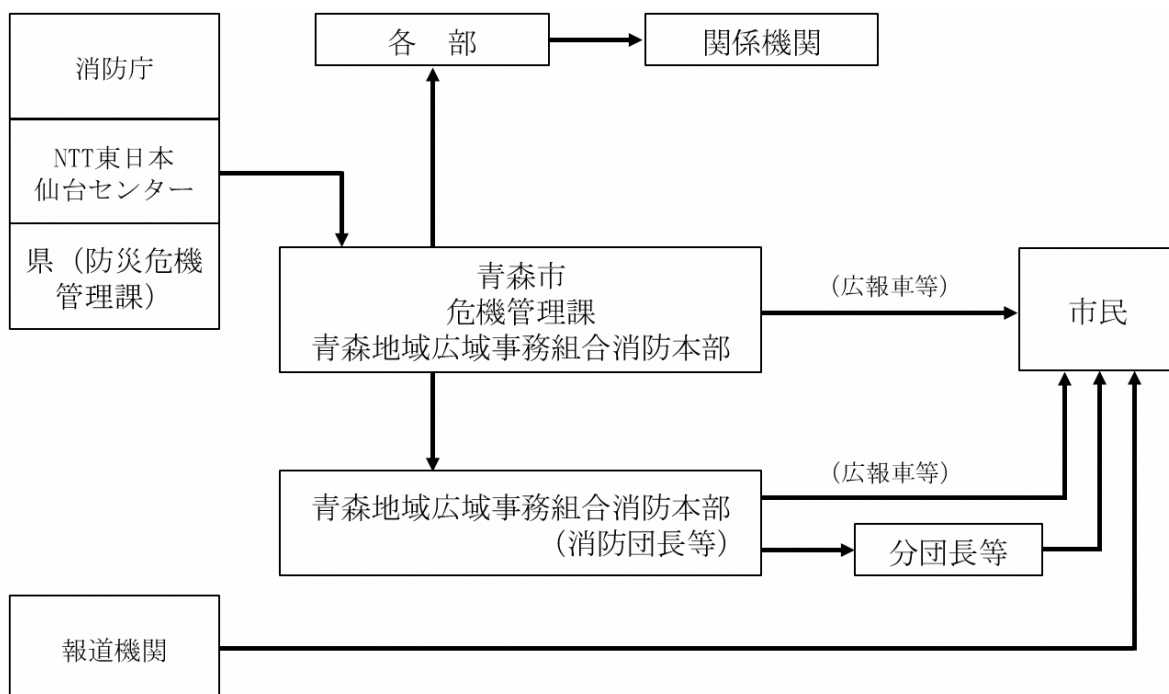
○勤務時間外

伝達責任者	伝達先	伝達方法	伝達内容
危機管理課長	各課長	電話等	噴火警報等
各課長	所属職員	電話、FAX等	
	関係機関	電話、FAX等	

【市民への伝達（周知）】

伝達責任者	伝達(周知)先	伝達(周知)方法	伝達(周知)内容
広報広聴課長 予防課長	災害の発生が 予想される地	広報車等、有線放送等	噴火警報等

5. 関係機関との伝達系統



(資料)

- 防災関係機関一覧 (資料・様式編/資料2)
- 有線放送施設保有町会一覧 (資料・様式編/資料16)
- 青森市災害対策本部「部・班」別業務分担 (資料・様式編/資料42)

第4節 情報収集及び被害等報告

火山災害に係る情報及び被害状況を迅速かつ確実に収集し、通報、報告するために必要な体制の確立を図るものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

本部長（市長）は、災害情報及び被害状況を市民等の協力を得て迅速かつ的確に調査収集し、県その他関係機関に通報、報告するものとする。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
総 務 部	危 機 管 理 班	・噴火警報等の総括に関すること。
	総 務 班	・危機管理班の応援に関すること。
	人 事 班	・危機管理班の応援に関すること。
市 民 部	市民協働推進班	・町会等に対する各種連絡等に関すること。
浪 岡 振 興 部	地 域 振 興 班	・浪岡地域における被害状況の把握及び報告の総括に関すること。 ・浪岡地域における防災行政用無線の利用及び確保に関すること。
消 防 部	警 防 班	・関係機関への災害情報及び被害状況の報告に関すること。
各 部	各 班	・情報収集及び被害報告等に関すること。

第2. 情報の収集、伝達

本部長（市長）は、積極的に職員を動員し、または関係機関の協力を得て、災害対応基本共有情報（E E I）その他の災害応急対策を実施するために必要な情報及び被害状況を次の段階ごとに収集するとともに、速やかに県及び関係機関に伝達する。

1. 噴火警報等が発表され災害が発生するおそれがある段階

(1) 災害情報の収集

本部長（市長）は、噴火警報等が発表され災害が発生するおそれがある場合、災害情報の収集に万全を期すため、所属職員をもって情報把握に当たらせるとともに、消防機関及び各町会長及び町内会長等から情報を収集し、その結果を県（防災危機管理課）に報告する。

(2) 災害情報の内容

ア. 災害発生のおそれがある場所

- イ. 今後とらうとする措置
- ウ. その他災害応急対策上必要と見込まれる事項

(3) 職員の巡視

次の噴火警報等が発表された場合、各班員は速やかに巡回車等により、被害の発生するおそれのある箇所等を巡回するものとする。

(4) 災害情報の報告

- ア. 各本部員（各部長等）は、部内各班が収集した情報を取りまとめ、総務部危機管理班（総務部危機管理課）に報告する。
- イ. 総務部危機管理班長（総務部危機管理課長）は、各部から報告された情報をとりまとめるとともに、県（防災危機管理課）に報告する。

2. 災害が発生し、又は拡大するおそれがある段階

(1) 被害情報の収集

被害情報の収集は、次により行うものとする。

- ア. 各本部員（各部長等）及び各班長（各課長等）は、青森市災害対策本部規程別表第一に基づき、所管に係る施設等の被害状況を調査するものとする。
- イ. 災害が発生した場合において、一回の調査では正確な被害の実態が掌握できないときには、再度の調査により順次精度を高め、速やかに調査を完了させるものとする。
- ウ. 調査に当たって正確を期すため、各町会長及び町内会長、その他関係者の協力を得て行うものとする。
- エ. 調査班（納税支援課、市民税課、資産税課）、地域振興班（浪岡振興部地域振興課）、浪岡調査班（浪岡振興部納税支援課）による建物及び工作物の被害状況並びに被災者実態調査は、災害救助の基礎となるものであるから毎戸調査を原則として、迅速かつ正確を期すものとする。

【収集すべき情報】

- ・ 人的被害
- ・ 建物被害
- ・ 道路・鉄道被害
- ・ 医療機関情報
- ・ 避難状況
- ・ ライフライン被害

【被害状況調査協力団体等】

被害調査区分	調査担当責任者	協力団体名
一般被害及び応急対策状況の総括	危機管理班長(危機管理課長)	
人、住家等の被害	調査班長(納税支援課長)、地域振興班長(浪岡振興部地域振興課長)、浪岡調査班長(浪岡振興部納税支援課長)	町会長及び町内会長
農業・畜産関係被害	農業政策班長(農業政策課長)、農地林務班長(農地林務課長)	農業協同組合 畜産協同組合等
林業関係被害	農地林務班長(農地林務課長)	土地改良区 森林組合等
水産関係被害	水産振興センター班長(水産センター所長)	漁業協同組合等
商工業・観光施設被害	経済政策班長(経済政策課長)、観光班長(観光課長)	商工会議所等
文教関係被害	教育総務班長(教育委員会事務局総務課長)、浪岡教育班長(浪岡教育課長)	各施設の長
社会福祉関係被害	福祉政策班長(福祉政策課長)、浪岡健康福祉班長(浪岡振興部健康福祉課長)	各施設の長
文化財関係被害	文化遺産班長(教育委員会事務局文化遺産課長)	各施設の長
医療施設被害	保健班長(保健予防課長)、浪岡健康福祉班長(浪岡振興部健康福祉課長)	各施設の長
環境衛生施設被害	環境政策班長(環境政策課長)、観光班(観光課長)、浪岡健康福祉班長(浪岡振興部健康福祉課長)	各施設の長
体育関係施設被害	地域スポーツ班長(地域スポーツ課長)、浪岡教育班長(浪岡教育課長)	各施設の長

(2) 被害状況の報告等

ア. 消防部通信指令班（通信指令課）は、119番通報が殺到する状況等の情報を県（防災危機管理課）及び国（消防庁応急対策室）に報告する。

県（防災危機管理課） NTT電話 017-734-9088 017-734-9089 FAX 017-722-4867 017-734-8017 防災情報ネットワーク 電話 8-810-1-6020 FAX 文書データ送信機能			
国（消防庁応急対策室）			
区分		平日（9:30～17:45）	左記以外（宿直室）
回線別			
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信ネットワーク	電話	8-048-500- 90-43422	8-048-500- 90-49102
	FAX	8-048-500- 90-49033	8-048-500- 90-49036

イ. 各部は、収集した被害状況を取りまとめ、総務部危機管理班（総務部危機管理課）に報告するとともに、次の被害調査報告分担区分に基づき、県関係出先機関等（県に連絡できない場合は、国（消防庁応急対策室））に逐次報告する。

【被害調査報告分担区分】

調査・報告事項	様式 番号	青森市調査分担区分		県への報告先	
				県出先機関経由	主管課
災害発生状況報告	1	総務部	危機管理班		防災危機管理課
被害者実態調査	6	税務部 浪岡振興部	調査班 地域振興班 浪岡調査班		
被害者名簿	7	税務部 浪岡振興部	調査班 地域振興班 浪岡調査班		
避難状況・救護所開設状況	4	総務部	危機管理班		防災危機管理課
公共施設被害	5	総務部	危機管理班		防災危機管理課
災害状況即報、災害確定報告	2	総務部	危機管理班		防災危機管理課
人的被害・住家被害	3	総務部	危機管理班	県中央福祉事務所	健康医療福祉政策課
救助の実施状況	9	総務部	危機管理班	県中央福祉事務所	健康医療福祉政策課
医療施設被害	10	保健部	保健班	県東津軽保健所	医療薬務課
廃棄物処理施設被害	11	環境部	廃棄物・リサイクル班		環境保全課
防疫の実施状況 生活衛生施設被害	12	保健部	保健班	県東津軽保健所	保健衛生課
水道施設被害	13	企業部	水道総務班	県東青県土整備 事務所	都市計画課
水稲被害	14 15	農林水産部	農業政策班	県東青農林水産 事務所	農産園芸課
りんご・特産果樹被害	16 17	農林水産部	農業政策班	〃	りんご果樹課
畑作・やさい・花き・桑樹 被害	18	農林水産部	農業政策班	〃	農産園芸課
果樹類樹体被害	17	農林水産部	農業政策班	〃	りんご果樹課
畜産関係被害	19 20	農林水産部	農業政策班	〃	畜産課
農業関係共同利用施設被害	21 22	農林水産部	農業政策班	〃	構造政策課、農産園芸課、りんご 果樹課、畜産課
農業関係非共同利用施設 被害	23	農林水産部	農業政策班	〃	〃
農業協同組合及び農業協 同組合連合会の在庫品被害	24	農林水産部	農業政策班	〃	団体経営改善課
農地及び農業施設被害	25	農林水産部	農地林務班	〃	農村整備課
林業関係被害	26 27	農林水産部	農地林務班	〃	林政課
水産業関係被害	28	農林水産部	水産振興セ ンター班	〃	水産局水産振興課
漁港・海岸被害	29	農林水産部	水産振興セ ンター班	〃	水産局漁港漁場整備課
商工業被害	30	経済部	経済政策班		経済産業政策課
観光施設被害	30	経済部	観光班		観光政策課
土木施設被害	31	都市整備部	都市政策班	県東青県土整備 事務所	河川砂防課、道路課、港湾空港 課、都市計画課
文教関係被害	32	教育部	教育総務班	東青教育事務所	教育庁教育政策課 (私立学校) 県民活躍推進課
福祉施設被害	33	福祉部	福祉政策班	県中央福祉事務所	健康医療福祉政策課
その他の公共施設被害	34		当該各課		担当課

ウ．総務部危機管理班長（総務部危機管理課長）は、各部より報告された被害状況のとりまとめ結果及び次の状況を県（防災危機管理課）に総合防災情報システム等により報告する。

- （ア）人命危険の有無及び人的被害（行方不明者の数を含む。）の発生状況
- （イ）火災等の二次災害の発生状況、危険性
- （ウ）避難の必要の有無及び避難の状況
- （エ）市民の動向
- （オ）その他、災害の発生拡大防止措置上必要な事項
- （カ）特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、県警察関係機関の協力に基づき正確な情報収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は、県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。
- （キ）要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

3. 災害の発生後、事態がある程度落ち着いた段階

（1）総務部危機管理班長（総務部危機管理課長）は、災害の発生後、事態がある程度落ち着いた段階で様式1～4により、災害状況を逐次、県（防災危機管理課）に報告するとともに、必要に応じ、次の状況を関係機関に報告する。また、各班長は、県の各部局に上記の被害調査報告分担区分により被害内容等について報告する。

- ア．被害の状況
- イ．避難指示等又は警戒区域の設定状況
- ウ．指定避難所の開設状況
- エ．避難生活の状況
- オ．救護所の設置及び活動状況
- カ．傷病者の収容状況
- キ．観光客等の状況
- ク．応急給食・給水の状況
- ケ．その他
 - （ア）青森市外の医療機関への移送を要する負傷者の状況
 - （イ）青森市外の医療機関又は介護老人保健施設への移送を要する入院者、入所者の状況
 - （ウ）その他

（2）被害報告区分

被害の報告区分は、次のとおりである。

- 被害程度の認定基準（資料49）

第3. 災害確定報告

- (1) 各部は、応急対策が終了した後、速やかに被害の確定報告を総務部危機管理班（総務部危機管理課）及び県関係出先機関等に報告する。
- (2) 総務部危機管理班長（総務部危機管理課長）は、各部から報告された確定状況を取りまとめるとともに、県（防災危機管理課）に報告する。

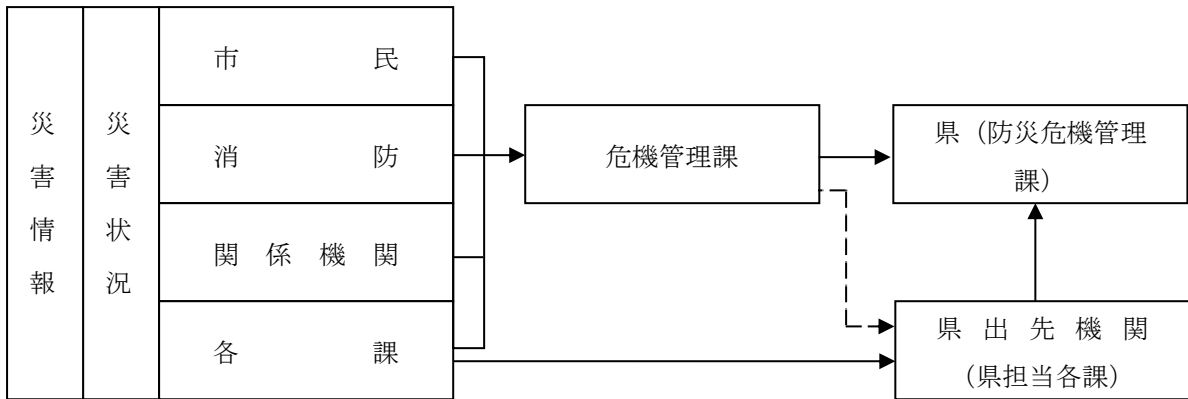
第4. 報告の方法及び要領**1. 方法**

- (1) 被害状況等の報告は、青森県総合防災情報システム、青森県防災情報ネットワーク、固定電話・ファクシミリ、衛星携帯電話等、最も迅速確実な方法により行う。また、報告を的確に行うため、青森県総合防災情報システムの地理情報システム等を有効に活用するとともに、災害現場映像情報を収集伝達するものとする。
- (2) 固定電話が途絶した場合は、青森県防災情報ネットワークまたは警察無線等他機関の無線通信設備等を利用する。
- (3) すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして報告するよう努める。

2. 要領

- (1) 被害報告については、速やかな災害応急対策を実施するため、災害発生後、直ちに災害の概要・災害対策本部の設置状況等を県（防災危機管理課）に報告する。
- (2) 被害程度の事項別報告は、緊急を要するもの、又は特に指示があった場合を除き、一日一回以上行う。
- (3) 被害報告は、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次行うが、特に死傷者、住家被害を優先させる。
- (4) 県（防災危機管理課）への報告を的確に行うため、青森県総合防災情報システムに被害や避難の状況を入力するとともに、地図上に被害箇所を入力して行う。また、防災へり緊急運航要請及び資機材の応援要請等についても青森県総合防災情報システムに入力して行うものとする。

【情報の収集、報告の系統図】



第5. 応援協力関係

- (1) 県は、市から被害状況の調査について応援の要請があったときは、これに協力する。
- (2) 防災関係機関は、市及び県から被害状況の調査について応援の要請があったときは、これに協力する。
- (3) 県災害対策本部長及び市災害対策本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関、登録被災者援護協力団体等に対し、資料・情報の提供等の協力を求めるものとする。

第6. その他

各機関は機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、無人航空機、船舶、車両、SAR衛星を含む人工衛星等の多様な情報収集手段を活用するよう努める。

災害時において、民心の安定と、応急対策実施の円滑化を図るため、努めて被災者の現状と対策の要求等を聴取する機会をつくる。

(資料)

- 防災関係機関一覧 (資料・様式編/資料2)
- 被害程度の認定基準 (資料・様式編/資料49)
- 各種報告様式 (資料・様式編/様式1～34)

第5節 通信連絡

火山災害発生時において各機関相互の通信連絡を迅速かつ円滑に行うため、情報伝達ルート
の多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の整備を図る。また、夜間休日においても、対
応できる体制の整備を図る。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

災害時における通信連絡は、関係機関の協力を得て、本部長（市長）が行う。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
総 務 部	総 務 班	・危機管理班の応援に関する事。
	危 機 管 理 班	・防災行政用無線の利用及び確保に関する事。 ・防災活動拠点施設配備無線の保守に関する事。
	人 事 班	・危機管理班の応援に関する事。
	管 財 班	・通信施設、設備の利用及び確保に関する事。
	情 報 管 理 班	・ネットワーク、行政情報端末の利用及び確保に関する事。 ・電算システムの利用及び確保に関する事。
浪 岡 振 興 部	地 域 振 興 班	・浪岡地域における防災行政用無線の利用及び確保に関する事。 ・浪岡地域における通信施設、設備の利用及び確保に関する事。 ・浪岡地域におけるネットワーク、行政情報端末の利用及び確保に関する事。
教 育 部	教 育 総 務 班	・防災活動拠点施設等（小・中学校）配備無線の利用に関する事。
企 業 部	施 設 班	・水道部に係る無線通信の統制に関する事。
消 防 部	通 信 指 令 班	・通信施設等の保守に関する事。 ・通信の運用及び無線の統制に関する事。 ・災害情報の収集、整理及び報告に関する事。
各 部	各 班	・通信施設の利用に関する事。

第2. 通信連絡手段

市長は、災害時における通信連絡を的確に行うため、衛星通信、インターネットメール等必

要な通信手段を確保するとともに、情報の質・内容に応じてそれらの通信手段の機能を生かした適切な利用方法で情報連絡を行う。

- (1) 青森県防災情報ネットワークを活用し、県と直接情報連絡を行う。
- (2) 保有する防災行政無線又は有線放送を基幹として、その他の手段の活用により、当該地域の各機関、県及び指定地方行政機関等の出先機関、公共的団体及びその他重要な施設の管理者等との間に通信連絡系統を整備し情報連絡を行う。
- (3) 災害に関する情報の収集伝達を円滑にするため、管内の警察署・消防署等の協力を得て情報連絡を行う。
- (4) 災害に関する緊急通信が必要な場合は、一時的には、公衆電気通信設備により確保するが、その利用ができない場合、災害時優先電話等による電気通信設備の優先利用、防災機関等の無線による非常通信の利用、専用通信施設の利用など、各種通信手段の活用により通信連絡を行う。

第3. 連絡方法

- (1) 本部長（市長）は、いつでも通信連絡ができるよう通信連絡体制を確立する。特に夜間休日における通信連絡体制を確立しておく。
- (2) 上記連絡の責任者を選任し、情報の収集、伝達に当たらせる。
なお、通信連絡責任者の氏名等は、あらかじめ県（防災危機管理課）に報告または通報しておく。

第4. 通信連絡

1. 青森県防災情報ネットワーク

光回線や衛星携帯電話回線等により、県と市町村、消防本部、県合同庁舎、県出先機関及び防災関係機関を有機的に結び災害時の情報収集、伝達を行う。

2. 電気通信設備（電話・電報）の優先利用

- (1) 災害時優先電話
 - ア. 災害時において電話が輻輳した場合、防災機関が防災活動や救護活動を行うときに支障をきたさないよう、災害時優先電話を利用して通信連絡を行う。
 - イ. 各機関は、NTT東日本株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ等の通信事業者から災害時優先電話の指定を受けておき、その電話番号、設置場所、利用方法を組織内に周知しておく。
- (2) 非常・緊急電報

災害時において、通信施設が壊れ、又は輻輳してかかりにくい場合、災害の予防若しくは救援、交通、電話等の確保又は社会秩序の維持のため必要な事項及びその他災害に関し公共の利益のため緊急に通信することを要する電報については、「非常又は緊急電

第1章 災害応急対策計画

第5節 通信連絡

報」として取り扱い、他の交換手扱い電話、電報に優先して配達することとなっており、これらの非常・緊急電報を活用して通信連絡を行う。

担当責任者	通信依頼先	依頼方法	手 続
管財班長 地域振興班長	東日本電信電話(株)	非常電報 緊急電報	○申込み受付番号は、115番 ○「非常電報」または「緊急電報」である旨を告げる。又は発信紙空白に「非常」又は「緊急」を朱書きする。 ○必要理由、事情を告げる。

また、非常・緊急電報は次の内容及び機関が利用できる。

種類	通話内容	利用機関
非常電報	1. 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告または警報に関する事項	気象機関相互間
	2. 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報またはその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間
	3. 災害の予防または救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
	4. 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含む。）の災害の予防または復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
	5. 通信施設の災害の予防または復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
	6. 電力設備の災害の予防または復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
	7. 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間
	8. 災害の予防または救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間

種類	通話内容	利用機関
緊急電報	1. 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、または発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	ア. 非常扱いの通話を取り扱う機関相互間（非常通話（電報）「8」欄に掲げるものを除く。） イ. 緊急事態が発生し、または発生するおそれがあることを知った者と「ア」の機関との間
	2. 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者または通信社の機関相互間
	3. 水道、ガス等の国民の日常生活に必要な不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	ア. 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 イ. ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 ウ. 国または地方公共団体の機関（非常通話及び緊急通話1～3に掲げるものを除く。）相互間

○ 災害時優先電話一覧 （資料11）

3. 無線等設備の利用

災害時において電気通信設備を利用することができないとき、又は利用することが著しく困難なときは、衛星携帯電話や青森市の無線設備を利用するとともに、防災関係機関の無線施設及び専用電話設備を利用して通信を確保するものとする。

（1）青森市無線設備

青森市が有する無線設備は、総則・災害予防計画編／第2章／第2部／第2節／第3「通信施設・設備」に掲げるとおりである。

（2）非常通信の利用

災害時において有線通信を利用できない場合又はこれを利用することが著しく困難な場合は、おおむね次に掲げる防災機関の無線通信設備を利用する。この利用にあたって必要な手続き等については、あらかじめ協議し、定めておく。

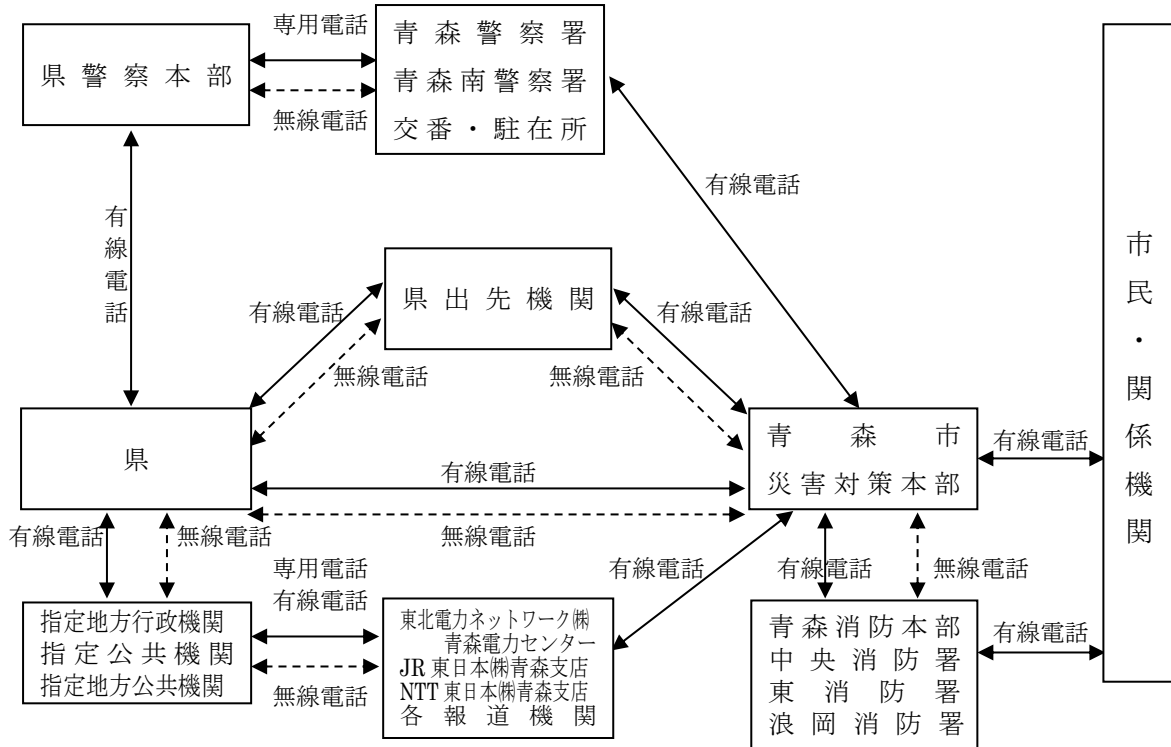
無線通信施設	通信依頼先	通信依頼先所在地	電話番号	連絡責任者
消防無線	青森消防本部通信指令課	青森市長島二丁目 1-1	017-775-0851	管財班長
警察無線 (交番・駐在所の設備を含む。)	青森警察署 警備課	青森市安方二丁目 15-9	017-723-0110	
	青森南警察署 警備課	青森市浪岡浪岡字淋城 87-1	0172-62-4021	
東北電力無線	東北電力ネットワーク(株) 青森電力センター 総務課	青森市本町一丁目 3-9	050-7789-8298	
国土交通省無線	国土交通省青森河川国道 事務所調査第二課	青森市中央三丁目 20-28	017-734-4521	
NTT 東日本(株)無線	NTT 東日本(株)青森支店 災害対策担当	青森市橋本二丁目 1-6	017-774-9550	
海上保安部無線	青森海上保安部 警備救難課	青森市青柳一丁目 1-2	017-734-2421	
アマチュア無線	日本アマチュア無線連盟 青森クラブ	青森市新城字平岡 213-15	017-788-8090	
	青森市役所 アマチュア無線クラブ	青森市長島三丁目 16-3	017-723-1938	

4. 専用通信設備の利用

災害時において、電気通信設備の利用ができない場合又は緊急に通信の必要がある場合は、おおむね次に掲げる専用通信設備の利用を図る。この利用にあたって必要な手続き等については、あらかじめ協議し、定めておく。

通信設備	通信依頼先	使用依頼先所在地	電話番号	連絡責任者
警察電話 (交番・駐在所の設備を含む。)	青森警察署 警備課	青森市安方二丁目 15-9	017-723-0110	管財班長
	青森南警察署 警備課	青森市浪岡浪岡字淋城 87-1	0172-62-4021	
消防電話	青森消防本部 通信指令課	青森市長島二丁目 1-1	017-775-0851	
海上保安電話	青森海上保安部 警備救難課	青森市青柳一丁目 1-2	017-734-2421	
気象電話	青森地方気象台	青森市花園一丁目 17-19	017-741-7413	
鉄道電話	J R 東日本(株)青森支店 総務課	青森市柳川一丁目 1-1	017-734-6732	
電気事業電話	東北電力ネットワーク(株) 青森電力センター 総務課	青森市本町一丁目 3-9	050-7789-8298	

第5. 災害通信利用系統図



※有線通信及び無線通信が利用不能若しくは困難な場合は、使走により通信、連絡を行う。

(資料)

- | | |
|---------------------------|---------------|
| ○ 無線施設・設備等一覧 | (資料・様式編/資料10) |
| ○ 災害時優先電話一覧 | (資料・様式編/資料11) |
| ○ 青森市行政情報ネットワーク端末配備状況 | (資料・様式編/資料12) |
| ○ 災害対策用携帯電話配備基準 | (資料・様式編/資料13) |
| ○ 青森県防災情報ネットワーク回線構成図 | (資料・様式編/資料14) |
| ○ 地域振興用陸上移動通信システム無線配備状況一覧 | (資料・様式編/資料15) |
| ○ 有線放送施設保有町会一覧 | (資料・様式編/資料16) |

第6節 災害広報・情報提供

火山災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社会秩序の維持及び民心安定を図るため、外国人住民、訪日外国人を含む観光客等にも配慮しながら、災害情報、事前措置、市民の心構え等の広報活動について必要な事項を定め、迅速かつ適切な災害広報を図るものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

- (1) 本部長（市長）は、市民及び報道機関等に対し、被害状況その他災害情報を迅速かつ的確に周知させるため、災害情報を総括する班を設けるとともに、災害の規模、態様に応じた広報を行い、災害が終息したときは必要に応じて市民相談窓口等を開設する。
- (2) 防災関係機関は、それぞれの所掌により、市民等に対し、災害情報等の周知に努める。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
総 務 部	総 務 班	・危機管理班の応援に関すること。
	危 機 管 理 班	・気象情報等の総括に関すること。 ・災害情報の総括に関すること。
	人 事 班	・危機管理班の応援に関すること。
	管 財 班	・車両の確保及び配車に関すること。
	情 報 管 理 班	・ネットワーク、行政情報端末の利用及び確保に関すること。
企 画 部	広 報 広 聴 班	・災害の取材（写真記録を含む。）に関すること。 ・災害の広報に関すること。 ・広聴活動に関すること。
	支 援 班	・広報広聴班の応援に関すること。
市 民 部	市 民 協 働 推 進 班	・町会等に対する各種連絡等に関すること。
	生 活 安 心 班	・市民相談窓口の開設及び運営に関すること。
福 祉 部	福 祉 政 策 班	・要配慮者の安全確保対策の総括に関すること。
	障 がい 者 支 援 班	・要配慮者（障がい者）の安全確保対策に関すること。
	高 齢 者 支 援 班 介 護 保 険 班	・要配慮者（高齢者）の安全確保対策に関すること。

担当部（主担当班）		担 当 業 務
こども未来部	こども・若者政策班	・要配慮者（乳幼児・こども・妊産婦）の安全確保対策の総括に関する事。
	子育て支援班	・要配慮者（乳幼児）の安全確保に関する事。
	あおり親子はぐくみプラザ班	・要配慮者（妊産婦）の安全確保対策に関する事。
保健部	保健班	・要配慮者（傷病者）の安全確保対策に関する事。
経済部	交流推進班	・要配慮者（外国人）の安全確保対策に関する事。
浪岡振興部	地域振興班	・浪岡地域における防災行政用無線の利用及び確保に関する事。 ・浪岡地域における災害の取材（写真記録等を含む）、広報及び広聴活動並びに市民相談窓口の開設に関する事。
	浪岡市民班	・浪岡地域における市民相談窓口の開設及び運営に関する事。
	浪岡健康福祉班	・浪岡地域における要配慮者の状況把握及び安全確保対策に関する事。
消防部	予防班	・消防等の広報に関する事。 ・写真等記録に関する事。
各部	各班	・市民相談窓口の開設及び運営に対する協力に関する事。

第2. 青森市の災害広報

本部長（市長）は、次により災害広報を実施する。

1. 災害広報の総括

- (1) 市災害対策本部における災害広報は広報広聴班長（広報広聴課長）が総括する。
- (2) 広報広聴班長（広報広聴課長）は、防災関係機関及び報道機関と密接な連絡を行い、正確な情報の把握に努めるものとする。また、人的被害の数について広報を行う際には、県等と密接に連携しながら適切に行うものとする。
- (3) 広報広聴班長（広報広聴課長）は、災害情報等の広報資料を収集するとともに、特に報告、記録等に供する写真の収集又は撮影に努めるものとする。

2. 災害広報の内容

災害広報により伝達する情報は、次のとおりとする。

- (1) 緊急情報（市民の生命、財産の保護及び不安解消を図るための情報）
 - ア. 災害対策本部の設置に関する事項
 - イ. 災害の概況
 - ウ. 市及び各防災関係機関の応急措置に関する事項

- エ. 避難指示等の発令状況
 - オ. 防疫に関する事項
 - カ. 火災状況
 - キ. 指定避難所、医療救護所の開設状況
 - ク. 道路、河川等の公共施設の被害状況
 - ケ. 二次災害を含む被害の防止に関する事項
 - コ. その他必要な事項
- (2) 生活情報（被災住民の生活維持のため必要となる情報）
- ア. 電気、ガス、水道等供給の状況
 - イ. 道路交通等に関する事項
 - ウ. 給食、給水の実施状況
 - エ. 一般的な市民生活に関する情報
 - オ. その他、社会秩序の維持及び民心の安定のため必要な事項
- (3) 生活支援情報（被災者の生活再建のため必要となる情報）
- ア. 住宅情報
 - イ. 各種相談窓口の開設状況
 - ウ. 罹災証明の発行情報
 - エ. 災害援護資金等の融資情報
 - オ. その生活支援及び復興に関する情報

3. 災害広報の実施方法

災害広報は次により行うものとし、特に市民の生命、財産の保護に関する情報は、他の情報に優先して行うものとする。

(1) 市民への広報

- ア. 市民に対する広報は、必要に応じ随時、迅速かつ的確に行うものとする。
- イ. 災害広報の実施方法は、おおむね次の方法によるものとし、情報の内容及び緊急性等に応じて適切な方法により行うものとする。
 - (ア) 防災行政無線（同報系無線）、有線放送等の設備による広報
 - (イ) 広報車による広報
 - (ウ) 報道機関による広報
 - (エ) 広報紙の掲示、配布
 - (オ) 指定避難所への職員の派遣
 - (カ) その他インターネットのホームページや防災メール、緊急速報メール、X、フェイスブック、LINE、アマチュア無線等様々な広報媒体を効果的に用いての広報
- ウ. 要配慮者への広報

福祉政策班長（福祉政策課長）は、関係各班と連携し、町会及び町内会、災害ボランティア、国際交流協会等の協力を得て、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に対する災害広報に努めるものとする。

- エ. 広報広聴班長（広報広聴課長）と地域振興班長（地域振興課長）は連携し、安否情

報について県等防災関係機関とあらかじめ協議し定めた方法により広報するよう努めるものとする。

(2) 報道機関への広報

広報広聴班長（広報広聴課長）と地域振興班長（地域振興課長）は連携し、被害状況、災害応急対策実施状況、避難指示等の発令状況その他市民及び罹災者に対する注意事項等の広報資料をとりまとめ、適宜市政記者室へ送付するなど、報道機関への的確な情報提供に努める。

(3) 防災関係機関への広報（伝達）

防災関係機関に対する広報（伝達）は、有線・無線電話、ファックス等を活用し、必要に応じ、随時、迅速かつ的確に行うものとする。

4. 市民相談窓口の開設等

(1) 災害が収束したときは、必要に応じ、生活安心班長（生活安心課長）は、浪岡市民班長（浪岡市民課長）と連携し、関係各班の要員等から構成する臨時市民相談窓口等を各庁舎、支所、市民センター等に開設し、住民の相談要望等を聴取して速やかに関係各課に連携し、早期解決に努める。

(2) 市長は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受けることのできる体制の整備に努めるものとする。

(3) 市長は、災害種別ごとの安否情報について県等防災関係機関とあらかじめ協議し定めた方法により広報するよう努める。また、個人の安否情報伝達に有効な災害伝言ダイヤル（171番）の活用を市民に周知するよう努める。

(4) 市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者等からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者などが含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

(5) 市等の防災関係機関は、国と連携して外国人住民・訪日外国人に対して、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境の整備を図るものとする。平時には、住民登録時等を活用した防災情報の情報発信ツールの在留外国人への周知や、防災情報の伝達が困難な外国人に対する取組の推進など、災害発生時における外国人の避難支援等が適切に行われるよう留意する。また、災害時には、行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、指定避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの活用を図る。

5. 避難住民への情報提供

広報広聴班長（広報広聴課長）と地域振興班長（地域振興課長）は、避難住民への情報ル

ートを確立し、伝達手段（避難所巡回員等による伝達、掲示板、広報資料、広報紙、インターネット等）を確保して必要な情報を提供する。

(資料)

- | | |
|---------------------------|---------------|
| ○ 無線施設・設備等一覧 | (資料・様式編／資料10) |
| ○ 青森市行政情報ネットワーク端末配備状況 | (資料・様式編／資料12) |
| ○ 青森県防災情報ネットワーク回線構成図 | (資料・様式編／資料14) |
| ○ 地域振興用陸上移動通信システム無線配備状況一覧 | (資料・様式編／資料15) |
| ○ 有線放送施設保有町会一覧 | (資料・様式編／資料16) |

第7節 避難

火山災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民、登山者及び観光客等（訪日外国人等の旅行者を含む。）を保護するため、各火山避難計画に基づき、警戒区域の設定等さらには危険区域内の市民を適切に安全地域に避難させるとともに、必要に応じて指定避難所を開設し、避難者を保護するものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

(1) 避難指示等

避難のための立退きの指示並びに指定避難所の開設及び避難者の受入は、本部長（市長）が行うものとする。

なお、法律に定める特別の場合は、避難指示等を本部長（市長）以外の者が実施する。

実施責任者	内容	要件	根拠法
本部長（市長）	災害全般		災害対策基本法 第60条
警察官	災害全般	ただし、本部長（市長）が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき、又は本部長（市長）から要求があったとき	災害対策基本法 第61条 警察官職務執行法 第4条
海上保安官	災害全般	ただし、本部長（市長）が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき、又は本部長（市長）から要求があったとき	災害対策基本法 第61条
知事	災害全般	ただし、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法 第60条
自衛官	災害全般	警察官がその場にはいない場合に限る	自衛隊法 第94条
知事またはその命を受けた職員	洪水又は高潮による氾濫からの避難の指示		水防法 第29条
知事またはその命を受けた職員	地すべりからの避難の指示		地すべり等防止法 第25条

(2) 指定避難所の設置

指定避難所の設置は、本部長（市長）（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市長）が行う。

(3) 警戒区域の設定

警戒区域の設定は、本部長（市長）が行う。

なお、法律に定める特別の場合は、次のとおり法の規定に基づき本部長（市長）以外の者が実施する。

実施責任者	内容	要件	根拠法
本部長（市長）	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合で、人命又は身体に対する危険を防止するために特に必要と認めるとき	災害対策基本法 第63条
警察官	災害全般	同上の場合においても、本部長（市長）若しくはその委任を受けた青森市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災害対策基本法 第63条
海上保安官	災害全般	同上の場合においても、本部長（市長）若しくはその委任を受けた青森市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災害対策基本法 第63条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般	同上の場合においても、本部長（市長）等、警察官及び海上保安官がその場にいるとき	災害対策基本法 第63条
消防吏員または消防団員	水害を除く災害全般	災害の現場において、活動確保をする必要があるとき	消防法 第28条・第36条
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	洪水高潮	水防上緊急の必要がある場合	水防法 第21条

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担当業務
総務部	危機管理班	・避難の指示の関係機関への通知、報告に関すること。
	人事班	・応援職員の要請及び連絡調整に関すること。 ・危機管理班の応援に関すること。
企画部	広報広聴班	・災害の広報に関すること。
税務部	国保医療年金班	・避難所の開設及び管理の応援に関すること。 ・避難者の収容、把握（立退先等）の応援に関すること。
市民部	市民協働推進班	・避難所開設及び管理の応援に関すること。
	生活安心班	・災害時における交通の規制等に関すること。
福祉部	福祉政策班	・要配慮者の安全確保対策の総括に関すること。 ・避難所の開設及び管理の総括に関すること。 ・避難所（福祉館）の開設及び管理に関すること。 ・避難者の収容及び把握（立退先等）に関すること。
	障がい者支援班	・要配慮者（障がい者）の安全確保対策に関すること。
	高齢者支援班 介護保健班	・要配慮者（高齢者）の安全確保対策に関すること。

担当部（主担当班）		担 当 業 務
こども未来部	こども・若者政策班	・要配慮者（乳幼児・こども・妊産婦）の安全確保対策の総括に関すること。
	子育て支援班	・要配慮者（乳幼児）の安全確保対策に関すること。
	あおもり親子はぐくみプラザ班	・要配慮者（妊産婦）の安全確保対策に関すること。
保健部	保健班	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者（傷病者）の安全確保対策に関すること。 ・避難所等における食中毒の予防に関すること。 ・避難所等における感染症予防に関すること。 ・避難者の収容、把握（立退先等）の応援に関すること。
経済部	交流推進班	・要配慮者（外国人）の安全確保対策に関すること。
	地域スポーツ課	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所（文化スポーツ施設）の開設及び管理に関すること。 ・避難者の収容及び把握（立退先等）に関すること。
都市整備部	公園河川班	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水に関する避難の指示及び避難誘導に関すること。 ・広域避難所の開設及び管理に関すること。
	道路維持班	<ul style="list-style-type: none"> ・崖崩れ等に関する避難の指示及び避難誘導に関すること。 ・避難道路の選定及び確保に関すること。
浪岡振興部	地域振興班	<ul style="list-style-type: none"> ・浪岡地域における防災行政無線の利用及び確保に関すること。 ・浪岡地域における災害の取材（写真記録を含む。）、広報及び広聴活動並びに市民相談窓口の開設に関すること。
	浪岡市民班	<ul style="list-style-type: none"> ・浪岡地域における避難所等における衛生保持に関すること。 ・浪岡地域における特別交通規制に関すること。 ・浪岡地域における避難道路の選定及び確保に関すること。
	浪岡健康福祉班	<ul style="list-style-type: none"> ・浪岡地域における避難所の開設及び管理の総括に関すること。 ・浪岡地域における避難所（健康福祉課所管施設）の開設・管理及び避難者の状況把握（収容・立退先等）に関すること。 ・浪岡地域における要配慮者の状況把握及び安全確保対策に関すること。
	浪岡都市整備班	<ul style="list-style-type: none"> ・浪岡地域における洪水に関する避難の指示及び避難誘導に関すること。 ・浪岡地域における崖崩れ等に関する避難の指示及び避難誘導に関すること。 ・避難道路の確保に関すること。
教育部	教育総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・教育部の管理に係る避難所の開設及び管理に関すること。 ・教育部所管施設に係る避難者の収容及び把握（立退先等）に関すること。
	文化学習活動推進班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所（文化施設）の開設及び管理に関すること。 ・避難者の収容及び把握（立退先等）に関すること。
	地域班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所（市民センター、公民館及び勤労青少年ホーム）の開設及び管理に関すること。 ・避難者の収容及び把握（立退先等）に関すること。
	浪岡教育班	<ul style="list-style-type: none"> ・浪岡教育班の管理に係る避難所の開設及び管理に関すること。 ・浪岡教育班の管理に係る避難者の収容及び把握（立退先等）に関すること。

担当部（主担当班）		担当業務
企業部	管理班	・バス緊急輸送の確保に関すること。
消防部	予防班	・警報等の伝達に関すること。 ・避難対策に関すること。
	消防班	・避難の指示の伝達及び避難誘導に関すること。 ・警戒区域の設定に関すること。

第2. 避難指示等の基準

噴火警戒レベルごとの警戒範囲と避難指示等の発令基準は、概ね以下のとおりである。

八甲田山の噴火警戒レベルごとの警戒範囲と避難指示等の発令

噴火警報の種類	警戒範囲	避難指示等
噴火警報（火口周辺） または火口周辺警報 （噴火警戒レベル2）	大岳火口 ・火口から概ね2 km以内の範囲 地獄沼火口 ・火口から概ね1 km以内の範囲	・警戒範囲へ避難指示を発令 ・警戒範囲周辺の特定地域へ高齢者等避難を発令
噴火警報（火口周辺） または火口周辺警報 （噴火警戒レベル3）	大岳火口 ・火口から概ね5 km以内の範囲 ・火口から概ね6 km以内の河川流域（堤川、駒込川、蔦川、奥入拆川、涸沢）	・火口から概ね5 km以内の警戒範囲（特定地域含む）へ避難指示を発令 ・警戒範囲周辺の特定地域へ高齢者等避難を発令
	大岳火口 ・火口から概ね6 km以内の範囲 ※大規模噴火に伴う融雪型火山泥流の発生が予想される場合は、噴火警戒レベル4に引き上げる。	・警戒範囲（特定地域含む）へ避難指示を発令
噴火警報（居住地域） または噴火警報 （噴火警戒レベル4）	大岳火口 ・火口から概ね6 km以内の範囲 ・堤川、駒込川、蔦川、奥入拆川の河川流域（居住地域を含む）	・火口から概ね6 km以内の警戒範囲（特定地域含む）へ避難指示を発令 ・河川流域の警戒範囲へ高齢者等避難を発令
噴火警報（居住地域） または噴火警報 （噴火警戒レベル5）	大岳火口 ・火口から概ね6 km以内の範囲 ・堤川、駒込川、蔦川、奥入拆川の河川流域（居住地域を含む）	・警戒範囲へ避難指示を発令

※上表のほか、住民等の安全確保のため必要と判断した場合にも発令する。

十和田の噴火警戒レベルごとの警戒範囲と避難指示等の発令

噴火の警報の種類	警戒範囲	避難指示等				
		想定火口範囲内	想定火口範囲から4 km圏内	想定火口範囲から20 km圏内	想定火口範囲から30 km圏内	海岸部までの河川流域(積雪期)
噴火予報(噴火警戒レベル1)時に火山の状況に関する解説情報(臨時)が発表	想定火口範囲内	高齢者等避難発令(冬期は避難指示発令)	高齢者等は避難準備をするよう促す			
噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報(噴火警戒レベル2)	火口の出現位置に応じて設定					
噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報(噴火警戒レベル3)	火口の出現位置に応じて設定					
噴火警報(居住地域)又は噴火警報(噴火警戒レベル4)	【4-1】 想定火口範囲から4 km圏内(中湖から7.4 km)	避難指示発令	高齢者等避難発令(冬期は避難指示を発令)			
	【4-2】 想定火口範囲から概ね30 km	高齢者等避難	高齢者等避難	高齢者等避難	高齢者等避難	
	海岸部までの河川流域(積雪期)	高齢者等避難	高齢者等避難	高齢者等避難	高齢者等避難	高齢者等避難
噴火警報(居住地域)又は噴火警報(噴火警戒レベル5)	【5-1】 想定火口範囲から4 km圏内(中湖から7.4 km)	避難指示発令	避難指示発令			
	【5-2】 想定火口範囲から概ね20 km	避難指示発令	避難指示発令	避難指示発令		
	【5-3】 想定火口範囲から概ね30 km	避難指示発令	避難指示発令	避難指示発令	避難指示発令	
	海岸部までの河川流域(積雪期)	避難指示発令	避難指示発令	避難指示発令	避難指示発令	避難指示発令

※【4-1】 大きな噴石が火口から4 km程度まで飛散するなど居住地域に影響を及ぼす噴火の可能性

【4-2】 火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が火口から概ね4 kmを超えた居住地域に到達する噴火の可能性

【5-1】 大きな噴石が火口から4 km程度まで飛散するなど居住地域に被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫

【5-2】 火砕流・火砕サージが火口から概ね20km(最大23km)の範囲の居住地域に被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫

【5-3】 火砕流・火砕サージが火口から概ね30kmの範囲の居住地域に被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫。積雪期には融雪型泥流が海岸部までの河川流域の居住地域に到達あるいは切迫

第3. 避難指示等の伝達

噴火警報等の発表及び伝達、異常現象の通報がなされ、火山噴火等により地域住民等に被害が及ぶおそれがあると判断される場合には、人命の安全を第一義とし、直ちに避難の指示を行う。

避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努めるなど、避難指示等判断基準等を明確化しておく。

住民を避難させるに当たっては、そのときの情勢を検討し、火山避難計画に定める噴火警戒レベルごとの警戒範囲と避難指示等の発令基準により行い、危険の切迫性に応じ伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、積極的な避難行動の喚起に努める。

避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して早めの段階で高齢者等避難を伝達するなど、危険が切迫する前に十分な余裕をもって、避難指示等を行うほか、一般住民に対しては、避難準備及び自主的な避難を呼びかける。

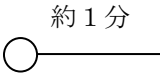

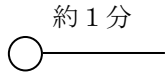
また、避難指示等の対象地域及び判断時期、避難指示等解除などに関して、国及び県に必要な助言を求めるものとする。

1. 周知徹底の方法、内容

(1) 避難指示等の伝達は、最も迅速かつ的確に市民に周知できる方法により実施するが、おおむね次の方法によるものとする。

ア. 信号（警鐘、サイレン）により伝達する。

火山による避難指示等は次の信号による。

警鐘信号	サイレン信号		
乱打	 約1分	 約5秒 休止	 約1分

イ. ラジオ、テレビ放送により伝達する。

ウ. 防災行政無線（同報無線）、有線放送により伝達する。

エ. 広報車により伝達する。

オ. 情報連絡者（各部・各機関の職員、町会長及び町内会長等）による戸別訪問、拡声器等により伝達する。

カ. 電話により伝達する。

キ. Lアラート（災害情報共有システム）

ク. 携帯電話（緊急速報メール機能を含む）

(2) 本部長（市長）等の避難指示等を発令する者は、次の内容を明示して実施する。

ア. 噴火警戒レベルと求める行動

イ. 避難が必要である状況、避難指示等の理由

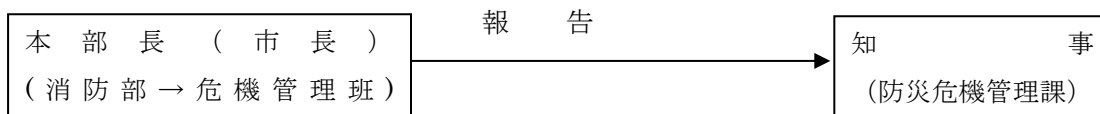
- ウ. 危険区域
 - エ. 避難対象者
 - オ. 避難経路
 - カ. 指定避難所
 - キ. 移動方法
 - ク. 避難時の留意事項
- (3) 情報連絡者は、避難にあたり次の事項を市民に周知徹底する。
- ア. 戸締り、火気の始末を完全にすること。
 - イ. 携帯品は、必要最小限のものにすること。(食料、水筒、タオル、チリ紙、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、毛布、携帯電話(充電器を含む)等)
 - ウ. 服装は、なるべく軽装とし、帽子、雨具、防寒衣等を携行すること。

2. 関係機関相互の通知及び連絡

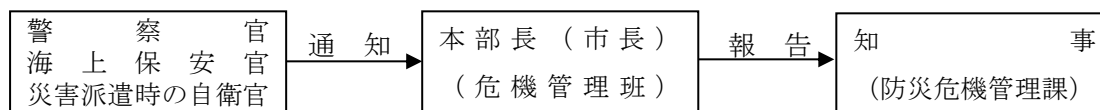
- (1) 避難指示等を行ったときは、次の系統により関係機関に通知または報告する。
- ア. 本部長(市長)が避難指示等を発令したとき又は他の実施責任者が避難のための立退きを指示した旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を知事(防災危機管理課)に報告する。また、避難指示等を解除した場合も同様とする。
この場合の報告事項は、おおむね次のとおりとする。
 - (ア) 避難指示等を発令した場合
 - a 災害等の規模及び状況
 - b 避難指示等を発令した日時
 - c 避難指示等の対象地域
 - d 対象世帯数及び対象人数
 - e 指定避難所開設予定箇所数
 - (イ) 避難指示等を解除した場合
避難指示等を解除した日時
 - イ. 警察官又は海上保安官が避難のための立退きの指示をしたときは、直ちにその旨を本部長(市長)に通知する。
 - ウ. 水防管理者(市長)が避難のための立退きの指示をしたときは、その旨を青森警察署長並びに青森南警察署長に通知する。
 - エ. 知事又はその命を受けた職員が避難の指示をしたときは、直ちにその旨を青森警察署長並びに青森南警察署長に通知するものとする。
- (2) 市は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する噴火警戒レベルを明確にして対象者ごとに噴火警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、市民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

【通知・連絡系統】

市長の発令



他の実施責任者の発令



(3) 避難指示等を発令したときは、(1)のほか、他の関係機関と相互に連絡をし、協力する。

(4) 警戒区域の設定等を実施した警察官または海上保安官は、その旨を本部長(市長)に通知する。

(5) 関係機関の連絡先

機関名	担当課	所在地	電話番号
青森市	総務部危機管理課	青森市中央一丁目 22-5	017-734-5059
	公園河川課(水防管理)		017-752-8345
	道路維持課		017-752-8563
	浪岡振興部総務課	青森市浪岡浪岡字稲村 101-1	0172-62-1111
	都市整備課(水防管理)		0172-62-1168
青森消防本部	警防課	青森市長島二丁目 1-1	017-775-0854
青森県	防災危機管理課	青森市長島一丁目 1-1	017-734-9089
	東青県土整備事務所 (河川砂防施設課)	青森市幸畑字唐崎 76-4	017-728-0260
青森警察署	警備課	青森市安方二丁目 15-9	017-723-0110
青森南警察署	警備課	青森市浪岡浪岡字淋城 87-1	0172-62-4021
青森海上保安部	警備救難課	青森市青柳一丁目 1-2	017-734-2421

第4. 避難方法

避難指示等を発令したときの誘導等は、次のとおりとする。

1. 原則的な避難形態

- (1) 避難指示等が発令された場合の避難の単位は、指定する避難場所ごとになるべく一定地域または町会及び町内会などの単位とする。
- (2) 避難指示等を発令するいとまがない場合等で、緊急避難を要する状況のときは、市民は自ら判断し、最寄りの最も安全と思われる場所への自主避難に努める。

2. 避難誘導及び移送

- (1) 誘導に当たっては、適切な時期と適切な避難方向への誘導、避難行動要支援者の優先及び携行品の制限等に留意し、実施する。
発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。
- (2) 避難誘導員は、市職員、消防職団員、自主防災組織構成員等が当たることとし、災害の状況によって誘導できない場合は、自らの生命の安全の確保を最優先とする。
- (3) 避難誘導の方法は、避難者数及び誘導員数に応じて、避難集団に付き添って避難を誘導する方法（引き連れ法）、又は避難者大勢に対して避難路上で避難方向等を指差したり、口頭で指示する方法（指差し法）のいずれか、あるいは併用により実施する。
- (4) 避難者の移送は、原則としてバス等による大量移送とする。なお、県は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、移送すべき人並びに移送すべき場所及び期日を示して、被災者の移送を要請するものとする。

第5. 指定避難所の確保等

本部長（市長）は、次により指定避難所を確保する。

1. 指定避難所の事前指定

指定避難所の事前指定は、総則・災害予防計画編／第2章／第2部／第4節／「避難対策」のとおりとする。

2. 指定避難所の確保

福祉政策班長（福祉政策課長）は、災害の状況によって指定避難所が不足する場合は、関係各班と連携し、次により確保のための措置を講じる。

- (1) 民間施設等の利活用

- (2) 仮設住宅またはテント等の設置
- (3) 隣接市町村の指定避難所の使用

第6. 指定緊急避難場所の開放

本部長（市長）は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難等の発令と併せて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

第7. 指定避難所の開設

本部長（市長）は、避難指示等を決定したときは、火山災害等の危険性に十分配慮しつつ、直ちに指定避難所を開設するとともに、市民等に対して周知徹底を図る。なお、開設に先立ち、開設予定避難所やそこへ至る経路が被害を受けていないかなどを確認するとともに、避難者を受入れた後も周辺の状況に注意して安全性の確認を行う。また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所IDを適切に県に報告する。

避難者の受入れに当たっては、対象者数、指定避難所の受入能力、受入期間を考慮し避難者を割り当てるとともに、指定避難所ごとの避難者の情報の把握に努める。必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。また、感染症発生を考慮し、指定避難所の受入人員に制限が必要な場合等においては、指定避難所が密になる状況を避けるため、避難者を分散させて割り当てるとともに、必要に応じて他の安全な避難所への誘導、案内等を行うよう努める。

避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。また、家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、指定避難所における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

学校が指定避難所にあてられた場合、校長は学校管理に必要な職員を確保し、本部長（市長）の避難対策に協力する。

要配慮者に配慮して、必要に応じて福祉避難所を開設する。被災地以外の地域にあるものを含め、社会福祉施設等を福祉避難所としたり、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、まん延防止等の必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

1. 事前措置

- (1) 本部長（市長）は、指定避難所等を早期に開設するとともに円滑な運営を確保するため、各指定避難所に配置する職員（以下「避難所配置職員」という。）をあらかじめ指名

(災害対策本部事務局、災害応急体制配備要員を除く)するとともに、指定避難所の位置、動員方法、任務等について周知徹底を図るものとする。

- (2) 避難所配置職員の職員数は、指定避難所1箇所当たり3人(責任者1人、補助者2人)を基準とし、避難者の受入に当たり、施設の解錠が必要となる指定緊急避難場所については、避難場所1箇所当たり1人(連絡員)を基準とする。なお、避難者の受入状況等により、適宜増員することとする。

2. 指定避難所の開設手続

- (1) 本部長(市長)は、指定避難所を開設する必要があると認めるときは、災害の規模、状況に応じ、安全かつ適切な場所を選定して福祉政策班長(福祉政策課長)に対して指定避難所開設を命令する。
- (2) 福祉政策班長(福祉政策課長)は、本部長(市長)からの命令に基づいて、関係各班と協議の上、指定避難所を開設し、「避難所開設・運営マニュアル」に基づき、直ちに避難所配置職員を配置して所要の措置をとるものとする。

なお、指定避難所として開設された施設の管理者は、あらかじめ担当部ごとに定める災害応急対策実施要領(災害時対応マニュアル)に基づき、必要な職員の確保に努めるなど市の避難対策に協力する。

指定避難所の事前指定等については、総則第2章第2部第4節による。

- (3) 市長が指定避難所を開設した場合、総務部危機管理班長(総務部危機管理課長)は、その状況を速やかに知事(防災危機管理課)に報告するものとし、この場合の報告事項は、おおむね次のとおりとする。また、指定避難所を閉鎖した場合も同様とする。

ア. 開設した場合

- (ア) 指定避難所を開設した日時
- (イ) 場所(避難所名を含む。)及び箇所数
- (ウ) 避難人数
- (エ) 開設期間の見込み

イ. 閉鎖した場合

- (ア) 指定避難所を閉鎖した日時
- (イ) 最大避難人数及びそれを記録した日時

3. 指定避難所に受け入れる者

指定避難所に収容する対象者は次のとおりである。

- (1) 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- (2) 現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者
- (3) 避難指示等が発せられた場合等で、現に被害を受けるおそれがある者

4. 指定避難所開設期間

指定避難所の開設期間は、災害発生の日から原則として7日以内とする。ただし、学校施設を指定避難所とした場合において、避難が長期化する際、本部長(市長)は、児童・生徒

の就学の重要性に鑑み、教育活動を早期再開できるよう配慮に努めるものとする。

5. 指定避難所における職員の任務

- (1) 一般的事項
 - ア. 指定避難所開設の掲示
 - イ. 避難者の受付及び整理
 - ウ. 日誌の記入
 - エ. 食料、物資等の受払及び記録
 - オ. 避難者名簿の作成
- (2) 本部への報告事項
 - ア. 指定避難所の開設（閉鎖）報告
 - イ. 指定避難所状況報告
 - ウ. その他必要事項

6. 指定避難所の運営管理

避難所配置職員は、施設管理者、町会及び町内会、自主防災組織、災害ボランティアなどの協力を得ながら指定避難所等の適切な管理・運営を図るため、次の措置を講じるものとする。なお、小学校等に配置した避難所配置職員は、防災活動拠点施設運営のための任務を併せて行うこととする。

- (1) 避難所開設に伴う費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。
- (2) 避難所を開設したときは、避難所の管理責任者及び連絡員を指定し、避難所の運営管理と避難者の保護に当たるものとする。
- (3) 避難所の管理責任者は、避難所における情報の伝達、食料、飲料水の給付、清掃等について、避難者、市民、自主防災組織、指定避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるように努める。
- (4) 避難所では、開設当初からパーティション及び段ボールベッドや簡易ベッドを設置するなどしてプライバシーを確保するとともに、要配慮者に配慮し、仮設トイレ、自動ラッピングトイレ、マンホールトイレを早期設置するなどして良好な生活環境の確保に努める。状況に応じてトイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に努める。また、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。
- (5) 女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮や子ども・若者の居場所の確保に努める。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、子ども・若者のニーズに配慮した運営管理に努める。また、男女共用の多目的トイレの活用など性的マイノリティにも配慮する。

- (6) 避難者の健康状態を把握するため、医師、保健師、看護師等の救護班による巡回相談の実施に努めるとともに、必要に応じて、心のケア等の活動を行う。
- (7) 在宅避難者や、やむを得ない理由により避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保健医療福祉サービスの提供、様々な方法による情報の提供等必要な支援の実施に努める。特に車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。また、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。
- (8) 避難所の衛生状態や暑さ・寒さ対策の必要性の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食材の確保、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。
- (9) 指定避難所で生活せず、食料や水等を受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。
- (10) 避難所の運営に関し、被災者が相互に助け合う自主的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その支援に努める。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。
- (11) 福祉支援を必要とする避難者を把握し、適切な支援に努める。
- (12) 避難所における感染症対策のため、レイアウトの設定にあたっては、避難者間の距離の確保、間仕切りの設置等に留意する。また、換気や消毒等の衛生管理を行うとともに、手洗いやマスクの着用等、個々の避難者が可能な対策について、避難者の協力を得るよう努める。また、避難者の受入時・受入中の定期的な健康確認を行う。感染が疑われる者が発生した場合には、別室への隔離等の措置を講じるとともに、青森市保健所に連絡し、必要な指示を受けるものとする。

なお、新型コロナウイルス感染症流行時の経験を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策を徹底するものとする。
- (13) 良好な避難所環境の確保のため、災害時応援協定等の活用により避難者への温かい食事の提供等に配慮する。
- (14) 連絡所の設置

指定避難所内に連絡所を設置し、避難者への各種情報提供の窓口とする。また、連絡所には、電話、ファックス、無線等連絡のための装置を可能な限り設置し、災害対策本部及び関係機関との連絡体制を確保する。
- (15) 避難者名簿の作成

避難者を受入する際には、その場で所定の避難者名簿に世帯単位で記入させ、避難所運営の基礎資料とする。
- (16) 指定避難所周辺の情報収集

倒壊家屋の状況及び電気、ガス、水道等のライフラインの被害状況など指定避難所周辺の災害情報を収集し、災害対策本部へ伝達する。

(17) 記録

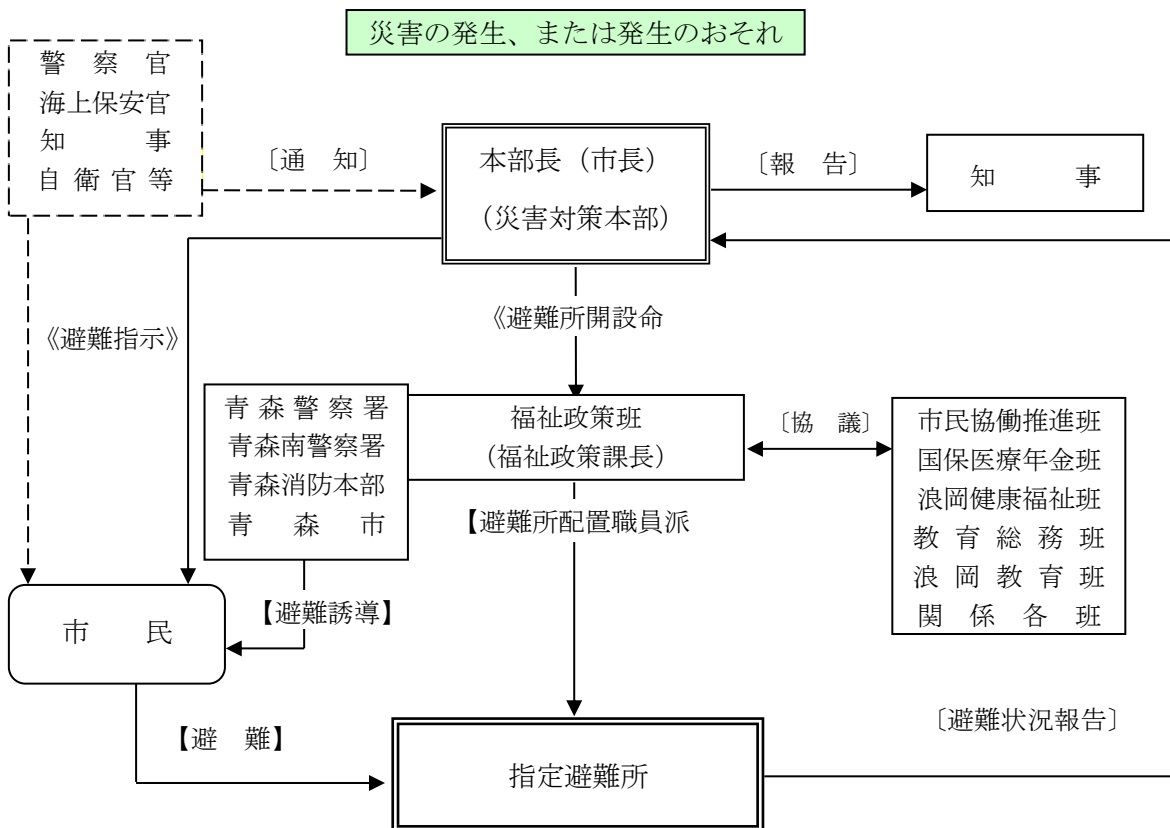
指定避難所の維持管理のため、次の書類等を整備し、保存しておくものとする。

- ア. 避難者名簿
- イ. 避難所収容台帳
- ウ. 避難所物品受払簿
- エ. 避難所設置及び収容状況
- オ. 避難所設置に要した支払証拠書類

(18) その他の業務管理

- ア. 食料品の適正管理
- イ. 施設共用部分の消毒
- ウ. 保健衛生管理
- エ. 指定避難所内の火災予防及び盗難防止対策
- オ. その他

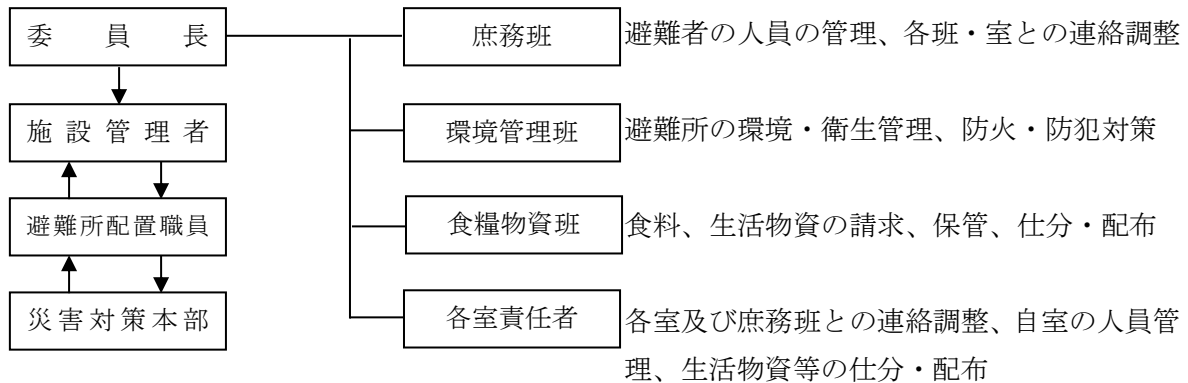
【指定避難所開設フロー図】



7. 避難所運営委員会

指定避難所に避難者で構成される避難所運営委員会を設置し、町会及び町内会、自主防災組織並びに災害ボランティアなどとの協力のもとに、自主的な管理・運営体制を確立するものとする。避難所運営委員会の各班の構成は、避難所の状況に合わせ、適宜、設置するものとする。

【避難所運営委員会組織図（例）】



第8. 学校、社会福祉施設等における避難対策

学校及び社会福祉施設等において、児童生徒等及び入所者等を集団避難させる必要があるときは、次の事項をあらかじめ定めた避難に関する要領により実施するものとする。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難順位及び編成等
- (3) 誘導責任者及び補助者
- (4) 避難の要領、措置、注意事項等

第9. 警戒区域の設定

生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があるときは、次により警戒区域を設定し、応急対策従事者以外の者の立ち入りを制限、禁止し、又はその区域から退去を命じる。

また、すでに開設されている避難所等や住民、登山者等に対して、警戒区域を設定することを周知する。なお、警戒区域の範囲については、気象庁、火山専門家等の助言も踏まえ、合同会議等で協議し設定する。

県及び市は、火山避難計画に基づき、噴火警戒レベルに応じた通行規制の実施や、規制箇所を設置などを、各機関の役割分担により行う。また、観光客、登山者等の対策として、入山規制、立入規制等の措置をとる。噴火警報が発表された場合には、警報の区分に応じた居住地域からの避難、入山規制、火口周辺への立入規制などを検討し、必要な範囲に対して実施する。

- (1) 時機を失することのないよう迅速に実施する。
- (2) 円滑な交通を確保するための交通整理等の措置との関連を考慮して段階的に実施する。
- (3) 警戒区域の範囲は、災害の規模や拡大方向を考慮して的確に決定する。
- (4) 警戒区域の設定を明示する場合は、適当な場所に市長等の「立入禁止」、「車両進入禁止」等の標示板、ロープ等で明示する。
- (5) 車載拡声器等の利用や警戒配置者等によって、次により周知徹底を図る。

ア. 設定の理由

警戒区域とした理由を簡潔に表現し、災害対策本部からの情報を伝え、市民に周知する。

イ. 設定の範囲

「どの範囲」、「どこからどこまで」というように、道路名、地区名等を活用し、なるべく分かりやすく周知する。

第10. 孤立地区対策

市は、災害により孤立地区が発生した場合は、衛星携帯電話、防災行政無線、地域防災無線、簡易無線機等による集落との連絡手段を早急に確保するとともに、孤立状態の解消に努める。

また、負傷者の緊急搬送に備えるとともに、被害状況等を把握して、住民の避難、食料、飲料水及び生活必需品等の救援物資の搬送による物資供給など必要な対策を行う。

第11. 帰宅困難者対策

公共交通機関の運行が停止し、自力で帰宅することが困難な者が大量に発生した場合には、「むやみに移動を開始しない。」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、一時滞在施設の確保などの帰宅困難者への支援を行う。

第12. 広域避難

- (1) 市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受け入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受け入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。
- (2) 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。
- (3) 市は、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。
- (4) 市は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努めるものとする。
- (5) 市は、所在が把握できる広域避難者に対しては、生活必需品等の物資等が提供されるよう努める。

第13. 訪日外国人旅行者対策

市は、通訳ボランティアを指定避難所に派遣するなどして支援体制の確保に努めるほか、被災状況、指定避難所等の場所及び避難路、指定避難所等におけるルール等に関する情報提供を多言語により行うよう努める。

第14. 応援協力関係

- (1) 市は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」に基づき、避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する人員及び資機材についての応援を県に要請する。
- (2) 市は、自ら指定避難所の開設・運営が困難な場合、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」に基づき他市町村に対して、指定避難所の開設・運営についての応援を県に要請する。
- (3) 市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難又は応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合、他市町村と協議し、又は他都道府県の市町村への受入依頼については県に対して当該都道府県との協議を求める。
- (4) 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模汎濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との広域一時滞中に係る応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞中にいる被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。
- (5) 被災市町村は広域一時滞中の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。
- (6) 県は、旅館・ホテルを指定避難所として確保するため、「災害時における宿泊施設の提供等に関する協定」に基づき、青森県旅館ホテル生活衛生同業組合に協力を要請する。また、市は、要配慮者の受入れについて、県に対して要請する。

第15. 災害救助法との関係

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、青森県災害救助法施行細則による。

(資料)

- 小学校区別収容人数一覧表 (資料・様式編/資料 5 0)
- 指定避難所及び指定緊急避難場所指定一覧表 (資料・様式編/資料 5 1)
- 福祉避難所一覧表 (資料・様式編/資料 6 8)
- 避難状況・救護所開設状況 (資料・様式編/様式 4)
- 物資調達依頼票 (資料・様式編/様式 3 9)
- 避難所物品受払簿 (資料・様式編/様式 4 0)
- 避難所(開設・閉鎖)報告書 (資料・様式編/様式 4 1)
- 避難者入場時の受付簿 (資料・様式編/様式 4 2)
- 避難者状況報告書(日報) (資料・様式編/様式 4 3)
- 避難者名簿(世帯別) (資料・様式編/様式 4 4)

第8節 防災活動拠点施設の活用

火山災害が発生した場合には、防災活動拠点施設（小学校、中学校、市民センター等）において、地区の被害情報を速やかに収集し、災害対策本部へ伝達するとともに、自主防災組織や市民と連携・協力しながら地区単位で迅速に応急活動を実施するものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

防災活動拠点施設の開設及び運営は、本部長（市長）が行うものとする。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
総 務 部	危機管理班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災活動拠点施設の開（閉）設、運営に関する事 ・ 食料、生活必需物資の備蓄及び防災資機材の整備に関する事 ・ 防災活動拠点施設配備無線の保守に関する事
	人事班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応援職員の要請及び連絡調整に関する事
福 祉 部	福祉政策班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災活動拠点施設の運営に関する事
浪 岡 振 興 部	浪岡健康福祉班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浪岡地域における防災活動拠点施設の運営に関する事
教 育 部	教育総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育部職員の非常招集及び配置に関する事 ・ 防災活動拠点施設の開設及び管理に関する事 ・ 防災活動拠点施設配備無線の利用に関する事
	地 域 班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災活動拠点施設の開設及び管理に関する事
	浪 岡 教 育 班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浪岡地域における防災活動拠点施設の開設及び管理に関する事

第2. 防災活動拠点施設等の開設（閉鎖）・運営**1. 開設（閉鎖）**

本部長（市長）は、次の場合に防災活動拠点施設を開設（閉鎖）する。

開設時期・条件	開設する拠点施設	閉鎖時期
火山災害により、大規模な被害が発生したとき、または発生するおそれがあるとき。	当該地域の拠点施設	応急対策が完了したとき、または災害の発生するおそれなくなったとき。

2. 運営

防災活動拠点施設の運営は、避難所配置職員（第7節「避難」参照）が行うこととするが、本部長（市長）は災害の規模、状況に応じて応援職員を派遣するとともに、他の防災活動拠点施設等から防災資機材を搬送するなど、業務の円滑な実施体制を確保する。

第3. 防災活動拠点施設における職員の任務

- (1) 地区の被害情報の収集及び災害対策本部への伝達
- (2) 防災資機材の管理
- (3) 応援職員の派遣及び防災資機材の追加配備の要請
- (4) その他必要な事項

(資料)

- 防災活動拠点施設別防災資機材等整備状況 (資料・様式編／資料23)

第9節 災害救助法の適用

火山災害が発生した際に、災害救助法に基づく救助の実施により、被災した者の保護と社会秩序の迅速な安定を図るものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

- (1) 災害救助法の適用は、知事が行うものとする。
- (2) 本部長（市長）は、市域における被害が災害救助法の適用基準に該当し、または該当する見込みであるときは、災害救助法の適用を知事に要請するものとする。

2. 実施担当

担当部(主担当班)		担 当 業 務
総 務 部	危機管理班	・災害救助法の適用に係る総括に関すること。
税 務 部	調 査 班	・被害届の受付及び罹災証明の発行に関すること。
都市整備部	建築指導班	・罹災証明の発行に係る調査班の応援に関すること。
浪岡振興部	浪岡調査班	・税務部調査班の応援に関すること。 ・浪岡地域における被害届の受付及び罹災証明の発行に関する こと。
各 部	各 班	・災害救助の実施に関すること。

第2. 災害救助法との関係

- (1) 災害救助法が適用されたときは、同法に基づく「救助」は同法第2条の規定に基づき知事が行うものとし、同法第13条第2項の規定に基づき本部長（市長）が補助する。
- (2) 災害救助法が適用され、同法第13条第1項の規定に基づき知事よりその権限に属する「救助」の実施に関する事務の一部を本部長（市長）が行うこととされたとき、または青森県災害救助法施行細則第1条の2第1項の規定に基づき災害の事態が急迫し知事の指揮を待ついとまがないと認めるときは、本部長（市長）が実施する。

第3. 災害救助の適用基準**1. 適用基準の内容**

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号
青森市内の住家が滅失した世帯の数が100世帯以上の場合
- (2) 災害救助法施行令第1条第1項第2号
県内の住家が滅失した世帯の数が1,500世帯以上の場合で、青森市内の住家が滅失した世帯の数が50世帯以上の場合
- (3) 災害救助法施行令第1条第1項第3号（前段）
県内の住家が滅失した世帯の数が7,000世帯以上の場合で、青森市内の住家が滅失した世帯の数が多数の場合
- (4) 災害救助法施行令第1条第1項第3号（後段）
災害が隔絶した地域で発生したものであるなど、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別な事情がある場合で、多数の世帯の住家が滅失した場合
- (5) 災害救助法施行令第1条第1項第4号
多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当すること。

2. 被害の認定基準等

- (1) 被害の認定基準
 - ア. 住家全壊（全焼、全流出）

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの
 - イ. 住家半壊（半焼）
 - (ア) 大規模半壊
住宅の損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもの
 - (イ) 半壊
住家の損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの
 - ウ. 床上浸水等
浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの、または土砂、竹木等の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの

(2) 滅失世帯数の算定

住家滅失世帯数の算定にあたっては、住家が全壊、全焼、流失した世帯を1世帯としてとらえ、住家が半壊、半焼した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1の世帯に換算して算定する。

第4. 救助の実施に関する手続き**1. 適用要請**

- (1) 本部長（市長）は、被害が災害救助法の適用基準に該当するとき、または該当する見込みがあるときは、知事に対し、災害救助法の適用を要請する。
- (2) 本部長（市長）は、知事より災害救助法の適用通知を受けたときは、速やかに災害対策本部に報告する。

2. 報告事項

- (1) 各本部員は、災害救助法が適用された日から救助が完了するまでの間、救助の実施状況及び救助に要した費用について、総務部危機管理班長（総務部危機管理課長）に報告する。
- (2) 総務部危機管理班長（総務部危機管理課長）は、各部の報告事項を取りまとめ、知事（健康福祉政策課）に報告する。

(資料)

- | | |
|----------------------------|---------------|
| ○ 災害救助法の適用基準 | (資料・様式編／資料45) |
| ○ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等 | (資料・様式編／資料46) |
| ○ 災害救助法適用以外の災害援護の取扱要綱（青森県） | (資料・様式編／資料47) |
| ○ 青森市災害救護条例 | (資料・様式編／資料48) |
| ○ 被害程度の認定基準 | (資料・様式編／資料49) |

第10節 消 防

火山災害時において、負傷者の救急・救助活動を実施するとともに、火災等による被害の軽減を図るため、出火防止措置及び消防活動を行うものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

災害時における消火活動、救急・救助活動は、消防長が行うものとする。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
消 防 部	消 防 庶 務 班	<ul style="list-style-type: none"> ・市災害対策本部との連絡調整に関する事。 ・消防部の管理に係る施設・設備の被害調査、報告及び応急対策に関する事。 ・消防部の庶務及び連絡調整に関する事。 ・関係機関への連絡に関する事。 ・災害防御対策必要資器材の調達及び搬送に関する事。 ・応援協定に基づく応援要請に関する事。 ・隊員の休養、給食等に関する事。
	予 防 班	<ul style="list-style-type: none"> ・警報等の伝達に関する事。 ・危険物施設等に対する応急措置及び対策に関する事。 ・消防等の広報に関する事。 ・写真等記録に関する事。 ・避難対策に関する事。 ・罹災証明に関する事。
	警 防 班	<ul style="list-style-type: none"> ・職員及び団員の非常招集及び配置に関する事。 ・医療機関等との連絡調整に関する事。 ・関係機関への災害情報及び被害状況の報告に関する事。 ・消防水利の運用統制に関する事。 ・機械器具の整備、点検及び運用に関する事。 ・緊急消防援助隊に関する事。 ・防災ヘリコプターの運航要請に関する事。 ・消防団の運用に関する事。
	通 信 指 令 班	<ul style="list-style-type: none"> ・通信施設等の保守に関する事。 ・通信の運用及び無線の統制に関する事。 ・消防隊の出動指令に関する事。 ・災害情報の収集、整理及び報告に関する事。
	消 防 班	<ul style="list-style-type: none"> ・消防及び水防活動その他災害応急対策に関する事。 ・救助、救急活動に関する事。 ・被災者の救出、救護及び捜索に関する事。 ・避難の指示の伝達及び避難誘導に関する事。 ・警戒区域の設定に関する事。 ・災害状況図及び警防活動図の作成に関する事。

第2. 出火防止・初期消火

火災による被害を防止し、又は軽減するため、市民、事業者、自主防災組織等は、災害発生直後の出火防止、初期消火を行い、また、消防長は、あらゆる方法により市民及び事業者等に
出火防止及び初期消火の徹底について呼びかける。

第3. 消火活動

消防長は、適切かつ迅速な消火活動を行うほか、広域的な火災に対しては、消防隊の絶対数の不足、消防車等の通行障害の発生等が想定されるため、消防力の重点投入地区を選定し、また、延焼防止線を設定するなど、消防力の効率的運用を図る。

第4. 救急・救助活動

災害時においては、広域的に多数の負傷者が発生することが予想されるため、消防長は、青森市医師会、南黒医師会、日本赤十字社青森県支部青森市地区（浪岡分区を含む。）、青森警察署及び青森南警察署並びに医療機関と協力し、迅速かつ適切な救急・救助活動を行う。

第5. 青森市消防計画

災害時における消防本部及び消防署並びに消防団の部隊編成、緊急消防援助隊の充実強化、実践的な訓練等を通じた人命救助活動の支援等具体的対策などについては、青森地域広域事務組合消防計画による。

第6. 応援協力関係

本部長（市長）は、自ら応急措置の実施が困難な場合、青森県消防相互応援協定その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村長に応援を要請するほか、知事へ緊急消防援助隊の応援等が必要である旨の連絡及び自衛隊の派遣を含め応援を要請する。

（資料）

- 消防施設等の現況（資料・様式編／様式17）
- 救助施設・設備等の現況（資料・様式編／様式18）

第11節 救 出

火山災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者及び生死不明の状態にある者を救出し、又は捜索し、被災者の保護を図るものとする。

また、大規模・特殊災害に対応するため、平時から高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努めるものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

災害対策基本法その他法令に定められた応急対策実施責任者はもちろん、災害の現場にある者は、救出及び捜索を行う。

(1) 市及び青森消防本部

災害により救出又は捜索を要する事態が発生した場合は、警察機関その他の関係機関と連携を密にしながら救出又は捜索を実施する。

(2) 海上保安部

青森海上保安部は、次の各種の通報を受け、又は自ら確認したときは、救出を実施する。

ア. 船舶が遭難した場合

イ. 船舶火災が発生した場合

ウ. 海上で行方不明者が発生した場合

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
総 務 部	危 機 管 理 班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係官庁諸団体との連絡調整に関する事。 ・ 知事への自衛隊災害派遣要請の要求に関する事。 ・ 知事への防災ヘリコプターの応援要請に関する事。 ・ 自衛隊との連絡調整に関する事。 ・ 救出及び遺体捜索班の編成に関する事。
	契 約 班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策用物品、資機材の調達に係る契約等に関する事。
保 健 部	保 健 班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健・衛生団体との連絡調整に関する事。 ・ 医療施設の被害情報の収集及び連絡調整に関する事。
浪 岡 振 興 部	浪 岡 健 康 福 祉 班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浪岡地域における保健・衛生団体との連絡調整に関する事。 ・ 浪岡地域における医療施設の被害情報の収集及び連絡調整に関する事。
市 民 病 院 部	医 療 看 護 班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 傷病者等の医療救護及び看護に関する事。
	浪 岡 医 療 看 護 班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浪岡地域における傷病者等の医療救護及び看護に関する事。

担当部（主担当班）		担 当 業 務
消 防 部	警 防 班	<ul style="list-style-type: none"> ・職員及び団員の非常招集及び配置に関すること。 ・医療機関等との連絡調整に関すること。 ・防災ヘリコプターの運航要請に関すること。
	消 防 班	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の救出、救護及び捜索に関すること。

第2. 救出方法

1. 陸上における救出

関係機関は、次により救出活動を実施する。

- (1) 消防職員及び警察官等により救出隊を編成する。
- (2) 救出現場には、必要に応じて救出現地本部を設置し、各機関との連絡、被災者の収容状況その他の情報収集を行う。
- (3) 救出隊の数及び人員は、災害の態様に応じ本部長（市長）等が指示する。
- (4) 救出作業に特殊機械又は特殊技能者を必要とする場合は、被災地の状況、災害の規模に応じて、知事に対し県防災ヘリコプターの運航要請又は自衛隊への災害派遣要請の要求を行うほか、市内土木建設業者等に応援を要請して救出活動に万全を期する。
- (5) 救出現場には負傷者の応急手当を行うため、必要に応じて救護班の出動を求める。
- (6) 被災者救出後は、消防機関は速やかに医療機関へ搬送する。
- (7) 消防機関は、保健班（保健予防課、健康づくり推進課）及び浪岡健康福祉班（健康福祉課）の協力を得て医療機関の確保に努め、救急活動の円滑な実施する。
- (8) 事業所等で災害が発生した場合、自衛消防隊その他の要員により救出活動を実施し、消防機関等救出機関の到着後は、その指揮を受けて救出活動を実施する。

2. 海上における救出

海上における救出は、海上保安部が関係機関の協力を得て行う。

第3. 救出対象者

救出の対象として考えられる者は、おおむね次のとおりである。

- (1) 災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者
- (2) 災害のため生死不明の状態にある者
- (3) 船舶の遭難により救出を要する者（原則として水難救護法による。）

第4. 救出期間

救出期間は、災害発生の日から3日以内（4日以後は遺体の捜索として扱う。）とする。ただし、特に必要があると認められる場合はこの限りでない。

第5. 救出を要する者を発見した場合の通報等

災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を発見し、又は知った者は、直ちに救出に努めるとともに、次の機関のいずれかに通報する。

機関名	担当課	所在地	電話番号	緊急通報番号
青 森 市	危機管理課	青森市中央一丁目 22-5	017-734-5059	
青森地域広域事務組合消防本部	通信指令課	青森市長島二丁目 1-1	017-775-0851	119 番
青 森 警 察 署	警 備 課	青森市安方二丁目 15-9	017-723-0110	110 番
青 森 南 警 察 署	警 備 課	青森市浪岡浪岡字淋城 87-1	0172-62-4021	110 番
青森海上保安部	警備救難課	青森市青柳一丁目 1-2	017-734-2421	118 番

第6. 救出資機材の調達

救出活動に必要な資機材は、本部長（市長）が必要に応じ各関係機関等に要請し、調達する。

第7. 応援協力関係

本部長（市長）は、自ら又は自主防災組織、事業所等の協力によっても救出が困難な場合、救出の実施又はこれに要する人員及び資機材について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき他市町村長への応援を県に要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所（現地調整所）を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

本部長（市長）は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

市災害対策本部は、要救助者の生命又は身体に対する重要な危険が切迫し、位置情報取得が不可欠であると認められる場合に、救助の目的のため、携帯電話事業者に対する位置情報の提供の要請を積極的に行うよう努める。

第8. その他

- (1) 災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。
- (2) 実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

(資料)

- | | |
|-------------------------|---------------|
| ○ 救助施設・設備等の現況 | (資料・様式編/資料18) |
| ○ 災害救助法による救出の程度、方法及び期間等 | (資料・様式編/資料46) |
| ○ 被災者救出状況記録簿 | (資料・様式編/様式45) |

第12節 食料供給

火山災害により食糧を確保することが困難となり、日常の食事に支障がある被災者等に対し、速やかに食料を供給するため、必要な米穀等の調達及び炊き出しその他の食品の供給（備蓄食品の供給を含む。）措置を講じるものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

- (1) 本部長（市長）は、備蓄状況を考慮し米穀、その他の食品を調達する。
- (2) 本部長（市長）（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された市町村長）は、炊き出し及びその他の食品の供給を行う。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
総 務 部	総 務 班	・危機管理班の応援に関すること。
	危 機 管 理 班	・食料、生活必需物資の備蓄及び資機材の整備に関すること。
	契 約 班	・食料品等応援物資の調達に係る契約等に関すること。
市 民 部	市民協働推進班	・町会等に対する各種連絡等に関すること。
	人権男女共同 参 画 班	・炊き出し場所の提供に関すること。
福 祉 部	生 活 福 祉 班	・食料の調達及び配分に関すること。
農 林 水 産 部	農 業 政 策 班	・契約班の応援（主要食糧及び生鮮食料品等（農畜産物）の確保）に関すること。
	水 産 振 興 セ ン タ ー 班	・契約班の応援（生鮮食料品等（水産物）の確保）に関すること。
	市 場 班	・生鮮食料品の確保に関すること。 ・食料集積場所の確保に関すること。
浪 岡 振 興 部	地 域 振 興 班	・浪岡地域における食料の調達及び配分に関すること。
教 育 部	地 域 班	・食料等集積場所の確保に関すること。 ・炊き出し場所の提供に関すること。
	学 校 給 食 班	・炊き出しの実施及び協力に関すること。
	浪 岡 教 育 班	・浪岡地域における食料等集積場所の確保に関すること。

第2. 炊き出しその他による食料供給の方法

本部長（市長）は、次により食料の供給を実施する。

(1) 炊き出し担当者の配置

学校給食班長（学校給食課長）は、炊き出し現場に現場責任者を配置し、現場の指導及び関係事項の記録に当たらせる。

(2) 供給対象者

炊き出し及びその他の食料の供給対象者は次のとおりとする。

ア. 指定避難所に避難している者

イ. 住家の被害が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水等であって炊事ができない者

(ア) 床上浸水については、炊事道具が流失し、あるいは土砂に埋まるなどにより炊事のできない者を対象とする。

(イ) 親せき、知人等に寄寓し、そこで食事ができる状態にある者については対象としない。

ウ. 被害を受け一時縁故先に避難する者

(ア) 食料をそう失し、その持ち合わせのない者に対しては、応急食料品を現物支給する。

(イ) 被害を受けるおそれがあるため、他へ避難する者は原則として対象としない。

エ. 旅行者、一般家庭の来訪者、列車、船舶の旅客等であって、食料品の持ち合わせがなく調達ができない者

なお、旅客鉄道事業者等が必要な救済措置を講ずる場合は対象としない。

オ. 被災地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者

(3) 供給品目

ア. 主食

(ア) 米穀

(イ) 弁当等

(ウ) パン、乾パン、うどん、インスタント食品等

イ. 副食物

費用の範囲内でその都度定める。

(4) 給与栄養量

給与栄養量はおおむね次のとおりとする。

指定避難所における食事提供の計画・評価のために当面の目標とする栄養の参照量（1歳以上、1人1日当たり）

・エネルギー 1,800～2,200kcal

・たんぱく質 55g以上

・ビタミンB1 0.9mg以上、ビタミンB2 1.0mg以上、ビタミンC 80mg以上

(5) 必要栄養量の確保

供給されている食品で健康状態の維持に必要な栄養量が確保されているか栄養摂取状況調査を行い、その結果をもとに、管理栄養士等の助言を得ながら、栄養素の確保に努める。

(6) 供給場所

炊き出し及びその他の食料の供給は、原則として指定避難所において行う。ただし、被災した在宅の障がい者や高齢者など指定避難所に向くことが困難な者に対しては、巡回配布の方法により行うようにする。

(7) 供給期間

炊き出し及びその他の食料の供給は、災害発生の日から原則として7日以内とする。

(8) 炊き出しの実施場所

炊き出しの実施場所は、次のとおりとする。

- 炊き出し実施場所一覧 (資料52)

(9) 炊き出しの協力団体

炊き出しは、必要に応じ次の協力団体に協力を求める。

- 炊き出し協力要請団体一覧 (資料53)

第3. 食料の確保及び調達**1. 食料の確保**

本部長（市長）は、災害時の食料確保のため、平時より次の措置を講じておくものとする。

- (1) 市民が各家庭や職場で、平時から最低3日分、推奨1週間分の食料を備蓄するよう、各種広報媒体や自主防災組織、町会及び町内会を通じて啓発する。
- (2) 市民の備蓄を補完するため、コミュニティ等を考慮しながら現物備蓄及び流通備蓄に努める。特に、乳児用粉ミルク・液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む。）や咀嚼・嚥下に配慮した食品、慢性疾患や食物アレルギーに対応した食品など特別な食料を必要とする者に対する当該食料の確保について配慮する。
- (3) 流通備蓄の実効性を確保するため、民間事業者等との間で災害時の食料調達に関する協定の締結を推進する。
- (4) 避難所における慢性疾患や食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギー等に配慮した食料の確保等に努める。

2. 食料の調達

本部長（市長）は、次により食料を調達する。

(1) 食料調達配分計画の作成

ア. 生活福祉班長（生活福祉一・二課長）は、関係各班と連携し、避難者の収容状況及び被害者実態調査結果等を基に、食料の品目及び必要量を把握し、食料調達・配分計画を作成する。

イ. 食料調達・配分計画は、次の事項を明確にするものとする。

- (ア) 調達する食料の品目及び数量
- (イ) 調達した食料の集積場所及び配分先
- (ウ) 調達した食料の配分先毎の品目及び数量

(2) 調達

ア. 生活福祉班長（生活福祉一・二課長）は、食料調達・配分計画に基づき、契約班長（契約課長）に対して食料の調達を依頼する。

イ. 契約班長（契約課長）は次により食料の調達を行う。

(ア) 関係業者からの調達

市内の関係業者から食料の調達を行う。

(イ) 応援協定締結事業者・団体からの調達

市内の関係業者からの調達が困難な場合は、災害時における応援協定締結事業者・団体に対して食料供給を要請する。

(ウ) 県等からの調達

上記（ア）（イ）の方法によっても食料の調達が困難な場合は、次のとおり県等から食料を調達する。

a. 応急用食料の調達

炊き出し及びその他の食料の供給を必要とする事態が発生した場合、当該食品の供給に必要な米穀の数量等を記載した申請書を知事（東青農林水産事務所）に提出する。

ただし、書類による提出が困難な場合は、電話等により申請し、事後速やかに申請書を知事に提出する。

b. 災害救助用米穀の調達

本部長（市長）は、直接農林水産省に対し、災害救助用米穀の緊急引渡しを要請した場合は、速やかに知事に連絡することとし、知事は必要な災害救助用米穀の数量等について農林水産大臣に連絡する。

c. 米穀の調達先は、次のとおりである。

(a) 農林水産省指定倉庫一覧（資料 54）

(b) 米穀・パン卸売業者等一覧（資料 55）

d. その他の食品及び調味料の調達

(a) パン、おにぎり、即席めん等の調達

本部長（市長）は、パン、おにぎり、即席めん等の供給を行う必要がある場合、生産業者又は販売業者から求める。地元調達ができない場合は、知事にあっせんを要請する。

(b) 副食、調味料の調達

副食、調味料の供給を行う必要がある場合、副食、調味料生産業者又は販売業者から求める。地元調達ができない場合は、知事にあっせんを要請する。

3. 調達、供給食料の集積場所

- (1) 生活福祉班長（生活福祉一・二課長）及び地域振興班（地域振興課長）は、集積場所に仕分け、配分を行うための要員を配置する。
- (2) 調達した食料の集積場所は、次のとおりとする。ただし、当該施設が被災し使用できない場合又は当該施設のみでは不足する場合には、地域班長（中央市民センター館長）、市場班長（中央卸売市場管理課長）及び浪岡教育班長（教育課長）は速やかに代替施設を確保する。

施設名		面積(㎡)	管理責任者	所在地	電話番号
中央卸売市場	—	—	課長	青森市卸町1-1	017-738-1101
中央市民センター	集会室	134.6	館長	青森市松原一丁目6-15	017-734-0163
中世の館	—	—	館長	青森市浪岡 浪岡字岡田43	0172-62-1020

第4. 炊き出し及びその他の食品の配分

本部長（市長）は、次により炊き出し及びその他の食料の配分を行う。

- (1) 生活福祉班長（生活福祉一・二課長）及び地域振興班（地域振興課長）は、物資集積場所において炊き出しに必要な食品等（米穀、調味料等）及び各指定避難所へ輸送する食料の仕分け作業を実施する。
- (2) 学校給食班長（学校給食課長）は、集積場所において炊き出しに必要な食品等を生活福祉班長から一括配分を受けた後、指定避難所又はその近くの適当な場所を選定して炊き出しを実施する。
- なお、給食施設等の利用が可能な場合は、できるだけ当該施設を活用する。
- また、炊き出しを実施するに当たっては、町会及び町内会、自主防災組織、日赤奉仕団、食生活改善推進員連絡協議会、ボランティア等の各種団体の協力を得て行う。
- (3) 生活福祉班長（生活福祉一・二課長）及び地域振興班（地域振興課長）は、集積場所から食料を各指定避難所へ搬送し、避難所配置職員、町会及び町内会、自主防災組織、災害ボランティアなどと協力して避難者へ配分するものとし、指定避難所に向くことの困難な障害者、高齢者等に対しては巡回配布の方法により行うようにする。
- なお、避難者に配分する食料は、現に食し得る状態にあるものとし、原材料（米穀、醤油等）として供給することは避ける。
- (4) 学校給食班長（学校給食課長）は、炊き出し現場から炊き出した食料を各指定避難所へ搬送し、避難所配置職員、町会及び町内会、自主防災組織、災害ボランティア等と協力して避難者へ配分するものとし、指定避難所に向くことの困難な障害者、高齢者等に対しては、巡回配布の方法により行うようにする。

- (5) 避難者等に食料を配分する場合は、必要に応じ、組又は班等を組織し、責任者を定め、確実に人員を把握するなどの措置をとり、配分もれ又は重複支給がないよう適切に配分する。
- (6) 食料の配分にあたっては、健康状態の確保のため、管理栄養士等の助言に基づき、必要に応じて栄養バランスを考慮した配分を行うこととする。

第5. 応援協力関係

本部長（市長）は、自ら炊き出し及びその他の食料の供給の実施が困難な場合、炊き出し及びその他の食料の供給の実施、又はこれに要する人員及び資機材の確保について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、他市町村長への応援を県に要請するほか、知事に対して自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

第6. 災害救助法との関係

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

(資料)

- | | |
|-------------------------|---------------|
| ○ 防災活動拠点施設別防災資機材等整備状況 | (資料・様式編／資料23) |
| ○ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等 | (資料・様式編／資料46) |
| ○ 炊き出し実施場所一覧 | (資料・様式編／資料52) |
| ○ 炊き出し協力要請団体 | (資料・様式編／資料53) |
| ○ 農林水産省指定倉庫一覧 | (資料・様式編／資料54) |
| ○ 米穀・パン卸売業者等一覧 | (資料・様式編／資料55) |
| ○ 炊き出し給与状況 | (資料・様式編／様式46) |
| ○ 給食者名簿 | (資料・様式編／様式47) |

第13節 給水

火山災害による水道施設の破損又は井戸等の汚染等により、飲料水を確保できない者に対して給水するための応急措置を講じるものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

被災者に対する飲料水の供給は、本部長（市長）（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された市町村長）が行うものとする。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担当業務
総務部	契約班	・災害対策用物品、資機材の調達に係る契約等に関すること。
保健部	保健班	・飲料水の衛生対策に関すること。
農林水産部	農地林務班	・ため池の水量調査及び利活用に関すること。
企業部	水道総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・企業部関係の被害調査及び被害報告に関すること。 ・企業部の管理に係る施設・設備（管理班の管理に係るものを除く。）の応急対策に関すること。 ・日本水道協会等関係機関との連絡及び各班との連絡調整に関すること。 ・調査及び応急対策車両の配車に関すること。 ・水道施設の総合対策に関すること。 ・水道に係る資機材の調達に関すること。
	経営企画班	<ul style="list-style-type: none"> ・給水その他の実施事項の応援に関すること。 ・水道に係る情報の収集及び広報に関すること。
	営業班	・給水その他の実施事項の応援に関すること。
	上水道整備班	<ul style="list-style-type: none"> ・所管工事現場の被害状況調査及び二次災害防止に関すること。 ・給水その他の実施事項の応援に関すること。
	横内浄水班	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・飲料水の確保及び水量の調整に関すること。 ・水質検査に関すること。 ・水源の被害調査に関すること。 ・給水その他の実施事項の応援に関すること。
	堤川浄水班	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・飲料水の確保及び水量の調整に関すること。 ・水源の被害調査に関すること。 ・給水その他の実施事項の応援に関すること。

施設班	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の被害調査に関する事。 ・水道施設の応急対策に関する事。 ・給水活動に関する事。 ・災害時における通信連絡の応援に関する事。 ・水道部に係る無線通信の統制に関する事。 ・調査及び応急対策車両の配車に関する事。 ・配管図面の準備に関する事。 ・水源の被害調査に関する事。 ・津軽広域水道企業団等との連絡調整に関する事。
給排水班	<ul style="list-style-type: none"> ・指定工事業者への連絡に関する事。 ・給水その他の実施事項の応援に関する事。 ・所管施設の被害調査及び応急対策に関する事。 ・配管図面の準備に関する事。
上下水道班	<ul style="list-style-type: none"> ・水道総務班及び地域振興班との連絡調整に関する事。 ・浪岡地域における上水道に係る情報の収集及び広報に関する事。 ・企業部各班（管理班を除く。）の実施事項の応援に関する事。

第2. 飲料水の供給方法等

(1) 給水対象者及び供給量

水道、井戸等の水道施設が破壊され、断減水、枯渇または汚染したため、現に飲料水を得ることができない者に対し、備蓄飲料水を含め、最小限1人1日3リットル程度を確保するものとし、状況に応じ増量する。

また、被災者が求める給水量の経時的な増加や、医療機関等の継続して多量の給水を必要とする施設への給水確保について配慮する。

(2) 給水期間

給水期間は、災害発生の日から原則として7日以内の期間とする。

(3) 給水方法

水道事業者（市）は、水道施設の被害、断水等の状況、給水可能数量を把握した上で速やかに応急給水計画を策定し、当該計画に基づき、次の方法で給水する。

ア. 浄水施設や配水池に被害があり、配水池からの給水ができなくなった場合、配水池を緊急遮断し、給水施設を設けて給水所とする。

（給水可能配水池 4箇所 29,460 m³）

イ. 配水管が部分的に破損した場合、緊急遮断装置等により配水管を部分的に遮断し、配水設備を設けて給水所とする。

（給水可能施設 3箇所 500 m³）

ウ. 給水車、給水タンク、容器等を使用して必要水量を運搬し、給水する。

（給水タンク車（容量2 m³）2台、給水タンク（容量1 m³）28基、給水袋（5 L・6 L・10 L）16,150袋・7,800袋・4,830袋

○ 飲料水の補給用水源・応急給水基地一覧（資料56）

第3. 給水資機材の調達等

(1) 給水資機材の調達

ア. 地域内の業者等とあらかじめ協議し、所要数量を確保する。

イ. 地域内所在の給水資機材は、次のとおりである。

- 給水資機材保有状況 (資料 21)

(2) 応急給水基地

飲料水の応急給水基地は、次のとおりである。

- 飲料水の補給用水源・応急給水基地一覧 (資料 56)

第4. 水道施設の応急措置

災害により水道施設が被害を受けた場合、被害状況を調査し、応急的な復旧工事を実施し、次により飲料水供給の早期回復を図る。

(1) 資材等の調達

応急復旧資材等は、指定給水装置工事事業者から調達するものとするが、必要と認めるときは、知事に対し資材及び技術者のあっせんを要請する。

(2) 応急措置の重点事項

ア. 有害物等の混入防止及び井戸等補給用水源の広報

イ. 取水、貯水、導水、浄水、送水及び配水施設の応急的な復旧工事または保守点検

ウ. 井戸水の滅菌使用その他飲料水の最低量確保

第5. 応援協力関係

(1) 本部長（市長）は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合、飲料水の供給に要する人員及び給水資機材の確保について、水道災害相互応援協定に基づき、県（健康医療福祉部長）へ応援を要請するとともに、必要に応じて災害時相互応援協定等に基づき、日本水道協会へ応援を要請する。

(2) 本部長（市長）は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合、必要に応じて、災害時相互応援協定に基づく協定締結団体の応援や、知事への自衛隊の災害派遣を要請する。

第6. 災害救助法との関係

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については災害救助法施行細則による。

(資料)

- | | |
|-------------------------|-----------------|
| ○ 給水資機材保有状況 | (資料・様式編／資料 2 1) |
| ○ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等 | (資料・様式編／資料 4 6) |
| ○ 飲料水の補給用水源・応急給水基地一覧 | (資料・様式編／資料 5 6) |
| ○ 生活用水提供事業所一覧 | (資料・様式編／資料 5 7) |
| ○ 飲料水の供給簿 | (資料・様式編／様式 4 8) |

第14節 応急住宅供給

火山災害により住宅に被害を受け、自ら資力により住宅を確保することができない者及び被害住家の応急修理をすることができない者を救済するため、以下のとおり応急仮設住宅の建設若しくは借上げ又は被害住家の応急修理を行うものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅の建設若しくは借上げ又は被害住家の応急修理は、本部長（市長）（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された市町村長）が行う。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
総 務 部	管 財 班	・ 市有財産（未利用地等）の応急利用に関すること。
	契 約 班	・ 災害対策用物品、資機材の調達に係る契約等に関すること。 ・ 応急復旧工事の請負契約に関すること。
都 市 整 備 部	住 宅 政 策 班	・ 市営住宅の被害調査及び応急対策に関すること。 ・ 応急仮設住宅の設置に必要な調査及び建設に関すること。 ・ 応急仮設住宅の入居者の選定及び応急仮設住宅の管理に関すること。 ・ 災害公営住宅の建設及び既設公営住宅への特定入居に関すること。
	建 築 指 導 班	・ 公共建築物及び住宅の応急修理に必要な調査に関すること。 ・ 独立行政法人住宅金融支援機構扱いの災害復興住宅資金融資のあっせんに関すること。 ・ 所管事業に係る関係機関との連絡調整に関すること。
	建 築 営 繕 班	・ 公共建築物及び住宅の応急修理に関すること。 ・ 契約班の応援（応急対策用建築資材の確保）に関すること。

第2. 既存住宅ストックの活用

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存住宅ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、建設型応急住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

第3. 応急仮設住宅の建設及び供与**1. 建設場所**

応急仮設住宅の建設場所は、被災者が相当期間居住することを考慮に入れ、あらかじめ作成した建設予定地リスト等から次の事項に留意して土地を選定する。

なお、原則として公有地を選定し、やむを得ない場合は私有地を選定するが、後日問題の起こらないよう十分協議する。

- (1) 二次災害の発生のおそれのない場所
- (2) 飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適当な場所
- (3) 相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題が解決できる場所
- (4) 被災者の生業の見通しがたつ場所

2. 建設方法

建設は、直接または建設業者に請け負わせて行う。

3. 供与

(1) 対象者

災害により、住家が全壊（焼）し、又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者

(2) 管理及び処分

ア. 応急仮設住宅は、適切に維持管理するとともに、被災者に対し、一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることから、なるべく早い機会に他の居住へ転居できるよう住宅のあっせんを積極的に行う。

イ. 応急仮設住宅は、その目的が達成されたときは処分する。

4. 運営管理

応急仮設住宅における安全・安心の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性や子ども・若者の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、家庭動物の受入れや、応急仮設住宅における福祉仮設住宅の設置に配慮する。

5. 公営住宅、民間賃貸住宅等の活用

市は、関係機関と連携しながら、応急仮設住宅が建設されるまでの間、又は応急仮設住宅の建設に代えて、公営住宅、民間賃貸住宅等の積極的な活用を図るものとする。

この際、当該住宅への避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

第4. 応急修理

被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅については、必要に応じて、住宅事業者の団体等と連携して、応急修理を実施する。

1. 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

ア. 対象者

災害により、住家が半壊し、半焼し又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者

イ. 方法

住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行う。

2. 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

ア. 対象者

災害により、住家が半壊し、半焼しもしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

イ. 方法

(ア) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、建設業者に請け負わせて行う。

(イ) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、居室、台所、便所等日常生活に欠くことのできない部分に限るものとする。

第5. 建設方法、建築資材の調達及び建築技術者の確保**1. 業者への請負**

応急仮設住宅の建築は、住宅政策班（住宅政策課）が担当し、契約方式は、リース方式（賃貸借契約）又は買取り方式（売買契約）とする。なお、緊急に必要なものについては、地方自治法上、随意契約が認められている。

2. 建築資材の調達

応急仮設住宅の建設等に必要な建築資材は、市内の関係業者とあらかじめ協議し、調達する。

関係業者において資材が不足する場合は、知事に対し資材のあっせんを要請する。

3. 建築技術者の確保

応急仮設住宅の建設等に必要な建築技術者について、市内の組合等とあらかじめ協議し、確保する。

第6. 住宅のあっせん等

災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるように、あらかじめ体制を整備する。

第7. 応援協力関係

本部長（市長）は、自ら応急仮設住宅の建設若しくは借上げ又は住家の応急修理が困難な場合、これらの実施又はこれに要する人員及び建築資材について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき他市町村への応援を県に要請するほか、知事へ応援を要請する。

第8. 災害救助法との関係

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については災害救助法施行細則による。

(資料)

- | | |
|-------------------------|----------------|
| ○ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等 | (資料・様式編／資料4 6) |
| ○ 指定避難所一覧【目的別】 | (資料・様式編／資料5 1) |
| ○ 建築技術者確保に係る関係団体 | (資料・様式編／資料5 8) |
| ○ 応急仮設住宅台帳 | (資料・様式編／様式5 2) |
| ○ 住宅応急修理記録簿 | (資料・様式編／様式5 3) |

第15節 遺体の搜索、処理、埋火葬

火山災害により被災者が行方不明の状態にあり、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される場合の搜索、遺体の処理及び死亡者の応急的な埋火葬を実施するものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

- (1) 災害時における遺体の搜索は、警察官及び海上保安官の協力を得て、本部長（市長）（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された市町村長）が行う。
- (2) 災害時における遺体の処理は、青森警察署及び青森南警察署の協力を得て、本部長（市長）（災害救助法が適用された場合は知事及び知事の委託を受けた日本赤十字社青森県支部長並びに知事から委任された市町村長）が行う。
- (3) 災害時における遺体の埋火葬は、本部長（市長）（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された市町村長）が行う。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
総 務 部	危 機 管 理 班	・救出及び遺体搜索班の編成に関すること。
	人 事 班	・応援職員の要請及び連絡調整に関すること。 ・労務要員の雇用及び配分の総括に関すること。
	管 財 班	・車両の確保及び配車に関すること。 ・労務要員の輸送に関すること。 ・久栗坂財産区火葬場の使用に関すること。
市 民 部	市 民 班	・埋火葬許可証の交付に関すること。 ・被害者等の住所・氏名・生年月日・性別の把握に関すること。
	生 活 安 心 班	・遺体の火葬及び埋葬に関すること。
保 健 部	保 健 班	・感染症（一類～三類及び新型インフルエンザ等）に汚染された遺体の移動制限等に関すること。
浪 岡 振 興 部	浪 岡 市 民 班	・浪岡地域における埋火葬許可証の交付に関すること。 ・浪岡地域における防疫（感染症予防措置及び発生動向調査）に関すること。
	浪 岡 健 康 福 祉 班	・健康福祉部及び市民病院部との連絡調整に関すること。
市 民 病 院 部	医 療 看 護 班	・遺体の処理（検案等）に関すること。
	浪 岡 医 療 看 護 班	・浪岡地域における遺体の処理（検案等）に関すること。

担当部（主担当班）		担 当 業 務
教 育 部	文化学習活動 推 進 班	・文化スポーツ施設の被害調査及び応急対策に関すること。
	浪 岡 教 育 班	・浪岡教育班の管理に係る施設・設備の被害調査、報告及び応急対策に関すること。
企 業 部	管 理 班	・バス緊急輸送の確保に関すること。

第2. 遺体の搜索

1. 対象

行方不明の状態にある者で、次のような周囲の事情により、すでに死亡していると推定される者

- (1) 行方不明の状態になってから相当の期間を経過している場合
- (2) 災害の規模が非常に広範囲にわたり、特定の避難所等の地域以外は、壊滅してしまったような場合
- (3) 災害発生後、ごく短時間のうちに引き続き当該地域に災害が発生した場合

2. 遺体の搜索の方法

遺体の搜索は、警察官、消防職員、消防団員等により搜索班を編成し、実施するが、海上漂流遺体については青森海上保安部に搜索を要請する。なお、搜索活動における二次被害防止のため、火山専門家に安全対策、実施方法について助言を受けた上で、搜索活動を実施する。

遺体の搜索に際しては、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、遺体の検案等が円滑に行われるよう事前に関係する医療機関と緊密な連絡をとる。

3. 事務処理

災害時において遺体の搜索を実施した場合は、次の事項を明らかにしておくものとする。

- (1) 実施責任者
- (2) 遺体発見者
- (3) 搜索年月日
- (4) 搜索地域
- (5) 搜索用資機材の使用状況（借上関係内容を含む。）
- (6) 費用

第3. 遺体の処理**1. 対象**

遺体の処理は、後記第4「遺体の埋火葬」に準じる。

2. 遺体の処理の方法

- (1) 青森警察署及び青森南警察署は、医師の協力等を得て、遺体の検視・遺体調査、身元確認を行う。
- (2) 医療機関は、遺体の死因その他について医学的検査をする。
- (3) 市は、遺体の識別、腐乱防止等のため、洗浄、縫合、消毒等を必要に応じて行う。
- (4) 大規模災害時に、多数の遺体が発生する事態に備えて、市は、県及び県警察と連携し、多数の遺体の検視及び一時保管が可能なイベント施設、公民館、体育館又は廃校等の屋内施設の確保に努める。

また、市は、遺体の身元確認又は埋火葬が行われるまでの間、当該屋内施設に遺体を一時保管するものとする。

【遺体安置所】

名 称	所 在 地	面 積	管 理 者	電話番号
青森市屋内グラウンド	青森市浜田字豊田 123-6	5,845 m ² (主運動場)	青 森 市	017-718-1428

3. 事務処理

災害時において、遺体の処理をした場合は、次の事項を明らかにしておく。

- (1) 実施責任者
- (2) 死亡年月日
- (3) 死亡原因
- (4) 遺体発見場所及び日時
- (5) 死亡者及び遺族の住所氏名
- (6) 洗浄等の処理状況
- (7) 一時収容場所及び収容期間
- (8) 費用

第4. 遺体の埋火葬**1. 対象**

災害時の混乱の際に死亡した者で、おおむね次の場合に実施する。

なお、埋火葬に伴う事務処理は迅速に行う。

- (1) 遺族が緊急に避難を要するため、時間的にも、労力的にも、埋火葬を行うことが困難であるとき。

- (2) 墓地又は火葬場が浸水又は流出し、個人の力では埋火葬を行うことが困難であるとき。
- (3) 経済的機構の一時的混乱のため、遺族又は扶養義務者の資力の有無にかかわらず、棺、骨つぼ等が入手できないとき。
- (4) 埋火葬すべき遺族がいないか、又は遺族がいても高齢者、幼年者等で埋火葬を行うことが困難であるとき。

2. 埋火葬の方法

- (1) 埋火葬の程度は応急的な仮葬であり、棺または骨つぼ等埋火葬に必要な物資の支給、あるいは火葬、土葬又は納骨等の役務の提供によって実施する。
- (2) 縁故者の判明しない焼骨は、納骨堂又は寺院に一時的に保管を依頼し、縁故者がわかり次第、引き継ぐ。無縁の焼骨は納骨堂に収蔵するか、無縁墓地に埋蔵する。

3. 火葬及び埋蔵予定場所

火葬及び埋蔵予定場所は、次のとおりとする。

(1) 火葬場

名 称	所 在 地	管 理 者	電話番号
青森市斎場	青森市新町野字菅谷 138-1	青 森 市	017-738-3206
青森市浪岡斎園	青森市浪岡杉沢字山元 434	青 森 市	0172-62-1130

(2) 埋蔵予定場所

名 称	所 在 地	管 理 者	電話番号
青 森 市 三 内 霊 園	青森市三内字沢部 353	青 森 市	017-766-0609
青 森 市 月 見 野 霊 園	青森市駒込字月見野 281	青 森 市	017-743-3213
青 森 市 八 甲 田 霊 園	青森市大別内字葛野 116-2	青 森 市	017-729-2510
青 森 市 浪 岡 墓 園	青森市浪岡五本松字平野 207-26	青 森 市	0172-62-1140

4. 事務処理

災害時において、遺体の埋火葬を実施する場合は、次の事項を明らかにしておく。

- (1) 実施責任者
- (2) 埋火葬年月日
- (3) 死亡者の住所、氏名
- (4) 埋火葬を行った者の住所、氏名及び死亡者との関係
- (5) 埋火葬品等の支給状況
- (6) 費用

第5. 実施期間

災害発生の日から原則として10日以内の期間で実施する。

第6. 応援協力関係

本部長（市長）は、自ら遺体の搜索、処理及び埋火葬の実施が困難な場合、遺体の搜索、処理、埋火葬の実施又はこれに要する人員及び資機材の確保について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請するほか、知事へあつせんを依頼する。

第7. 災害救助法との関係

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については災害救助法施行細則による。

(資料)

- | | |
|-------------------------|---------------|
| ○ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等 | (資料・様式編/資料46) |
| ○ 遺体の埋火葬予定場所の設備等 | (資料・様式編/資料59) |
| ○ 遺体の搜索状況記録簿 | (資料・様式編/様式54) |
| ○ 遺体処理台帳 | (資料・様式編/様式55) |
| ○ 埋葬台帳 | (資料・様式編/様式56) |

第16節 障害物除去

火山災害により、土石、火山灰等が住家又はその周辺に運ばれ、又は道路等に堆積した場合、また、道路上に大量の放置車両や立ち往生車両が発生した場合、被災者の保護、被害の拡大防止及び緊急通行車両の通行の確保のため障害物を除去するものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

- (1) 住家等における障害物の除去は、本部長（市長）（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された市町村長）が行うものとする。
- (2) 道路、河川、鉄道における障害物の除去は、それぞれ道路管理者、河川管理者、鉄道事業者が行うものとする。
- (3) 海上における障害物の除去は、第二管区海上保安部（青森海上保安部）及び港湾・漁港管理者が行う。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
総 務 部	人 事 班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応援職員の要請及び連絡調整に関する事。 ・ 労務要員の雇用及び配分の総括に関する事。
	契 約 班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策用物品、資機材の調達に係る契約等に関する事。
環 境 部	廃 棄 物 ・ リサイクル班	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ焼却施設及びごみ埋立地の被害調査及び応急対策に関する事。 ・ 廃棄物処理及び清掃に関する事。 ・ 廃棄物収集車の確保と借上げに関する事。 ・ 障害物集積場所の管理、運営に関する事。 ・ 工作物等の保管に関する事。 ・ 処分手数料の減免に関する事。 ・ 一般廃棄物処理業者との連絡調整に関する事。 ・ 産業廃棄物処理施設の被害状況調査に関する事。
都 市 整 備 部	公 園 河 川 班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水難救助及び河川漂流物に関する事。 ・ 海上漂流物に関する事。
	道 路 維 持 班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路障害物の除去に関する事。 ・ 道路障害物除去班の編成に関する事。 ・ 各道路管理者との連絡調整に関する事。
	建 築 営 繕 班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約班の応援（応急対策用建築資材の確保）に関する事。

担当部（主担当班）		担 当 業 務
浪岡振興部	浪岡市民班	<ul style="list-style-type: none"> ・浪岡地域における廃棄物、し尿の処理及び清掃に関すること。 ・浪岡地域における廃棄物及びし尿収集車の確保と借上げに関すること。 ・浪岡地域における障害物集積場所の管理、運営に関すること。 ・浪岡地域における工作物等の保管に関すること。 ・浪岡地域における処分手数料の減免に関すること。
	浪岡都市整備班	<ul style="list-style-type: none"> ・浪岡地域における道路障害物の除去に関すること。 ・浪岡地域における道路障害物除去班の編成に関すること。 ・浪岡地域における各道路管理者との連絡調整に関すること。

第2. 障害物の除去

1. 住家等における障害物の除去

(1) 対象者

災害により、住家等が半壊または床上浸水し、居室、台所等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では除去できない者

(2) 障害物除去の方法

ア. 障害物の除去は、自らの組織、要員、資機材を用い、又は土木建築業者等の協力を得て速やかに行う。

イ. 除去作業は、居室、台所、便所等日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物に限るものとし、当面の風雨をしのぐ程度の主要物件の除去を行う応急的なものとする。

2. 道路、河川、鉄道における障害物の除去

(1) 道路における障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、雪害においては除雪も含む。）は、当該道路の管理者が行い、交通の確保を図る。ただし、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、当該道路の管理者が必要に応じて国へ交通の確保のための支援を要請する。

(2) 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うために必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（(3)及び(4)において「道路管理者等」という。）に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

(3) 道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合であって、緊急通行車両の通行を確保するために緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は自ら車両の移動等を行う。

- (4) 国は道路管理者等である県及び市に対し、県は道路管理者等である市に対し、広域的な見地から緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、放置車両や立ち往生車両の移動が必要と認められるときは指示を行うことができる。
- (5) 河川における障害物の除去は、当該河川の管理者が行い、溢水の防止及び護岸等の決壊を防止する。
- (6) 道路及び河川の管理者は、災害の規模、障害の内容等により、相互に協力し交通の確保を図る。
- (7) 鉄道における障害物の除去は、当該鉄道の事業者が行い、輸送の確保を図る。

3. 海上における障害物の除去

- (1) 第二管区海上保安部（青森海上保安部）及び港湾・漁港管理者は、港内又は海上に漂流物、沈没物、軽石、その他の航路障害物がある場合は、直ちに必要な応急措置（航行警報、安全通信の放送、応急標識の設置等）をとるとともに、その物件の所有者又は占有者に対し、その場所が港内又は港の境界付近のときは除去を命じ、その他の海域にあっては除去の勧告を行う。
- (2) 港湾・漁港管理者は、船舶の航行が危険と認められる場合は、国に報告する。なお、所有者又は占有者が不明の場合は、関係機関が連携し、除去する。

第3. 除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮するものとするが、おおむね次の場所に集積廃棄又は保管する。

- (1) 廃棄するものについては、実施者の管理に属する遊休地及び空地、その他廃棄に適切な場所とし、その場所は次のとおりである。

集積地	管理責任者	所在地	電話番号	対象物
青森市清掃工場	場長	青森市鶴ヶ坂字早稲田 241-1	017-757-8840	可燃物、不燃物
一般廃棄物 最終処分場	場長	青森市岩渡字熊沢 250	017-787-2108	不燃物、粗大ごみ

- (2) 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適切な場所とする。

第4. 資機材等の調達

本部長（市長）は、障害物の除去に必要な資機材等は次により調達する。

- （1）障害物の除去に必要な資機材等は、市所有のものを使用するほか、関係業者等から借り上げる。
- （2）障害物の除去を実施するための機械操作員は、資機材等に合わせて確保する。作業要員の確保は、第4章第18節「労務供給」による。
- （3）障害物の除去に要する資機材等の現有状況は、次のとおりである。
 - 障害物除去機械・器具等一覧（資料60）

第5. 応援協力関係

本部長（市長）は、自ら障害物の除去をすることが困難な場合は、障害物の除去の実施又はこれに必要な人員及び資機材等について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、他市町村への応援を県に要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

また、道路管理者及び港湾管理者は、発災後の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努める。

第6. 災害救助法との関係

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については災害救助法施行細則による。

（資料）

- | | |
|-------------------------|---------------|
| ○ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等 | （資料・様式編／資料46） |
| ○ 障害物除去機械・器具等一覧 | （資料・様式編／資料60） |
| ○ 障害物除去の状況 | （資料・様式編／様式57） |

第17節 被服、寝具、その他生活必需品の給(貸)与

火山災害により日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）をそう失、又はき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給(貸)与するために応急措置を講じるものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

生活必需品等の確保・調達及び被災者に対する給(貸)与は、本部長（市長）（災害救助法が適用された場合または災害救助法以外の災害援護の取扱要綱（以下「法外援護」という。）の適用基準に達した場合は、知事及び知事から委託を受けた市町村長）が行うものとする。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
総 務 部	総 務 班	・危機管理班の応援に関する事。
	危 機 管 理 班	・食料、生活必需物資の備蓄及び防災資器材の整備に関する事。
	契 約 班	・食料品等応援物資の調達に係る契約等に関する事。
福 祉 部	生 活 福 祉 班	・被服、寝具、その他生活必需品の給与または貸与に関する事。 ・救援物品の受領、保管及び配分に関する事。
経 済 部	経 済 政 策 班	・燃料、雑貨等生活必需品の需給調整に関する事。 ・契約班の応援（燃料、雑貨等生活必需品の確保）に関する事。
浪 岡 振 興 部	地 域 振 興 班	・浪岡地域における被服、寝具、その他生活必需品の給与または貸与に関する事。 ・浪岡地域における救援物品の受領、保管及び配分に関する事。
教 育 部	地 域 班	・食料等集積場所の確保に関する事。
	浪 岡 教 育 班	・浪岡地区における食料等集積場所の確保に関する事。

第2. 確保

- (1) 本部長（市長）は、市民が各家庭や職場で、平時から最低3日分、推奨1週間分の生活必需品を備蓄するよう、各種広報媒体や自主防災組織、自治会等を通じて啓発する。
- (2) 本部長（市長）は、市民の備蓄を補完するため、コミュニティ等を考慮しながら現物備蓄及び流通備蓄に努める。
- (3) 本部長（市長）は、流通在庫備蓄を確保するため、民間事業者等との間で災害時の生活必需品等の調達に関する協定の締結を推進するなどの実効性の確保を図る。

(4) 本部長(市長)は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に新物資システム(B-PLo)物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

第3. 調達

1. 調達担当

生活福祉班長(生活福祉一・二課長)及び地域振興班長(地域振興課長)は、「生活必需物資等調達計画」に基づき、契約班長(契約課長)に対して物資の調達を依頼する。

2. 調達方法

市内の災害時応援協定締結業者等業者等から調達するものとするが、当該業者が被害を受け調達できない場合は、県又は他市町村に応援を求め調達する。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。また、指定避難所及び応急仮設住宅の暑さ・寒さ対策として、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど実情を考慮する。

3. 調達物資の集積場所

- (1) 生活福祉班長(生活福祉一・二課長)及び地域振興班長(地域振興課長)は、各集積場所に責任者及び調達物資の受領、仕分け、配分を行うための要員を配置する。
- (2) 調達物資及び義援による物資の集積場所は、次のとおりとする。

施設名		面積(m ²)	管理責任者	対象地域	所在地	電話番号
中央市民センター	中会議室(2)	106.1	館長	中部地域	青森市松原一丁目 6-15	017- 734-0163
東部市民センター	大会議室	123.5	館長	東部地域	青森市原別三丁目 8-1	017- 736-6255
西部市民センター	図書室	27	館長	西部地域	青森市新城字平岡 163-22	017- 788-2491
荒川市民センター	会議室A	103	館長	南部地域	青森市荒川字柴田 129-1	017- 739-2343
油川市民センター	コミュニティ活動室	116	館長	北部地域	青森市羽白字池上 197-1	017- 788-1201
横内市民センター	小会議室	76.5	館長	南部地域	青森市横内字亀井 28-2	017- 738-8723
浪岡総合保健福祉センター	機能回復訓練室	130.5	館長	浪岡全域	青森市浪岡浪岡字稲村 274	0172- 62-1111

第4. 給(貸)与**1. 給(貸)与担当等**

- (1) 給(貸)与担当は、生活福祉班(生活福祉一・二課)及び地域振興班(地域振興課)とする。
- (2) 生活福祉班(生活福祉一・二課)及び地域振興班(地域振興課)の構成は、5名(配分責任者1名、配分員4名)を基準とする。

2. 対象者

災害により、住家が全壊(焼)、流出、半壊(焼)、床上浸水等の被害を受け、生活必需品等をそう失、又はき損したため、日常生活を営むことが困難な者

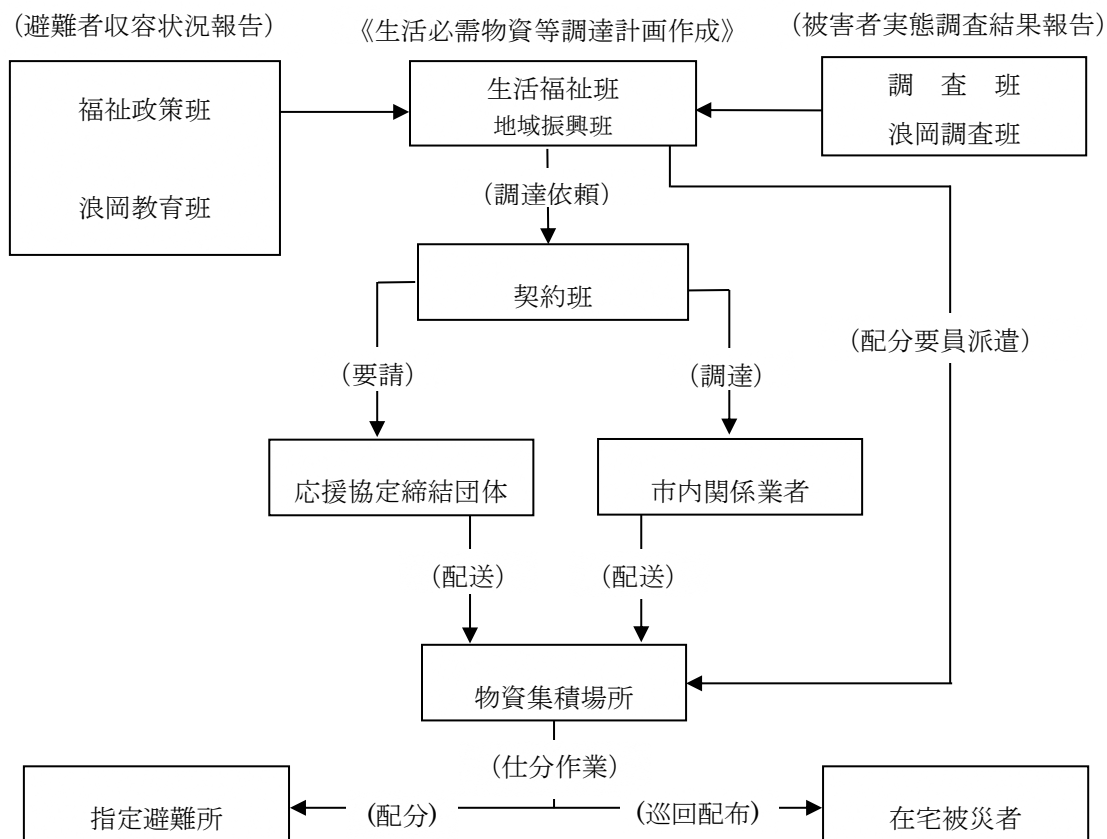
3. 給(貸)与する品目

原則として、次に掲げるもののうち、必要と認めた最小限度のものとする。

- (1) 寝具
- (2) 外衣
- (3) 肌着
- (4) 身廻品
- (5) 炊事道具
- (6) 食器
- (7) 日用品
- (8) 光熱材料
- (9) 高齢者、障害者等の日常生活支援に必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗品

4. 配分方法

本部長(市長)は、指定避難所を開設した場合、速やかに避難者の数の確認、避難者名簿の作成等によってその実態を把握し、一時的に急場をしのご程度の生活必需品等を給(貸)与する。



第5. 応援協力関係

本部長（市長）は、備蓄物資の状況等を踏まえ、自ら生活必需品等の給（貸）与の実施が困難な場合、生活必需品等の給（貸）与の実施又はこれに要する人員及び生活必需品の調達等について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

第6. 災害救助法との関係

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。なお、法外援護が適用された場合の対象者、期間、経費は、法外援護による。

(資料)

- 生活必需物資等備蓄状況 (資料・様式編／資料7)
- 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等 (資料・様式編／資料46)
- 災害救助法適用以外の災害援護の取扱要綱（青森県） (資料・様式編／資料47)
- 世帯構成員別被害状況 (資料・様式編／様式49)
- 物品購入（配分）計画書 (資料・様式編／様式50)
- 物資の給与状況 (資料・様式編／様式51)

第18節 医療、助産及び保健

火山災害により医療、助産及び保健機構が混乱し、被災地の外国人住民・訪日外国人旅行者を含む市民が医療又は助産の途を失った場合、あるいは被災者の健康管理が必要な場合において、医療、助産及び保健措置を講じる。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

被災者に対する医療、助産及び保健措置は、関係機関の協力を得て本部長（市長）（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事の委託を受けた日本赤十字社青森県支部長並びに知事から委任を受けた市町村長）が行う。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
企 画 部	広 報 広 聴 班	・ 診療可能な医療機関の市民へ広報に関する事。
保 健 部	保 健 班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療施設からの被害情報の収集及び連絡調整に関する事。 ・ 医師会、歯科医師会等への応援要請に関する事。 ・ 医療、助産及び保健に関する事。 ・ 救護班の編成及び医療救護活動の実施に関する事。 ・ 救護所の開設及び運営に関する事。 ・ 負傷者の把握に関する事。
浪 岡 振 興 部	浪 岡 健 康 福 祉 班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浪岡地域における負傷者の把握に関する事。 ・ 浪岡地域における医療施設からの被害情報の収集及び連絡調整に関する事。 ・ 浪岡地域における医療、助産及び保健に関する事。
市 民 病 院 部	医 療 看 護 班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 傷病者等の医療救護及び看護に関する事。 ・ 助産に関する事。 ・ 保健部保健班の応援に関する事。 ・ 救護所への医師等の派遣に関する事。
	病 院 総 務 班	・ 医療用薬品、資材の調達・あっせんの助言に関する事。
	医 事 班	・ 福祉部福祉政策班及び保健部保健班の応援（医療関係）に関する事。
	浪 岡 医 療 看 護 班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浪岡地域における傷病者等の医療救護及び看護に関する事。 ・ 浪岡地域における助産に関する事。 ・ 保健部保健班の応援に関する事。 ・ 救護所への医師等の派遣に関する事。
	浪 岡 病 院 総 務 班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浪岡地域における医療用薬品、資材の調達・あっせんに関する事。 ・ 浪岡振興部浪岡健康福祉班の応援（医療関係）に関する事。

第2. 医療、助産及び保健の実施

1. 対象者

- (1) 医療の対象者は、災害のため医療の途を失った者で応急的に医療を施す必要がある者
- (2) 助産の対象者は、災害のため助産の途を失った者で現に助産を要する状態の者
- (3) 保健の対象者
 - ア. 災害のため避難した者で、指定避難所における環境不良等により健康を害した者
 - イ. 健康回復のため、適切な処置等が必要な者
 - ウ. 不安、恐怖感等がある者で応急的に保健指導を行う必要がある者
 - エ. 避難所や自宅等における栄養の偏りにより、健康状態の悪化がみられる者

2. 範囲

- (1) 診療
- (2) 薬剤または治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他治療及び施術
- (4) 病院、診療所又は介護老人保健施設への入院、入所
- (5) 看護、介護
- (6) 助産（分べん介助等）
- (7) 健康相談指導、衛生指導及び精神保健相談指導
- (8) 栄養相談指導

3. 実施方法

(1) 医療

救護班により医療に当たるものとするが、トリアージタグ（負傷程度による治療優先度を示す認識票）を有効に活用しながら負傷程度を識別し、医療を実施するが、重症患者等で設備、資材等の不足のため救護班等では医療を実施できない場合には、病院または診療所に移送して治療する。また、介護等を必要とする高齢者等については、医師の判断により介護老人保健施設等に移送して看護・介護する。

(2) 助産 上記（1）に準じる。

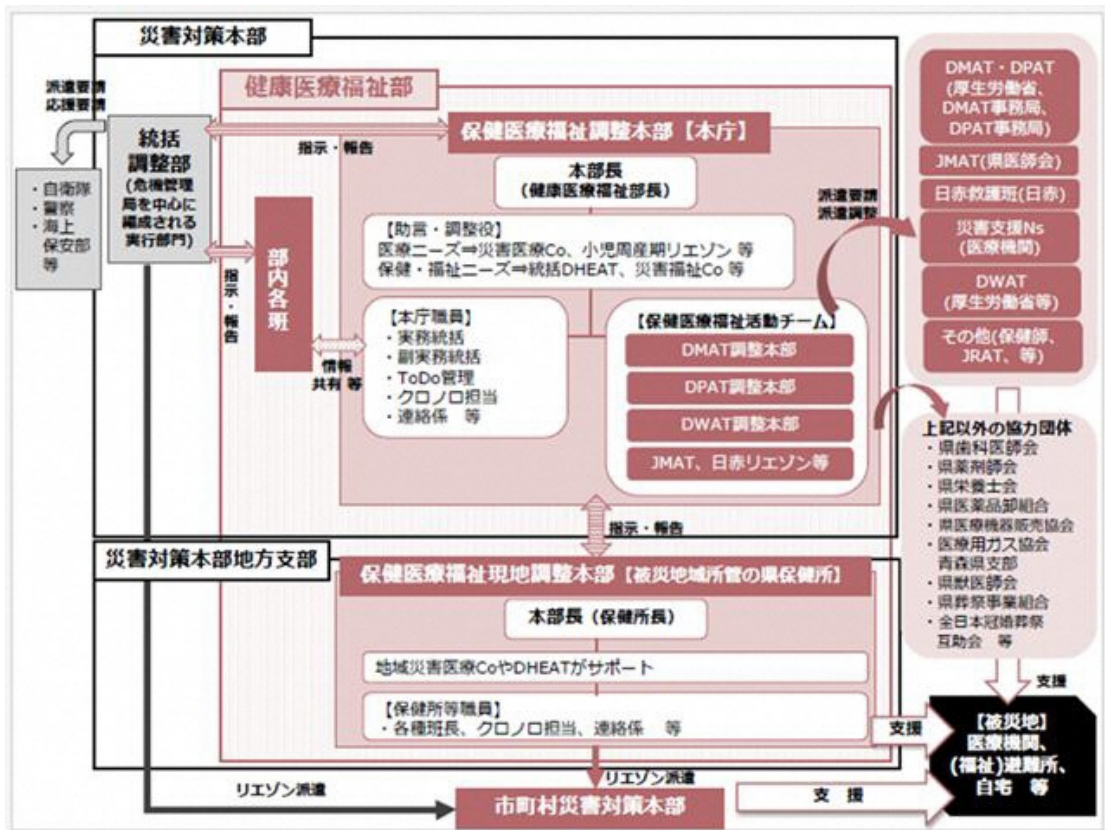
(3) 保健

原則として、救護班により巡回保健活動に当たるものとするが、医療及び助産を必要とする場合には、救護所、病院、診療所に移送する。

(4) 各フェーズにおける保健医療福祉ニーズと活動チームの例

	フェーズ0	フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3	フェーズ4
発災後の時間	概ね24時間以内	概ね72時間以内	72時間～1週間	1週間～1ヶ月	1ヶ月～3ヶ月
医療ニーズ	・救命救急 ・広域搬送	・救護所設置・運営	・医療機能回復 ・救護所運営	・地域医療へ移行	
保健ニーズ	・避難所設置・運営	・感染症対策 ・メンタルヘルス	・健康管理 ・メンタルヘルス		
福祉ニーズ	・要配慮者の避難	・福祉避難所設置	・福祉避難所運営		
支援チーム例	・DMAT ・日赤救護班	・DMAT ・日赤救護班 ・DPAT ・JMAT	・日赤救護班 ・JMAT ・災害支援ナース ・JRAT ・JDAT ・保健師チーム ・DPAT	・日赤救護班 ・JMAT ・DHEAT ・災害支援ナース ・JRAT ・JDAT ・保健師チーム	・JRAT ・JDAT ・保健師チーム ・DWAT

(5) 体制図



4. 救護班の編成

医療、助産及び保健は、医師会、日本赤十字社等の関係機関の協力を得て、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師及び管理栄養士等による救護班を編成し行う。
編成は次のとおり。

【救護班の編成基準】

班名	班長(医師)	班員		
		看護師、保健師	助産師	事務員
第1班	1	数名	数名	1
第2班	1	数名	数名	1

5. 救護所の設置

救護所の設置場所は、次のほか、災害の状況により防災活動拠点施設または被災地(現地)に設置する。

設置施設名		収容可能人員	管理責任者	所在地	電話番号
健康増進センター	会議室・健康教室	150人	健康づくり推進課長	青森市佃二丁目19-13	743-6111
浪岡総合保健福祉センター	集団指導室	50人	館長	青森市浪岡浪岡字稲村274	0172-62-1113

第3. 医薬品等の調達及び供給

本部長（市長）は、次により医薬品等を調達する。

- (1) 医薬品等の調達は、病院総務班（市民病院総務課）及び浪岡病院総務班（浪岡病院総務課）において、近隣の医薬品等卸売業者から購入し、救護班に支給する。
- (2) 医薬品等が不足する場合は、知事又は隣接市町村に対し、調達のあっせんを要請する。

第4. 救護班等の輸送

救護班等の輸送は、第21節輸送対策による。

第5. 医療機関等の状況

市内の医療機関及び助産所の状況は、次のとおりである。

- 主要医療機関（資料61）

第6. 各種災害派遣チームの派遣等

- (1) 県は、必要な医療提供体制を支援し、傷病者等の生命を守るため、災害派遣医療チーム（DMAT）を医療機関等に派遣する。
- (2) 県は、精神医療の提供と精神保健活動の支援を行うため、災害派遣精神医療チーム（DPAT）を医療機関等に派遣する。
- (3) 県は、被災地の医療救護ニーズに対し、必要とされる医療が迅速かつ的確に提供されるよう総合調整を行うため、災害医療コーディネーター及びそれをサポートする災害時小児周産期リエゾンを保健医療福祉（現地）調整本部に配置する。
- (4) 県は、被災地の医薬品等や薬剤師及び薬事・衛生面に関する情報の把握やマッチング等の調整を行うため、災害薬事コーディネーターを保健医療福祉（現地）調整本部に置く。
- (5) 県は、被災自治体によるマネジメント支援を行うため、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）を保健医療福祉（現地）調整本部に置く。
- (6) 県は、避難所の高齢者、障がい者等の二次被害の発生を防止するため、災害福祉支援チーム（DWA T）や災害支援ナースを避難所に派遣する。
- (7) 県は、避難所等の高齢者、障がい者等の多様なニーズへの対応のため、必要に応じて、災害福祉支援チーム（DWA T）を避難所の避難者、在宅避難者や車中泊避難者のもとへ派遣する。

第7. 災害時観戦制御支援チーム（DICT）等の派遣要請

市は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム

(DICT)等の派遣を迅速に要請する。

第8. 応援協力関係

本部長（市長）は、市内の医師等をもってしても医療、助産及び保健の実施が困難な場合、医療、助産及び保健の実施又はこれに要する人員及び資機材の確保について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣（助産を除く。）や、災害派遣医療チーム（DMAT）や災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の派遣を含め応援を要請する。

また、市は、救護班等の指揮及び救護班等の支援に関する必要な情報について、市を応援する県保健医療福祉現地調整本部員等と情報連携することとし、県は、県保健医療福祉現地調整本部員等が収集した被災者の健康管理に関するニーズ等の情報の整理及び分析を行い、救護班等の指揮及び救護班等の支援に関する必要な調整について県保健医療福祉現地調整本部及び県保健医療福祉調整本部にて行うこととする。

市は県と連携し、災害時を想定した情報の共有、整理及び分析等の保健医療福祉活動の実施体制（災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）等のシステムの活用体制を含む。）の整備に努めるものとする。

県は、必要に応じ、政府本部に対し、被災地域内の港湾における船舶を活用した医療活動を要請するものとする。

第9. 災害救助法との関係

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については災害救助法施行細則による。

（資料）

- | | |
|-------------------------|---------------|
| ○ 応援協定締結状況 | （資料・様式編／資料43） |
| ○ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等 | （資料・様式編／資料46） |
| ○ 主要医療機関 | （資料・様式編／資料61） |
| ○ 救護班活動状況 | （資料・様式編／様式58） |
| ○ 病院・診療所医療実施状況 | （資料・様式編／様式59） |
| ○ 助産台帳 | （資料・様式編／様式60） |

第19節 被災動物対策

火山災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、必要な応急措置を講じるものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

災害時における被災動物対策は、特定動物の飼養者、県（健康医療福祉部）及び公益社団法人青森県獣医師会の協力を得て青森市が行う。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担当業務
保健部	保健班	・放置動物対策に関すること。

第2. 実施内容

県は、必要に応じ、県災害対策本部の下に、青森県動物救護本部を設置する他、青森県動物愛護センターに青森県動物救護センターを設置する。青森市は、県及び公益社団法人青森県獣医師会と連携し、動物救護活動を実施することとする。

1. 指定避難所における家庭動物の適正飼養

市は、指定避難所における家庭動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、県や公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主等に対し、同行避難した家庭動物の適正な飼養に関する助言、指導を行うとともに、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応等必要な措置を講じる。

2. 特定動物の逸走対策

特定動物の飼養者は、特定動物が逸走した場合は、県、市、警察官その他関係機関と連携し、捕獲等、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。

第3. 応援協力関係

応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

また、県は必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、公益社団法人青森県獣医師会に協力を要請する。

第20節 輸送対策

火山災害時において、被災者並びに災害応急対策の実施のために必要な人員、物資及び資機材等を迅速かつ確実に輸送するために必要な車両、船舶等を調達し、実施するものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

災害時における輸送力の確保等は、関係機関の協力を得て本部長（市長）（災害救助法が適用された場合は知事又は知事から委任を受けた市町村長）が行うものとする。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
総 務 部	総 務 班	・運輸通信（鉄道、バス、船舶、航空機、電話、郵便等）、電力及びガス関係の被害調査に関する事。
	危 機 管 理 班	・知事への防災ヘリコプター応援要請に関する事。 ・臨時ヘリポートの使用に関する事。
	人 事 班	・労務要員の雇用及び配分の総括に関する事。
	管 財 班	・車両の確保及び配車に関する事。 ・労務要員の輸送に関する事。
市 民 部	生 活 安 心 班	・交通関係機関との連絡に関する事。
経 済 部	交 流 推 進 班	・港湾及び空港を利用した輸送対策に関する事。
都 市 整 備 部	都 市 政 策 班	・鉄道施設の被害情報の収集に関する事。
	公 園 河 川 班	・港湾空港施設の被害情報の収集に関する事。
浪 岡 振 興 部	浪 岡 市 民 班	・浪岡地域における交通関係機関との連絡に関する事。
企 業 部	管 理 班	・資機材及び燃料の確保に関する事。 ・所管施設・設備の被害調査及び応急対策に関する事。 ・バス緊急輸送の確保に関する事。 ・バス運行路線の確保及び配車に関する事。 ・運輸支局等関係機関との連絡に関する事。
消 防 部	警 防 班	・防災ヘリコプターの運航要請に関する事。

第2. 実施内容

1. 車両及び船舶等の調達

市は、自ら所有する車両、船舶等により輸送を行うものとするが、不足する場合は次の順序により調達する。

なお、市有車両は、次のとおりである。

(1) 公共的団体の車両

名 称	所 在 地	電話番号	車 種	備 考
青森県トラック協会青森支部	青森市荒川字品川111-3	017-729-3000	トラック	応援協定
青森輸送事業協同組合	青森市荒川字品川111-3	017-729-2500	トラック	応援協定
弘南バス(株)青森営業所	青森市矢田前字弥生田32-1	017-726-7575	バ ス	
J Rバス東北(株)青森支店	青森市柳川一丁目2-23	017-723-1621	バ ス	
下北交通(株)	むつ市金曲1丁目8-12	0175-23-3111	バ ス	
十和田観光電鉄(株)青森総合営業所	青森市油川字岡田145-3	017-787-0601	バ ス	
日本通運(株)青森支店	青森市三内字丸山393-214	017-718-7684	トラック	
青森農業協同組合	青森市羽白字富田190-4	017-787-1001	トラック	

(2) 運送業者等営業用の車両

名 称	所 在 地	電話番号	車 種	備 考
赤帽青森県軽自動車運送協同組合	青森市古館字大柳84-21	017-741-3264	軽トラック	応援協定
(株)協和輸送	青森市浪岡北中野字北畠30	0172-62-3000	トラック	
山中運輸	青森市浪岡徳才子字山本 96-1	0172-62-7521	トラック	
浪岡集配センター	青森市浪岡高屋数字安田 25-2	0172-62-7217	トラック	
北彩観光(株)	青森市浪岡徳才子字山本 96-1	0172-62-1211	バス	

(3) その他の船舶

名 称	所 在 地	備 考
青森市水産振興センター	青森市清水字浜元 188-34	
青森県(青森港管理所)	青森市本町四丁目5-5	
青森海上保安部	青森市青柳一丁目1-2 青森港湾合同庁舎	
青森港湾事務所	青森市本町三丁目6-34	

2. 輸送の対象

災害応急対策の実施に必要な人員、物資及び資機材等の輸送のうち、主なものは次のとおりとする。

- (1) 被災者の避難に係る輸送
- (2) 医療、助産及び保健に係る輸送
- (3) 負傷者等の救出に係る輸送
- (4) 飲料水供給に係る輸送
- (5) 救援物資の輸送
- (6) 遺体の捜索に係る輸送

3. 輸送の方法

応急対策活動のための輸送は、被害状況、輸送物資等の種類、数量、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策等に係る緊急度及び地域の交通量等を勘案して、最も適切な方法により実施する。

なお、各災害現場を想定し、県が開設する一次物資拠点（広域物資輸送拠点）、市が開設する二次物資拠点（地域内輸送拠点）を経て、各避難所に支援物資を届ける輸送ネットワークを形成するため、道路、港湾、漁港、飛行場等緊急輸送を行う上で必要な施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館、道の駅等輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設等を把握するよう努める。

大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に新物資システム（B-P L o）を用い、あらかじめ登録されている一次物資拠点を速やかに開設し、効率的に運用できるよう、施設の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有し、運営に必要な人材や資機材等を運送事業者等と連携して確保するなど、速やかな物資支援のための準備に努める。

併せて、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。

(1) 車両による輸送

本計画に基づき、車両を確保し輸送を行うが、車両が不足し、又は確保できない場合は、他市町村又は県に応援を要請する。

(2) 鉄道による輸送

道路の被害等により、車両による輸送が不可能な場合、又は鉄道による輸送が適切な場合は、県が鉄道事業者に要請し、鉄道輸送を行う。

(3) 船舶による輸送

車両の輸送に準じる。

なお、船舶の確保は次の順位により確保手続きをとる。

- a. 公共団体の船舶
- b. 海上運送業者の船舶
- c. その他自家用船舶

(4) 航空機による輸送

陸上交通が途絶した場合、又は緊急を要する輸送等の場合は、県が県防災ヘリコプタ

一により航空輸送を行うほか、必要に応じ、消防庁又は自衛隊に応援を要請する。

なお、航空機輸送の要請を行うときは、次の事項を明らかにする。

- a. 航空機使用の目的及びその状況
- b. 機種及び機数
- c. 期間及び活動内容
- d. 離着陸地点又は目標地点

また、ヘリコプター離着陸場所を次のとおり定めておく。

発着地点	所在地	面積	周囲の状況
青森県消防学校	青森市新城字天田内 183-3	104× 69m	近隣に青森厚生病院がある。
青森県立保健大学	青森市浜館字間瀬 58-1	140× 150m	陸上競技場 市道沿い
瀬戸子グラウンド	青森市瀬戸子字神田 110-18	70× 120m	高層建物は無 国道沿い
青森県総合学校教育センター	青森市大矢沢字野田 80-2	70× 150m	陸上競技場 市道沿い
浅虫ヨットハーバー	青森市浅虫字蛸谷 352	60× 90m	船舶陸揚場
浪岡総合公園グラウンド	青森市浪岡浪岡字稻盛 6	120× 80m	隣接地に中学校がある

(5) 人夫等による輸送

車両、鉄道及び航空機による輸送が不可能な場合は、人夫等により輸送を行う。

4. 緊急通行車両の確認

市は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、緊急通行車両の事前届出制度を活用し、緊急通行車両として使用される車両について、県公安委員会に事前に届出しておく。

併せて、輸送協定を締結した民間事業者等に対して、緊急通行車両の事前届出制度について周知及び普及を行う。

第3. 応援協力関係

本部長（市長）は、青森市内において輸送力を確保できない場合又は不足する場合は、次の事項を明示し輸送の応援を要請する。

要請は、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」に基づく応援又は知事へ自衛隊の災害派遣を含めた応援について行う。

- (1) 輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量（重量を含む。)
- (2) 輸送を必要とする区間
- (3) 輸送の予定日時
- (4) その他必要な事項

第 4. 災害救助法との関係

災害救助法が適用された場合の輸送費、期間については、災害救助法施行細則による。

(資料)

- | | |
|----------------|-----------------|
| ○ 応援協定締結状況 | (資料・様式編／資料 4 3) |
| ○ 緊急通行車両事前届出状況 | (資料・様式編／資料 6 2) |
| ○ 市有車両保有状況 | (資料・様式編／資料 6 3) |
| ○ 輸送記録簿 | (資料・様式編／様式 6 1) |

第21節 労務供給

火山災害時において応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要な人員の動員、雇上げ及び奉仕団の協力等により災害対策要員を確保するものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

- (1) 市が実施する災害応急対策に必要な労務者の雇用は、本部長（市長）（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された市町村長）が行うものとする。
- (2) 市が実施する災害応急対策に必要な奉仕団の活用は、本部長（市長）が行う。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
総務部	人事班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応援職員の要請及び連絡調整に関すること。 ・ 労務要員の雇用及び配分の総括に関すること。 ・ 公務災害補償に関すること。
市民部	市民協働推進班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町会等に対する各種連絡等に関すること。
福祉部	福祉政策班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本赤十字社青森県支部、赤十字奉仕団及び青森市社会福祉協議会との連絡調整に関すること。
浪岡振興部	地域振興班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危機管理班、市民病院部浪岡病院総務班及び教育部浪岡教育班との連絡調整に関すること。 ・ 浪岡振興部の総括に関すること。 ・ 浪岡地域における町会、女性団体等に対する各種連絡等に関すること。
教育部	文化学習活動推進班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会教育関係団体の協力要請に関すること。
	浪岡教育班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浪岡地域における社会教育関係団体の協力要請に関すること。

第2. 実施内容

本部長（市長）は、次により労務を確保するものとする。

1. 労務の確保

災害応急対策の実施に当たっては、日赤奉仕団、その他NPO・ボランティア等の活用を図る。

2. 奉仕団の編成及び従事作業

(1) 奉仕団の編成

奉仕団は、日赤奉仕団、その他NPO・ボランティア等の各種団体をもって編成する。

(2) 奉仕団の従事作業

奉仕団は主として次の作業に従事する。

- ア. 炊き出し、その他災害救助活動への協力
- イ. 清掃、防疫
- ウ. 災害応急対策用の物資、資材の輸送及び配分
- エ. 応急復旧作業現場における軽易な作業
- オ・軽易な事務の補助

(3) 奉仕団との連絡調整

災害時における奉仕団との協力活動については、市長又は日本赤十字社青森県支部長が連絡調整を図る。

(4) 日赤奉仕団、その他NPO・ボランティア等の現況

市内における日赤奉仕団、その他NPO・ボランティア等の現況は、炊き出し協力要請団体一覧のほか、市ホームページ掲載のとおりである。

- 炊き出し協力要請団体一覧 (資料 53)

3. 労務者の雇用

(1) 労務者が行う応急対応の内容

- ア. 被災者の避難支援
- イ. 医療救護における移送
- ウ. 被災者の救出（救出する機械等の操作を含む。）
- エ. 飲料水の供給（供給する機械等を操作及び浄水用医薬品等の配布を含む。）
- オ. 救援用物資の整理、輸送及び配分
- カ. 遺体の捜索及び処理

(2) 労務者の雇用方法

- ア. 労務者の雇用は、原則としてハローワーク青森を通じて行う。
- イ. 労務者の雇用を依頼する場合は、次の事項を明らかにする。
 - ・ 労務者の雇用を要する目的
 - ・ 作業内容
 - ・ 所要人員
 - ・ 雇用を要する期間
 - ・ 従事する地域
 - ・ 輸送、宿泊等の方法
- ウ. 労務者の宿泊施設予定場所は、次のとおりとする。

名 称	管理者	所在地	室 名	収容可 能人員
青森市文化会館	(一財)青森市 文化観光振興財団	堤町一丁目 4-1	会議研修 用大広間	75 人
青森市総合福祉センター	青森市社会福祉協 議会	中央三丁目 16-1	集会室	142 人
健康の森花岡プラザ	(株)秋田東北ダ イケン	浪岡女鹿沢字野尻 14-1	大広間	80 人
花岡農村環境改善センター	青森市	浪岡女鹿沢字野尻 14-1	農 事 研修室	25 人

第3. 技術者等の従事命令等

災害時において応急対策を実施する上で技術者等の不足、又は緊急の場合は、関係法令に基づき従事命令又は協力命令を執行し、災害対策要員を確保する。

関係法令に基づく従事命令等の対象となる作業等は、次のとおりである。

区分	対象になる作業	執行者	根拠法令	種類	対象者	公用令書	費用	
							実費弁償	損害補償
1	災害応急対策作業 (1)災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項 (2)施設及び設備の応急の復旧に関する事項 (3)清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項 (4)犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項 (5)緊急輸送の確保に関する事項 (6)その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項	知事 (市町村長)	災害対策基本法 第71条第1項 (第72条第2項)	従事命令	(1)医師、歯科医師又は薬剤師 (2)保健師、助産師又は看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 (3)土木技術者又は建築技術者 (4)大工左官又はとび職 (5)土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 (6)鉄道事業者及びその従業者 (7)軌道経営者及びその従業者 (8)自動車運送事業者及びその従業者 (9)船舶運送業者及びその従業者 (10)港湾運送業者及びその従業者	公用令書を交付 (様式青森県災害救助法施行細則第9条、第11条)	県施行細則に定める額を支給	災害救助法施行令に定める額を補償
				協力命令	救助を要する者及びその近隣の者			
2	災害救助作業 被災者の救護、救助その他保護に関する事項	知事	災害救助法 第7条第1項	従事命令	1と同じ	公用令書を交付	県施行規則に定める額を支給	
		東北運輸局長	災害救助法 第7条第2項		輸送関係者 (1の(6)～(10)に掲げる者)			
		知事	災害救助法第8条	協力命令	1と同じ	1と同じ		
3	災害応急対策作業 消防、水防、救助その他災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置に関する事項	市町村長	災害対策基本法 第65条第1項	従事	市の区域内の住民又は応急措置の実施すべき環境にある者			市条例で定める額を補償 (「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」中、消防作業従事者、水防作業従事者に係る規定の定める額)
		警察官 海上保安官	災害対策基本法 第65条第2項					
		災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害対策基本法 第65条第3項					
4	消防作業	消防吏員 消防団員	消防法 第29条第5項	従事	火災の現場付近にある者			3に同じ
5	水防作業	水防管理者 水防団員 消防機関の長	水防法第24条	従事	水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場にある者			3に同じ

第4. 労務の配分計画等**1. 労務配分担当**

労務配分担当は、人事班長（人事課長）とする。

2. 労務配分方法

- (1) 各応急対策計画の実施担当班長は、労務者等の必要がある場合は、労務の目的、所要人員、期間、集合場所及びその他必要な事項を明らかにし、人事班長（人事課長）に労務供給の要請を行う。
- (2) 人事班長（人事課長）は、労務供給の円滑な運営を図るため、所要人員を把握し、直ちに確保措置を図るとともに、配分計画を作成し、迅速かつ的確な配分に努める。

第5. 応援協力関係**1. 職員の派遣要請及びあっせん要求**

- (1) 本部長（市長）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合、職員の派遣について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請するほか、知事又は指定地方行政機関の長に職員の派遣を要請する。
- (2) 本部長（市長）は、要請先に適任者がいないなどの場合は、知事へ職員の派遣についてあっせんを求める。

2. 応援協力

本部長（市長）は、応急対策を実施するための労働力が不足する場合、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請するほか、知事へ応援を要請する。

第6. 災害救助法との関係

災害救助法が適用された場合の労務者の雇用等に係る人夫費、期間については、災害救助法施行細則による。

(資料)

- | | |
|----------------|---------------|
| ○ 炊き出し協力要請団体一覧 | (資料・様式編/資料53) |
| ○ 労務者雇用台帳 | (資料・様式編/様式35) |

第22節 防災ボランティア受入・支援対策

火山災害時において、被災市町村の内外から参加する多種多様な災害ボランティアが効果的に活動できるよう、防災関係機関及びボランティア関係団体等の連携により、防災ボランティアの円滑な受入体制を確立するものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

災害時における防災ボランティアの受け入れや支援等は、青森市社会福祉協議会等関係機関の協力を得て、本部長（市長）が行う。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
福 祉 部	福 祉 政 策 班	・ボランティアの受け入れに関すること。
浪 岡 振 興 部	浪 岡 健 康 福 祉 班	・浪岡地域におけるボランティアの受け入れに関すること。

第2. 災害ボランティアセンターの設置

1. 災害ボランティアセンターの設置

市は、災害が発生し、青森市社会福祉協議会等関係機関と協議して、災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置を必要と判断した場合は、速やかにセンターを設置し、防災ボランティア活動が円滑かつ効果的に実施できるよう必要な支援を行う。センターには、状況に応じて日本赤十字社青森県支部が参画する。センターの設置場所等は、次のとおりとする。

設置場所	住 所	電 話	備 考
青森市福祉増進センター （しあわせプラザ）	青森市本町四丁目 1-3	017-723-1340	
青森市浪岡総合保健福祉センター	青森市浪岡浪岡字稲村 274	0172-62-1113	

2. センターの役割

- (1) 青森市災害対策本部との連絡調整を行う。
- (2) 被災地の前線拠点として、被災者ニーズを把握する。また、そのための相談窓口（電話）等を設置する。

- (3) 防災ボランティア活動参加者のニーズを把握する。
- (4) 被災者ニーズと防災ボランティアニーズのコーディネートを行う。
- (5) 被災地の状況を把握、分析し、被災者がどのような支援を必要としているのかを情報発信する。
- (6) 防災ボランティア活動用資材や食料等（炊き出しを含む）の調達を行う。
- (7) 防災ボランティアの集合・待機場所となる屋内施設を確保する。当該施設では、活動前における活動内容に係る説明や、活動後における消毒等を実施するスペースが必要になるほか仮設トイレの設置場所や十分な駐車スペースがあることが望ましいことに留意が必要である。

3. 情報収集と情報発信

センターは、被災地の最前線にある情報拠点として被災状況やニーズ情報を発信する役割も担うことから、適切な支援を受けて防災ボランティア活動を展開していくための被害情報、避難情報、必要物資情報等を収集し、収集した情報を整理し、その対応を行う市及び県など関係機関へ情報提供する。

4. センターの運営

センターは、災害の規模及び被災地の状況等を勘案して順次運営要員を確保しながら、必要な担当部署を編成し、効率的に組織する。

なお、センターの運営に関しては、防災ボランティアへの対応やコーディネートに関する知識や経験を有する地元NPO・ボランティア等と十分な協議・調整を行い、防災ボランティアに主体的な役割や運営を任せる。

5. その他

災害時において、センターが速やかにかつ効率的に機能するよう、適宜センターの設置・運営マニュアル等を定めておく。

第3. 応援協力関係

1. 市は、必要に応じてセンターの施設を提供するとともに、活動物資の保管や救援物資の仕分け等ができる施設の提供に協力する。
2. 市は、避難状況、指定避難所開設状況、ライフラインの復旧状況、交通規制や公共交通の復旧状況等の災害情報を、センター等に適時適切に提供を行う。
3. 市等の関係機関は、自主性に基づく防災ボランティアの特性を尊重し、支援力を向上させる。また、地方公共団体、住民、他の支援団体と相互理解を図り、連携・協働して活動できる環境を整備するよう努める。
4. 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

第4. その他

ボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務をセンターに委託した場合の
人件費、旅費については、災害救助法の国庫負担の対象とできることに留意する。

第23節 防 疫

火山災害時において生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等による感染症の発生を未然に防止するため、防疫措置及び予防接種等を実施するものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

災害時における感染症予防のための防疫措置等は、関係機関の協力を得て、本部長（市長）が行う。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
総 務 部	契 約 班	・災害対策用物品、資機材の調達に係る契約等に関すること。
企 画 部	広 報 広 聴 班	・災害の広報に関すること。
保 健 部	保 健 班	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症発生状況調査に関すること。 ・被災地における感染症の予防に関すること。 ・感染症及び食中毒の原因検査に関すること。 ・保健・衛生団体との連絡調整に関すること。 ・臨時の予防接種に関すること。 ・飲料水の衛生対策に関すること。 ・避難所等における衛生保持に関すること。 ・被災地における生活環境の衛生に関すること。
浪 岡 振 興 部	地 域 振 興 班	・浪岡地域における災害の取材（写真記録を含む）、広報及び広聴活動並びに市民相談窓口の開設に関すること。
	浪 岡 市 民 班	<ul style="list-style-type: none"> ・浪岡地域における防疫（感染症の予防及び発生動向調査）に関すること。 ・浪岡地域における避難所等における衛生保持に関すること。 ・浪岡地域における衛生関係団体との連絡調整に関すること。
	浪 岡 健 康 福 祉 班	<ul style="list-style-type: none"> ・浪岡地域における保健衛生団体との連絡調整に関すること。 ・浪岡地域における臨時の予防接種に関すること。
企 業 部	横 内 浄 水 班	・水質検査に関すること。
	施 設 班	・調査及び応急対策車両の配車並びに給水活動に関すること。

第2. 災害防疫実施要綱

本部長（市長）は、次により防疫措置を講じる。

1. 防疫班の編成

- (1) 保健班長（保健予防課長）及び浪岡市民班長（浪岡振興部市民課長）は、災害時において防疫対策を実施するため、次のとおり市職員、奉仕団、臨時の作業員等をもって防疫班を編成するなど、必要な防疫組織を設ける。

区 分	人 員		事 務 内 容
	班長	班員	
防 疫 班	2	4	感染症予防のための防疫措置
計 画 班	1	2	車両及び薬剤の調達、情報の収集及び薬剤の配布計画の作成
配 布 班	1	2	配布計画に基づき、被災区域を巡回し、必要に応じて消毒方法の指導及び薬剤の配布または当該町会長及び町内会長に薬剤の必要量を一括配布する。
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 班数及び人員は、災害の規模に応じ増強するものとする。 ・ 患者の収容に当たっては特別班を編成する。 ・ 各班は状況に応じては共同作業を実施するものとする。 		

2. 予防教育及び広報活動

知事の指導のもとに、パンフレット、リーフレット等により、あるいは保健協力員その他関係機関の協力を得て、市民に対する予防教育の徹底を図るとともに、広報車等の活用など広報活動の強化を図る。

3. 消毒方法

- (1) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下この節において「法」という。)第27条の規定により、知事の指示に基づき消毒を実施し、実施に当たっては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則」(以下この節において「規則」という。)第14条に定めるところに従って行う。
- (2) 薬剤の所要量を算出し、速やかに手持量を確認のうえ、不足分を入手し適宜の場所に配置する。
- (3) 冠水家屋に対しては、各戸に消石灰等消毒剤を配付し、排水後家屋の消毒を行うよう指導する。

4. ねずみ族、昆虫等の駆除

法第28条の規定により、知事が定めた地域内で知事の命令に基づき実施し、実施に当たっては、規則第15条に定めるところに従って行う。

5. 物件に係る措置

法第29条の規定に基づき必要な措置を講ずることとし、実施に当たっては規則第16条に定めるところに従って行う。

6. 生活の用に供される水の供給

- (1) 法第31条の規定により、知事の指示に基づき、生活の用に供される水の停止期間中、生活の用に供される水の供給を行う。
- (2) 生活の用に供される水の供給に当たっては、配水器の衛生的処理に留意する。
- (3) 生活の用に供される水の使用停止処分に至らない程度の状態であっても、井戸、水道等における水の衛生的処理について指導を徹底する。

7. 患者等に対する措置

- (1) 被災地において、感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、速やかに東青地域県民局地域健康福祉部保健総室へ連絡する。
- (2) 臨時の予防接種は、知事の指示により実施する。
- (3) 感染症指定医療機関は次のとおりとする。

感染症指定医療機関	所在地	備考
弘前大学医学部附属病院	弘前市本町 53	第2種
八戸市立市民病院	八戸市田向 3-1-1	第2種
十和田市立中央病院	十和田市十二番町 14-8	第2種
むつ総合病院	むつ市小川町 1-2-8	第2種

8. 指定避難所の防疫指導等

指定避難所は、学校の体育館等が指定されていることが多く、多数の避難者を収容するため衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが多いことから、防疫活動を実施するが、この際施設の管理者を通じ自治組織を編成させ、その協力を得て、防疫の徹底を図る。

9. 報告

(1) 被害状況の報告

警察、消防等関係機関の協力を得て被害状況の把握に努め、被害状況の概要、発生患者等の有無及び人数、災害救助法適用の有無その他参考となる事項について、速やかに東津軽保健所を経由して知事に報告し、必要な指示を受ける。

(2) 防疫活動状況の報告

災害防疫活動を開始したときは、速やかに東津軽保健所を経由して知事に報告する。

(3) 災害防疫所要見込額の報告

災害防疫に関する所要見込額は、速やかに東津軽保健所を経由して知事に報告する。

(4) 防疫完了報告

災害防疫活動が終了したときは、速やかに東津軽保健所を經由して知事に報告する。

10. 記録の整備

災害防疫に関し、次の書類を整備しておく。

- (1) 被害状況報告書
- (2) 防疫活動状況の報告
- (3) 防疫経費所要見込額調及び関係書類
- (4) 消毒方法に関する書類
- (5) ねずみ族・昆虫等の駆除に関する書類
- (6) 生活の用に供される水の供給に関する書類
- (7) 患者台帳
- (8) 防疫作業日誌

11. 防疫用器具、機材等の整備

防疫用器具等については、普段から整備・点検し、また、調達先についてもあらかじめ定めるとともに、備蓄している物品はいつでも使えるよう随時点検を行う。

12. 防疫用薬剤の調達先

防疫用薬剤の調達先は、市内の関係業者より調達するものとするが、調達不能の場合は、知事にあっせんを要請する。

13. その他

災害防疫に関し必要な事項については、本計画によるほか、災害防疫の実施について（昭和40年5月10日衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知）の「災害防疫実施要領」による。

第3. 応援協力関係

- (1) 本部長（市長）は、知事の実施する臨時予防接種の対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をする。
- (2) 本部長（市長）は、自ら防疫活動の実施が困難な場合、防疫活動の実施又はこれに要する人員及び資機材の確保について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

(資料)

- 応援協定締結状況協定 (資料・様式編/資料43)

第24節 廃棄物等処理及び環境汚染防止

火山災害時において、被災地の環境衛生の保全のため、ごみ、し尿及び死亡獣畜の処理業務及び環境モニタリング調査等を行うものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

被災地におけるごみ、し尿及び死亡獣畜の処理及び知事が行う環境モニタリング調査等への協力は、本部長（市長）が行う。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
企 画 部	広 報 広 聴 班	・災害の広報に関すること。
環 境 部	環 境 政 策 班	・環境部関連の被害調査及び被害報告に関すること。
	環 境 保 全 班	・有害物質の性状検知及び発生源の調査に関すること。
	廃 棄 物 ・ リサイクル班	・ごみ焼却施設、ごみ埋立地の被害調査及び応急対策に関する こと。 ・廃棄物の処理及び清掃に関すること。 ・廃棄物収集車の確保と借上げに関すること。 ・産業廃棄物処理施設の被害状況調査に関すること。
浪 岡 振 興 部	地 域 振 興 班	・浪岡地域における市民への広報に関すること。
	浪 岡 市 民 班	・浪岡地域における廃棄物及びし尿収集車の確保と借上げに 関すること。 ・浪岡地域における廃棄物、し尿の処理及び清掃に関する こと。
広 域 事 務 部	広 域 総 務 班	・し尿処理施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・し尿処理施設維持管理に関すること。

第2. 応急清掃

本部長（市長）は、次により応急清掃を実施する。

1. ごみの処理

(1) ごみの収集及び運搬

市の収集車両及び作業要員並びにごみ収集・運搬の委託業者及び許可業者を動員して、被災地と指定避難所のごみ収集・運搬に当たるが、被害が甚大等の理由により収集・運搬

第1章 災害応急対策計画

第24節 廃棄物等処理及び環境汚染防止

が困難な場合は、運輸業者、建設業者等の車両を借上げ、迅速かつ適切に収集・運搬する。

(2) ごみの処分

ア. 可燃性のごみは、次のごみ処理施設において焼却処分する。

名 称	公称能力	処理方式	管 理 責任者	所 在	電話番号
青森市清掃工場	300t/日 (一次・二次破 砕選別方式 39.8t/5H)	流動床式 ガス化溶 融炉方式	場長	青森市鶴ヶ坂字早 稲田 241-1	017-757-8840

イ. 焼却施設を有する事業所及び指定避難所は、その施設を利用して処分する。

ウ. 不燃性のもので再資源化ができないごみは、市等の最終処分場に運搬し、埋立処分する。

名 称	管理責任者	所 在	電話番号	備 考
一般廃棄物最終処分場	場 長	青森市岩渡字熊沢 250	017-787-2108	

エ. 処理施設の稼働状況に合わせた分別区分設定による再資源化ができず、焼却処理等
ができない場合又は処理能力を上回るごみが発生した場合は、他市町村等のごみ処理
施設及び最終処分場へ委託して処分する。

2. し尿の処理

し尿の収集・運搬及び処分

- (1) し尿の収集及び運搬は、し尿収集・運搬の委託業者及び許可業者を動員して被災地で
緊急を要する地域を優先的に実施する。
- (2) し尿の収集は、各戸のトイレが使用可能になるよう配慮し、必要に応じて2～3割程
度のくみ取りを実施する。
- (3) 収集したし尿は、し尿処理施設で処理し、処理能力を上回る場合又は施設が使用不可
能なときは、他の市町村等のし尿処理施設に委託して処分する。

項 目	あおひらクリーンセンター
設 置 者	青森地域広域事務組合
設 置 場 所	青森市鶴ヶ坂字田川 61
処 理 方 法	標準脱窒素処理方式+高度処理
公 称 能 力	202k1/日
電 話 番 号	017-788-1738

3. 災害廃棄物処理班の編成等

ごみ及びし尿の清掃は、市、委託業者、許可業者等により実施するが、災害により委託が
不可能である場合又は緊急を要する場合は、ごみ処理清掃班及びし尿処理班を編成し実施す
る。

4. 死亡獣畜の処理

災害時において死亡獣畜（牛、馬、豚、めん羊及び山羊の死体（家畜伝染病予防法等関係法令に係るものを除く。））の処理を必要とする場合は、所有者に対し、一般廃棄物である死亡獣畜の処理に必要な廃棄物処理法上の許可等を有する死亡獣畜取扱場に搬送し、適正に処理することを指導する。

なお、搬送が不可能な場合は、東津軽保健所に相談した上で適切な方法で搬送する。

5. 災害廃棄物の処理

発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、その発生量を推計した上で、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集・運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じるものとする。

なお、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

第3. 収集運搬資機材の調達

収集運搬資機材は、市所有のもののほか、市内関係業者所有のものを借り上げるものとする。市及び業者所有の収集運搬資機材は次のとおりである。

- 「ごみ・し尿」清掃資機材保有状況（資料64）

第4. 応援協力関係

本部長（市長）は、自ら廃棄物等処理業務の実施が困難な場合、当該業務の実施又はこれに要する人員及び資機材の確保について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、他市町村への応援を県に要請するほか、知事へ関係機関への応援協力依頼を要請する。

第5. 環境汚染防止

本部長（市長）は、大気汚染に関しては、調査地点の選定、検体の採取等、県が行う調査に協力し、水質汚濁に関しては、必要に応じ、事業者の指導、環境モニタリングなど必要な措置を講じる。

(資料)

- 応援協定締結状況 (資料・様式編／資料 4 3)
- 「ごみ・し尿」清掃資機材保有状況 (資料・様式編／資料 6 4)

第25節 被災宅地の危険度判定

火山災害による宅地や擁壁等の被災に伴う二次災害を未然に防止し、住民の生命の保護を図るため、被災宅地危険度判定を行うものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

火山災害による被災宅地や擁壁等の危険度判定調査については、本部長（市長）が行う。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
税 務 部	調 査 班	・被害届の受付に関する事。
都 市 整 備 部	建 築 指 導 班	・被災宅地の危険度判定に関する事。
浪 岡 振 興 部	浪 岡 調 査 班	・税務部調査班の応援に関する事。 ・浪岡地域における被害届の受付に関する事。

第2. 実施内容

1. 被災宅地危険度判定制度

被災宅地危険度判定士が宅地の被災状況を迅速かつ的確に把握し、判定結果を表示することにより、宅地の所有者や近隣住民等の注意を喚起し、宅地の二次災害を軽減・防止する。

2. 被災者への説明

市は、被災宅地危険度判定調査、住宅被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。また、県は、市の活動の支援に努めるものとする。

第3. 応援協力関係

- (1) 市は、自ら又は市内の被災宅地危険度判定士によっても宅地の危険度判定の実施が困難な場合、県へ応援を要請するほか、市町村相互応援協定に基づき他市町村へ応援を要請する。
- (2) 応援の要請を受けた関係機関は、これに積極的に協力する。

(資料)

- 被災宅地危険度判定結果（ステッカー） （資料・様式編／様式66）

第26節 金融機関対策

火山災害時において広範囲にわたり甚大な被害が発生したときは、金融機関等の業務の円滑な遂行により、被災住民の当面の生活資金を確保するため、必要な応急措置を講じるものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

本部長（市長）は、金融機関が行う円滑な通貨供給の確保等に協力するものとする。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
総務部	危機管理班	・災害弔慰金及び災害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関すること。
税務部	調査班	・被害届の受付及び罹災証明の発行に関すること。
経済部	経済政策班	・商工業関係の被害証明に関すること。 ・商工業関係の被災者への融資のあっせんに関すること。
農林水産部	農業政策班	・農林業関係被災者への融資のあっせんに関すること。 ・農林業関係の被害証明に関すること。
	水産振興センター班	・水産業関係被災者への融資のあっせんに関すること。 ・水産業関係の被害証明に関すること。
都市整備部	建築指導班	・独立行政法人住宅金融支援機構扱いの災害復興住宅資金融資のあっせんに関すること。 ・罹災証明の発行に係る調査班の応援に関すること。
浪岡振興部	浪岡調査班	・税務部調査班の応援に関すること。 ・浪岡地域における被害届の受付及び罹災証明の発行に関すること。
	浪岡健康福祉班	・浪岡地区における災害弔慰金及び災害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関すること。
消防部	警防班	・罹災証明に関すること。

第2. 応援協力関係

本部長（市長）は、罹災者による預金払戻し等に必要な罹災証明書の円滑な発行に努める。

第27節 文教対策

火山災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、児童生徒等の生命、身体の安全を確保するとともに、応急の教育を実施するために必要な応急措置を講じるものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

- (1) 市立学校等の応急の教育対策は、本部長（市長）（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された市町村長）及び市教育委員会が行う。
- (2) 災害時の学校等内における児童生徒等の安全確保など必要な措置は、校長（園長を含む。以下同じ。）が行う。
- (3) 私立学校の応急の教育対策は、その設置者が行う。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
教 育 部	教育総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・教育部関係の被害調査及び被害報告に関すること。 ・総務部契約班の応援（学用品の調達）に関すること。 ・学用品の給与に関すること。
	教育施設班	<ul style="list-style-type: none"> ・教育部の管理に係る施設・設備の応急対策に関すること。 ・所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。
	文化学習活動推進班	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育関係団体の協力要請に関すること。 ・所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。
	地域班	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。
	文化遺産班	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の被害調査及び応急対策に関すること。 ・所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。
	学務班	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校の緊急対応の状況調査に関すること。 ・被災児童生徒等の被災状況の調査に関すること。 ・学校職員の被災状況の調査に関すること。 ・教科書の給付に関すること。 ・学校施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・被災児童生徒等の救護対策に関すること。 ・被災児童生徒等の保健及び衛生に関すること。
	学校給食班	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・学校給食の確保に関すること。 ・炊き出しの実施及び協力に関すること。
	指導班	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の応急対策に関する掌握と指導に関すること。 ・応急の教育に関すること。 ・所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。

	浪岡教育班	<ul style="list-style-type: none"> ・浪岡教育班の管理に係る施設・設備の被害調査、報告及び応急対策に関すること。 ・総務部契約班の応援（学用品の調達）に関すること。 ・浪岡地域における学用品の給与に関すること。 ・浪岡地域における各学校の緊急対応の状況調査に関すること。 ・浪岡地域における被災児童生徒等の被災状況の調査に関すること。 ・浪岡地域における学校職員の被災状況の調査に関すること。 ・浪岡地域における教科書の給付に関すること。
	支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・他の班の実施事項の応援に関すること。
広域事務部	広域総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・資機材の調達に関すること。

第2. 実施内容

1. 災害に関する気象警報・注意報及びその他の災害情報等の把握並びに避難の指示

校長（園長を含む。以下同じ。）は、災害が発生するおそれのある場合は、関係機関との連絡を密にするとともに、ラジオ、テレビ等の放送に留意し、災害に関する情報の把握に努めるとともに、各学校等であらかじめ定めた計画により避難の指示を与える。また、配慮すべき特性を持つ児童生徒等への指示や伝達の困難さと行動の不自由さによる精神的動揺、混乱等を防止するため、合図等に工夫するほか、重度障害児の避難は、教職員が背負うなど十分配慮して避難の指示を行う。

2. 教育施設・設備等の確保及び応急の教育の実施

市教育委員会及び私立学校等の管理者は、県教育委員会及び県（県民活躍推進課）との連携のもと、次により教育施設を確保し、応急の教育を実施する。

- (1) 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理をして授業を行う。
- (2) 校舎の被害が相当に大きいが、一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で授業を行う。（分散授業又は二部授業を含む。以下（4）及び（5）の授業についても同様とする。）
- (3) 校舎の被害が相当に大きく、全面的に使用不可能であるが、数日で復旧できる場合は、臨時休校し、自宅学習の指導をする。
- (4) 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要する場合で、市内の文教施設が使用可能な場合は、その文教施設において授業を行う。
- (5) 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要する場合で、市内の文教施設が使用不可能な場合は、公民館等の公共施設や近隣市町村の文教施設で授業を行う。また、児童生徒等が他地域へ集団避難した場合は、その地域の文教施設で授業を行う。

なお各学校の代替予定施設は、おおむね次のとおりとする。

学校名	児童生徒数(人)	代替予定施設	代替予定施設所在地	収容能力(人)
野内小学校	76	東部市民センター	原別三丁目 8-1	246
原別小学校	406	東部市民センター 市民体育館	原別三丁目 8-1 合浦二丁目 9-1	246 1,173
東陽小学校	96	東部市民センター 市民体育館	原別三丁目 8-1 合浦二丁目 9-1	246 1,173
東中学校	314	東部市民センター スポーツ会館	原別三丁目 8-1 合浦一丁目 13-1	246 1,065
小柳小学校	500	市民体育館	合浦二丁目 9-1	1,173
造道小学校	486	市民体育館	合浦二丁目 9-1	1,173
造道中学校	573	スポーツ会館	合浦一丁目 13-1	1,065
浪打小学校	353	市民体育館	合浦二丁目 9-1	1,173
浪打中学校	247	スポーツ会館	合浦一丁目 13-1	1,065
佃小学校	543	市民体育館	合浦二丁目 9-1	1,173
佃中学校	511	スポーツ会館	合浦一丁目 13-1	1,065
合浦小学校	119	市民体育館	合浦二丁目 9-1	1,173
堤小学校	436	中央市民センター	松原一丁目 6-15	465
菟町小学校	44	文化会館	堤町一丁目 4-1	2,700
橋本小学校	42	文化会館	堤町一丁目 4-1	2,700
浦町小学校	333	文化会館	堤町一丁目 4-1	2,700
浦町中学校	495	中央市民センター	松原一丁目 6-15	465
長島小学校	160	市民美術展示館	新町二丁目 7-1	440
古川小学校	137	市民美術展示館	新町二丁目 7-1	440
古川中学校	359	市民美術展示館 沖館市民センター	新町二丁目 7-1 沖館一丁目 1-11	440 227
千刈小学校	311	市民美術展示館 沖館市民センター	新町二丁目 7-1 沖館一丁目 1-11	440 227
篠田小学校	321	篠田福祉館 中央市民センター相野分館 中央市民センター西滝分館	篠田二丁目 20-25 富田二丁目 14-12 富田二丁目 3-33	50 56 46
沖館小学校	671	沖館市民センター 西部市民センター 油川市民センター	沖館一丁目 1-11 新城字平岡 163-22 羽白字池上 197-1	227 216 215
沖館中学校	535	沖館市民センター 西部市民センター 油川市民センター	沖館一丁目 1-11 新城字平岡 163-22 羽白字池上 197-1	227 216 215

学校名	児童生徒数(人)	代替予定施設	代替予定施設所在地	収容能力(人)
油川小学校	559	沖館市民センター	沖館一丁目 1-11	227
		西部市民センター	新城字平岡 163-22	216
		油川市民センター	羽白字池上 197-1	215
油川中学校	346	沖館市民センター	沖館一丁目 1-11	227
		西部市民センター	新城字平岡 163-22	216
		油川市民センター	羽白字池上 197-1	215
北小学校	63	北部地区農村環境改善センター	奥内字宮田 41-3	216
北中学校	134	北部地区農村環境改善センター	奥内字宮田 41-3	216
浜田小学校	687	文化会館	堤町一丁目 4-1	2,700
南中学校	705	文化会館	堤町一丁目 4-1	2,700
大野小学校	589	大野市民センター	大野字若宮 76	228
		文化会館	堤町一丁目 4-1	2,700
金沢小学校	512	大野市民センター	大野字若宮 76	228
		文化会館	堤町一丁目 4-1	2,700
甲田小学校	188	大野市民センター	大野字若宮 76	228
		市民美術展示館	新町二丁目 7-1	440
甲田中学校	380	大野市民センター	大野字若宮 76	228
		文化会館	堤町一丁目 4-1	2,700
浪館小学校	352	文化会館	堤町一丁目 4-1	2,700
泉川小学校	701	大野市民センター	大野字若宮 76	228
		中央市民センター安田分館	安田字近野 370-4	135
		中央市民センター細越分館	細越字栄山 469-6	121
西中学校	489	文化会館	堤町一丁目 4-1	2,700
三内小学校	322	西部市民センター	新城字平岡 163-22	216
		沖館市民センター	沖館一丁目 1-11	227
		油川市民センター	羽白字池上 197-1	215
三内西小学校	431	西部市民センター	新城字平岡 163-22	216
		沖館市民センター	沖館一丁目 1-11	227
		油川市民センター	羽白字池上 197-1	215
三内中学校	408	西部市民センター	新城字平岡 163-22	216
		沖館市民センター	沖館一丁目 1-11	227
		油川市民センター	羽白字池上 197-1	215
新城小学校	317	西部市民センター	新城字平岡 163-22	216
		沖館市民センター	沖館一丁目 1-11	227
		油川市民センター	羽白字池上 197-1	215
新城中央小学校	554	西部市民センター	新城字平岡 163-22	216
		沖館市民センター	沖館一丁目 1-11	227
		油川市民センター	羽白字池上 197-1	215

学校名	児童生徒数(人)	代替予定施設	代替予定施設所在地	収容能力(人)
新城中学校	521	西部市民センター	新城字平岡 163-22	216
		沖館市民センター	沖館一丁目 1-11	227
		油川市民センター	羽白字池上 197-1	215
戸山西小学校	398	戸山市民センター	駒込字蛭沢 48-190	283
		横内市民センター	横内字亀井 28-2	763
戸山中学校	240	戸山市民センター	駒込字蛭沢 48-190	283
		横内市民センター	横内字亀井 28-2	763
浜館小学校	365	スポーツ会館	合浦一丁目 13-1	1,065
筒井小学校	446	文化会館	堤町一丁目 4-1	2,700
筒井南小学校	386	文化会館	堤町一丁目 4-1	2,700
筒井中学校	581	文化会館	堤町一丁目 4-1	2,700
幸畑小学校	297	幸畑福祉館	幸畑二丁目 2-2	43
		中央市民センター田茂木野分館	田茂木野字阿部野 77	103
		横内市民センター	横内字亀井 28-2	763
横内小学校	296	横内市民センター	横内字亀井 28-2	763
横内中学校	260	横内市民センター	横内字亀井 28-2	763
荒川小学校	240	荒川市民センター	荒川字柴田 129-1	290
荒川中学校	170	荒川市民センター	荒川字柴田 129-1	290
高田小学校	50	中央市民センター高田分館	高田字日野 229-1	132
浪岡北小学校	351	中世の館	浪岡浪岡字岡田 43	195
浪岡南小学校	234	浪岡中央公民館	浪岡浪岡字稲村 101-1	134
女鹿沢小学校	146	健康の森花岡プラザ	浪岡女鹿沢字野尻 14-1	139
浪岡野沢小学校	69	浪岡野沢公民館	浪岡樽沢字村元 313-4	85
本郷小学校	49	浪岡本郷公民館	浪岡本郷字岸田 21-5	213
浪岡中学校	435	浪岡中央公民館	浪岡浪岡字稲村 101-1	134

(6) 校舎が避難所として利用されているため授業を行う場所が制限されている場合は、その程度に応じ上記(1)から(5)までに準じて授業を行う。

3. 臨時休校等の措置

児童生徒等が平常どおり登校することにより、又は授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保に支障を来すおそれがある場合には、次により臨時休業等の措置をとる。

なお、授業開始時刻以前に臨時休業等の措置をとる場合は、保護者及び児童生徒等への周知に努める。

(1) 市立学校等

市教育委員会又は各学校長があらかじめ定めた基準により行う。ただし、各学校長が行う場合は速やかに市教育委員会に報告する。

(2) 私立学校等

校長が、各学校等が定めた基準により行う。

4. 学用品の調達及び給与

本部長（市長）は、児童生徒等が学用品を喪失し、又は損傷し、就学上支障があると認めるときは、次により学用品を調達し、給与する。

(1) 給与対象者

災害により住家が全壊（焼）、半壊（焼）、流失又は床上浸水の被害を受け、学用品を喪失し、又は損傷し、就学に支障を来した小学校児童（義務教育学校の前期課程の児童を含む。）及び中学校生徒（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程の生徒を含む。）

(2) 学用品の種類等

ア. 教科書及び教科書以外の教材で必要と認めるもの

イ. 文房具及び通学用品で、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲で必要と認めるもの

(3) 学用品の調達

市教育委員会は、給与対象者の調査に基づき、必要な学用品の品目等を決定し、次により調達する。

ア. 教科書の調達

教科書は、教科書取次店又は教科書供給所から調達する。

イ. 教科書以外の教材、文房具及び通学用品の調達

教科書以外の教材、文房具及び通学用品は、市内の業者等から調達する。なお、市教育委員会において調達が不可能な場合は、県教育委員会に対しあつせんを依頼し、確保する。

(4) 給与の方法

ア. 市教育委員会は、速やかに給与対象者数を調査把握し、校長を通じ対象者に配付する。

イ. 校長は、配付計画を作成し、保護者の受領書を徴し、配付する。

5. 被災した児童生徒の健康管理

被災した児童生徒の健康管理として、臨時の健康診断や心の健康問題を含む健康相談を行う。特に、精神的に不安定になっている児童生徒に対して、学校医の指導の下に養護教諭や学級担任など全教職員の協力を得ながら、必要に応じて心のケアや地域の医療機関等との連携による健康相談等を行う。

6. 学校給食対策

- (1) 校長及び市教育委員会は、学校給食の正常な運営を図るため、応急復旧を要する施設・設備等について、本部長（市長）と協議し、速やかに復旧措置を講じる。
- (2) 学校給食用物資は、公益財団法人青森県学校給食会（電話 017-738-1010）及び関係業者の協力を得て確保する。

7. 社会教育施設及び社会体育施設の応急対策

被災社会教育施設及び社会体育施設は、応急の教育が実施できるよう速やかに応急修理を行う。

8. 文化財対策

文化財は貴重な国民的財産であることに鑑み、次のような応急対策を実施するものとする。

- (1) 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、応急の防災活動、搬出等により文化財の保護を図るとともに、被害状況を速やかに調査し、その結果を市教育委員会を經由して県教育委員会に報告する。
- (2) 市教育委員会は被災文化財の被害拡大を防ぐため、県教育委員会と協力して応急措置を講じる。
- (3) 被災文化財については、文化財的価値を最大限に維持するよう所有者、管理者が県教育委員会及び市教育委員会の指導・助言により必要な措置を講じる。

第3. 教育施設の現況

1. 学校施設の状況

- 教育施設一覧【小学校・中学校施設の状況】（資料・様式編／資料65）

2. 学校以外の教育施設の状況

- 教育施設一覧【学校以外の教育施設の状況】（資料・様式編／資料65）

第4. 応援協力関係

1. 教育施設及び教職員の確保

- (1) 市教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合、教育施設及び教職員の確保について、他の市町村教育委員会又は県教育委員会へ応援を要請する。
- (2) 私立学校管理者は、自ら学校教育の実施が困難な場合、教育の実施又はこれに要する教育施設及び教職員の確保について、他の私立学校管理者、市教育委員会又は県（県民活躍推進課）へ応援を要請する。
- (3) 県及び被災地外の市町村は、被災地の児童生徒の学びの継続のために、必要に応じ

て、被災地学び支援派遣等枠組み（D－E S T）を活用し、国（文部科学省）の職員や地方公共団体等の学校支援チーム・応援教職員、スクールカウンセラー等を派遣する。

2. 教科書・学用品等の給与

本部長（市長）は、自ら学用品の給与の実施が困難な場合、学用品等の給与の実施について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請するほか、知事へ応援を要請する。

第5. 災害救助法との関係

災害救助法が適用された場合の学用品等の給与についての対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

（資料）

- | | |
|----------------|---------------|
| ○ 教育施設一覧 | （資料・様式編／資料65） |
| ○ 学用品給与調 | （資料・様式編／様式62） |
| ○ 学用品購入（配分）計画書 | （資料・様式編／様式63） |
| ○ 学用品の給与状況 | （資料・様式編／様式64） |

第28節 警備対策

火山災害時において市民の動揺等による不測の事態及び犯罪を防止し、被災地における公共の安全と社会秩序の維持を図るために警備対策を行うものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

災害時における警備対策は、青森警察署長並びに青森南警察署長が、市、自主防犯組織及び防災関係機関の協力を得て行う。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担当業務
総務部	危機管理班	・関係官庁諸団体との連絡調整に関すること。
市民部	市民協働推進班	・町会等に対する各種連絡等に関すること。
浪岡振興部	地域振興班	・浪岡地域における町会、女性団体等に対する各種連絡等に関すること。
消防部	警防班	・消防団の運用に関すること。
	消防班	・被災者の救出、救護及び捜索に関すること。

第2. 災害時における措置等

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、速やかに警備体制を確立し、次の活動を基本として運用する。

- (1) 災害関連情報の収集及び伝達
- (2) 被災者の救出救助及び避難誘導
- (3) 行方不明者の捜索及び遺体の見分
- (4) 被災地における交通規制
- (5) 被災地における社会秩序の維持

ア. 青森警察署並びに青森南警察署は独自に、又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努める。

イ. 災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

ウ. 暴力団の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努め、関係行政機関、被災市、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

- (6) 被災地における広報活動

第29節 交通対策

火山災害時において交通の安全、交通の確保及び交通の混乱防止のため、交通施設の保全及び交通規制等を行うものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

- (1) 被害を受けた道路の応急措置は道路管理者が行うものとする。
- (2) 交通の危険を防止するための交通規制等の措置は、青森警察署長並びに青森南警察署長が道路管理者等と連携して実施する。
- (3) 海上における交通の危険を防止するための交通規制等の措置は、青森海上保安部長が港湾管理者等と連携して実施する。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
市 民 部	生 活 安 心 班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第七十六條に規定する災害時における交通の規制等に関すること。 ・交通関係機関との連絡に関すること。
都 市 整 備 部	道 路 維 持 班	<ul style="list-style-type: none"> ・市が管理する道路、橋梁関係の被害調査及び応急対策に関すること。 ・道路障害物の除去に関すること。 ・各道路管理者との連絡及び調整に関すること。 ・避難道路の選定及び確保に関すること。
浪 岡 振 興 部	浪 岡 市 民 班	<ul style="list-style-type: none"> ・浪岡地域における交通規制に関すること。 ・浪岡地域における避難道路の選定及び確保に関すること。 ・浪岡地域における交通関係機関との連絡に関すること。
	浪 岡 都 市 整 備 班	<ul style="list-style-type: none"> ・浪岡地域における市が管理する道路、橋梁関係の被害調査及び応急対策に関すること。 ・浪岡地域における道路障害物の除去に関すること。 ・浪岡地域における各道路管理者との連絡及び調整に関すること。 ・避難道路の選定及び確保に関すること。

第2. 陸上交通に係る実施内容**1. 道路等の被害状況等の把握**

- (1) 道路管理者等は、道路の破損、決壊等の被害状況及び交通に支障を及ぼすおそれのある危険箇所を早急に調査把握する。
- (2) 道路管理者等は、地域住民、自動車運転者等から被害情報の通報があったときは、所管するものについて速やかに調査確認するとともに、他の管理者に属するものについてはそれぞれの管理者に通報する。

2. 道路の応急措置

- (1) 道路管理者は、道路の被害が比較的少なく、応急措置により早急に交通の確保が得られる場合は、補修等の措置を講じる。
- (2) 道路管理者は、応急復旧に長期間を要する場合は、被害箇所の応急対策と同時に付近の適当な場所を一時的に代替道路として開設する。
- (3) 道路管理者は、被害が広範囲にわたり被災地域一帯が交通途絶状態になった場合は、同地域で道路交通確保に最も効果的で、かつ比較的早期に応急復旧できる路線を選び、集中的な応急復旧を実施することにより、緊急交通の確保を図る。ただし、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、当該道路の管理者が必要に応じて国へ応急復旧の支援を要請する。
- (4) 道路管理者は、道路占有工作物（電力、ガス、上下水道、電話）等に被害があることを知った場合は、それぞれの関係機関及び所有者にその安全措置を命じる。

3. 道路管理者の交通規制

道路管理者は、災害により道路・橋梁等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と施設の保全が必要となった場合及び災害時における交通確保のため必要があると認められた場合は、交通の禁止・制限、う回路、代替道路の設定等を実施する。

また、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すとともに、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

なお、通行の禁止・制限の実施に当たっては、道路管理者は県警察と相互に連絡協議の上、青森県公安委員会に当該指定をしようとする道路の区間及びその理由を通知する。緊急を要し、あらかじめ青森県公安委員会に通知するいとまがなかったときは、事後速やかにこれらの事項を通知する。

4. 応援協力関係

市は、自ら応急工事の実施が困難な場合、知事へ応急工事の実施又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請するほか、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき応援を県に要請する。

第3. 海上交通規制**1. 港湾施設等の保全**

港湾管理者は、港湾施設について早急に被災状況を確認し、東北地方整備局に対して被災状況を報告するとともに、被災した係留施設等の利用可否判断を速やかに行う。東北地方整備局及び港湾管理者は、港湾施設が被災した場合、緊急物資等の輸送ができるよう、航路啓開を行うとともに、防潮堤・岸壁・物揚場等の工事、航路・泊地のしゅんせつ、岸壁・物揚場の補強、障害物の除去等の応急工事を必要に応じ実施する。

また、漁港管理者は、漁港施設が被災した場合、緊急物資等の輸送ができるよう、上記の応急工事を実施する。

2. 応援協力関係

本部長（市長）は、自ら港湾施設等の応急工事の実施が困難な場合、知事へ応急工事の実施又はこれに要する人員及び資器材について応援を要請する。

第30節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策

火山災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、日常生活及び社会・経済活動上欠くことができない電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設の各施設（以下「各施設」という。）を防護し、その機能を維持するため、応急措置（応急復旧措置を含む。）を講じるものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

- (1) 地域内における各施設の応急対策は、それぞれの事業者が行うものとする。
- (2) 本部長（市長）は、応急措置が必要と認めた場合、各事業者（事業所）に応急措置を要請するとともにその実施に協力する。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
総 務 部	総 務 班	・運輸通信（鉄道、バス、船舶、航空機、電話、郵便等）、電力及びガス関係の被害調査に関すること。
	危 機 管 理 班	・関係官庁諸団体との連絡調整に関すること。 ・他の市町村長等への応援要請及び連絡（給水等を除く。）に関すること。

第2. 応急措置の要領

応急措置については、各施設の事業者とあらかじめ協議した内容により実施する。

[I. 電力施設応急措置]

1. 実施担当 東北電力ネットワーク(株)青森電力センター

2. 災害対策本部の設置

- (1) 災害により、電力施設に被害が発生し、又はその恐れがあるときは「非常災害対策実施基準」に基づき災害対策本部を設置する。
- (2) 災害対策本部は、情報連絡、警戒指令及び緊急事態における復旧方針等の基本的な方針を決定し、迅速的確な応急対策を実施する。
- (3) 災害対策本部は、応急復旧に必要な資機材等の確保と対策要員、資機材の輸送の円滑化を図るため、輸送ルートを選定、車両の確保に努める。

3. 情報収集及び安全広報

- (1) 災害により、電力施設に被害発生が予測され、又は被害が発生した場合は、あらかじめ定める体制により、情報の収集及び被害の早期把握に努める。
- (2) 被害状況、復旧状況及び作業協力依頼について、市災害対策本部及び関係機関、報道機関へ連絡するとともに市民へも周知させる。
- (3) 公衆感電事故を防止するため、特に次の事項について広報を行う。
 - ア. 無断昇柱、無断工事をしないこと。
 - イ. 電柱の倒壊折損、電柱の断線垂下等の設備の異常を発見した場合は、速やかに東北電力ネットワーク(株)青森電力センターに通報すること。
 - ウ. 断線垂下している電線に絶対さわらぬこと。
 - エ. 送・配電線及びその他の電気工作物に接近している樹木を伐採するときは、速やかに東北電力ネットワーク(株)青森電力センターに連絡すること。

4. 応急復旧

- (1) 災害対策本部は、管轄区域内の被害状況を総合的に検討し、復旧体制を確立し応急対策を実施する。
- (2) 復旧作業は、各班の業務分担に基づき、全組織が一体となり緊密な連絡と適切な復旧計画のもとに効率的に実施する。
- (3) 応急復旧は、人命にかかわる箇所、災害対策の中核となる官公署、報道機関及び避難所等を原則的に優先する。また、災害の状況及び復旧の難易等を勘案して電力供給上復旧効果の最も大きいものから実施する。

[Ⅱ. ガス施設応急措置]

1. 実施担当 青森ガス(株)

2. ガス施設防災計画の細目

ガス施設の防災計画に関しては、青森ガス(株)がガス事業法のほか、関係法令に基づきその細則を定めるものとする。

3. ガス施設等の保安・復旧対策

- (1) 防護保全対策
 - ア. 見回り・巡視の実施励行
 - イ. 情報・連絡による区域別現況調査
 - ウ. 水災地域の整圧器の機能監視
 - エ. 河川等の水位状況調査
 - オ. 地下埋設工事における監督体制の確立と同工事関係機関との連携強化
 - カ. がけ崩れ等危険区域の警戒及び巡回調査の実施

キ. 防護・応急復旧資機材等

(2) 災害防御体制等の確立

青森ガス㈱は、危険防止対策、導管網の復旧、供給の再開等に全力を尽くすとともに、状況に応じて近隣のガス事業者等の応援を要請する。

(3) 危険防止対策

ア. ガス供給施設周囲の保安管理

イ. ガス導管の損傷等により危険が予想される箇所への供給遮断

ウ. ガス導管内への流水防止のためのガスの供給遮断

エ. 他工事関係危険個所の防護及びガスの供給遮断

オ. 災害による事故が発生したときは、ガス中毒、ガス引火を考慮し、付近住民の避難を市長（本部長）に要請するほか、現場の状況に応じ適切な処置をとる。

(4) 応急復旧対策

供給施設等の災害復旧は、災害現場の状況に対応し、主として次の応急復旧対策にあたる。

ア. ガス供給上、災害現場の遮断区域を最小限に食い止めるための、バルブ操作又は圧送操作

イ. ガス導管内の排水作業の早期実施

ウ. ガス導管の折損又は漏えい箇所の復旧修理

エ. その他現場の状況による適切な措置

(5) 災害時における供給及びその対策

ア. 災害発生時には、当面整圧所等の送出バルブを閉め、ガス漏えい等による災害防止を図るとともに、災害の状況によりテスト昇圧を行う。また、災害地域を分離し、平常の供給を開始するなど、適切な措置を講じる。

イ. 導管については、全般的な復旧計画を立案し、導管の折損程度により応急復旧することとするが、特に緊急を要する公共施設に対しては、LPガス等の供給により、熱源の確保にあたる。

(6) 安全広報

被害状況、復旧状況及び作業協力依頼について、市災害対策本部及び関係機関、報道機関へ連絡するとともに市民へも周知させる。

【Ⅲ. 上水道施設応急措置】

1. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
企 業 部	水道総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・企業部関係の被害調査及び被害報告に関する事。 ・企業部の管理に係る施設・設備（管理班の管理に係るものを除く。）の応急対策に関する事。 ・日本水道協会等関係機関との連絡及び各班との連絡調整に関する事。 ・調査及び応急対策車両の配車に関する事。 ・水道施設の総合対策に関する事。 ・水道に係る資機材の調達に関する事。
	経営企画班	<ul style="list-style-type: none"> ・給水その他の実施事項の応援に関する事。 ・水道に係る情報の収集及び広報に関する事。
	営業班	<ul style="list-style-type: none"> ・給水その他の実施事項の応援に関する事。
	上水道整備班	<ul style="list-style-type: none"> ・所管工事現場の被害状況調査及び二次災害防止に関する事。 ・給水その他の実施事項の応援に関する事。
	横内浄水班	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の被害調査及び応急対策に関する事。 ・飲料水の確保及び水量の調整に関する事。 ・水質検査に関する事。 ・水源の被害調査に関する事。 ・給水その他の実施事項の応援に関する事。
	堤川浄水班	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の被害調査及び応急対策に関する事。 ・飲料水の確保及び水量の調整に関する事。 ・水源の被害調査に関する事。 ・給水その他の実施事項の応援に関する事。
	施設班	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の被害調査に関する事。 ・水道施設の応急対策に関する事。 ・給水活動に関する事。 ・災害時における通信連絡の応援に関する事。 ・水道部に係る無線通信の統制に関する事。 ・調査及び応急対策車両の配車に関する事。 ・配管図面の準備に関する事。 ・水源の被害調査に関する事。 ・津軽広域水道企業団等との連絡調整に関する事。
	給排水班	<ul style="list-style-type: none"> ・指定工事業者への連絡に関する事。 ・給水その他の実施事項の応援に関する事。 ・所管施設の被害調査及び応急対策に関する事。 ・配管図面の準備に関する事。
	上下水道班	<ul style="list-style-type: none"> ・水道総務班及び地域振興班との連絡調整に関する事。 ・浪岡地域における上水道に係る情報の収集及び広報に関する事。 ・企業部各班（管理班を除く。）の実施事項の応援に関する事。

2. 復旧体制

本部長（市長）は、被災施設の機能回復を図るため、復旧計画を早急に策定し、工事施工業者等と連絡を密にして緊急体制をとる。

3. 施設の被害調査

- (1) 大規模な風水害等の災害発生時には、水道施設の被害状況を把握するため、各施設の調査点検を早急を実施する。
- (2) 給水、配水幹線及び地盤の軟弱な地域の給水管を重点的に巡回調査するとともに、地域住民からの漏水、断水等の通報があった場合は、無線などを活用し、連絡を密にして迅速に被害場所の現地調査を行うなど、復旧対策の基礎となる被害状況の把握に努める。

4. 応急対策

- (1) 災害時の停電に際しては、自家発電等により制御機器を操作し、速やかに応急給水を行う。
- (2) 配水管路の被害に対しては、速やかに応急復旧を行い、断水時間の短縮を図る。
- (3) 各施設の被害状況に応じて、仕切弁の閉止、塩素漏洩防止対策等の必要な措置を講じて、水の確保及び二次災害の防止を図る。
- (4) 飲料水を確保するため、被害状況に応じて配水池を緊急遮断し貯水池とし、これに給水設備を設置して運搬給水に備える。
- (5) 各家庭の飲料水の確保については、報道機関の協力を得て広報するとともに、広報車等により現状に即した広報活動を実施する。

5. 復旧作業等

- (1) 上水道施設の被害状況に応じた復旧作業計画を策定し、復旧作業の順序を定めて応急復旧活動を実施する。
- (2) 復旧作業は、導水管の復旧を最優先とし、次いで配水管の順序とする。
- (3) 配水管は、その重要度（特に指定避難所、学校、病院などの公共施設の有無）、被害の程度、復旧作業の能力などの諸条件を考慮して作業の順序を定める。

6. 応援協力関係

本部長（市長）は、自ら早期復旧活動が困難な場合、早期復旧に要する人員及び資機材の確保について、水道災害相互応援協定に基づき、県（県土整備部長）へ応援を要請するとともに、必要に応じて災害時相互応援協定等に基づき、日本水道協会へ応援を要請する。

【IV. 下水道施設応急措置】

1. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
企 業 部	下水道整備班	・所管工事現場の被害状況調査及び二次災害防止に関すること。
	八重田浄化センター班	・所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・配管図面の準備に関すること。
	蜷貝ポンプ班	・所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。
	上下水道班	・水道総務班及び地域振興班との連絡調整に関すること。 ・浪岡地域における下水道及び農業集落排水施設に係る情報の収集及び広報に関すること。 ・企業部各班（管理班を除く。）の実施事項の応援に関すること。

2. 復旧体制

本部長（市長）は、被災施設の機能回復を図るため、復旧計画を早急に策定し、工事施工業者等と連絡を密にして緊急体制をとる。

3. 施設の被害調査

災害時の下水道施設の被害状況を把握するため、異常豪雨、河川のはん濫等の直後は、各施設及び管渠を巡回点検し、次の事項を重点的に調査するものとする。

- (1) 施設建物の被害状況
- (2) 管渠の接続及び沈下状況
- (3) マンホール、柵等の接続状況
- (4) 管渠の堆積土砂の状況
- (5) 地盤沈下の状況

4. 応急対策

- (1) 集中豪雨、河川のはん濫等の水害時には、低地域の排水施設を巡回点検し、浸水防止を図るとともに、各下水路の堆積土砂、流木等の除去を行い、水路の有効断面の確保を図り、必要に応じて、樋門操作により浸水防止を図る。
- (2) その他大規模な災害時には、施設及び管渠の被害状況に応じ、復旧資材の調達及び機械器具の点検並びに技術者等の確保を行い、市内関係者との連絡を密にし、復旧作業の協力体制を確立する。

また、施設の被害状況について、広報車及び報道機関等を利用し、市民に広報するとともに、使用上の注意事項及び制限について広報し、施設復旧までの協力を呼びかける。

5. 復旧作業等

- (1) 下水道施設の被害状況に応じた復旧計画を作成し、復旧作業の順序を定めて応急復旧を実施する。
- (2) 下水道施設の被害により、汚水、雨水等の疎通に支障を生ずることのないよう、被害の状況に応じ、必要最小限の生活排水を流せる仮配管及びポンプアップ等の応急措置を講ずる。必要によっては、廃棄物・リサイクル班との連携のもとに仮設便所等の設置を行い環境衛生の確保を図る。
- (3) 下水道施設の復旧は、その被害の状況に応じ、次の事項を基本として、速やかに復旧方針を決定し、動員計画を立て、市内関係業者の資機材及び技術者等の応援を得て早期に復旧を図るものとする。
 - ア. 幹線の被害は、箇所及び程度に応じて応急復旧または本復旧するものとする。
 - イ. 枝線の被害は、直ちに本復旧するものとする。

6. 応援協力関係

本部長（市長）は、下水道施設に被害があり、被災状況の調査及び復旧に対して支援が必要な場合は、「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき、県に支援要請を行う。

[V. 電気通信設備応急措置]

1. 実施担当 NTT東日本(株)青森支店

2. 体制の確立

災害により、電気通信設備が被害を受け、又はそのおそれがあるときは、NTT東日本(株)青森支店において定める災害等対策実施細則に基づき、情報連絡室または災害対策本部を設置する。

3. 情報収集及び連絡

- (1) 電気通信設備の被害状況を把握するとともに、関係機関から気象、交通、道路、河川及び電気等の状況に関する情報を収集する。
- (2) 電気通信設備の被害、通信障害の状況やその原因及び復旧状況は、速やかに市災害対策本部、関係機関及び報道機関等へ通報する。

4. 災害対策用機器及び車両の確保

災害発生時において、通信サービスを確保し、又は電気通信設備の被害を迅速に復旧するため、必要に応じて次に掲げる災害対策用機器及び車両等を配備する。

- (1) 非常用衛星通信装置
- (2) 非常用無線装置
- (3) 非常用交換装置

- (4) 非常用伝送装置
- (5) 非常用電源装置
- (6) 応急ケーブル
- (7) 災害対策指揮車
- (8) 雪上車及び特殊車両
- (9) その他応急復旧用諸装置

5. 要員及び災害対策用資機材等の確保

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、電気通信設備の被害を防御し、または被害の拡大を防止するため、平時から出動要員及び次に掲げる災害対策用資機材等を確保する。

- (1) 災害対策用資機材、消耗品
- (2) 食糧、飲料水、医薬品、被服、生活用備品

6. 電気通信設備及び災害対策用資機材等の整備・点検

平時から電気通信設備の防水、防風、防雪、防火及び耐震対策を実施するとともに、次に掲げる災害対策用資機材等の数量の把握及び必要な整備・点検を行う。

- (1) 可搬型無線機等の災害対策用機器及び車両
- (2) 予備電源設備及び燃料、冷却水等
- (3) その他防災上必要な設備及び器具等

7. 電気通信設備及び回線の応急復旧措置

電気通信設備が被害を受けた場合は、当該設備及び回線の復旧に関し、応急の措置を行う。

8. 通信そ通に対する応急措置

災害により、電気通信サービスが停止し、又は通信が著しくふくそうした場合は、臨時回線の作成、中継順路の変更等そ通確保の措置及び臨時公衆電話の設置を実施する。

9. 通信の優先利用

災害が発生した場合は、災害時優先電話の利用又は非常電報、緊急電報を優先して取り扱う。

10. 通信の利用制限

災害が発生し、通話が著しく輻輳した場合は、重要通信を確保するため、通話の利用制限等の措置を行う。

11. 災害対策機器による通信の確保

12. 災害用伝言ダイヤルの運用

13. 特設公衆電話の設置

14. 広報

災害が発生した場合は、通信のそ通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び市民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）をするなど、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。

[VI. 放送施設応急措置]

1. 実施担当

- (1) 日本放送協会青森放送局
- (2) 青森放送(株)
- (3) (株)青森テレビ
- (4) 青森朝日放送(株)
- (5) (株)エフエム青森
- (6) 青森ケーブルテレビ(株)

2. 実施内容

(1) 放送施設対策

災害時において、放送施設に障害が発生し、平常時の運用が困難となったときは、原則として、次の措置により放送送出の確保に努める。

ア. 放送機等障害時の措置

放送機などの障害により、一部の送信系統による放送送出が不可能となったときは、他の送信系統により臨機に番組を変更、あるいは他の番組に切り替え、災害関連番組の送出継続に努める。

イ. 中継回線障害時の措置

一部中継回線が断線したときは、常置以外の必要機器を仮設し、無線、他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。

ウ. 放送障害時の措置

災害のため、放送局の放送所から放送継続が不可能になったときは、他の臨時の放送所を開設し、放送の継続に努める。

(2) 受信対策

日本放送協会は、災害時における受信の維持・確保のため、次の対策を講じる。

ア. 受信設備の復旧

被災した受信設備の取り扱いについて告知放送するとともに、受信設備応急復旧班を組織し、受信相談、被災受信設備の復旧を行う。

イ. 指定避難所等での放送受信の確保

指定避難所その他有効な場所での災害関連放送の受信を確保するため、受信機の貸与・設置などの対策を講じる。

(資料)

○ 応援協定締結状況

(資料・様式編／資料 4 3)

第31節 石油燃料供給対策

火山災害時において、石油燃料供給不足に直面した場合でも、市民の安全や生活の確保、適切な医療等の提供、ライフライン等の迅速な復旧を行う施設・緊急車両等に必要な石油燃料を供給できるよう、必要な応急措置を講じるものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

本部長（市長）は、災害時の石油燃料供給対策に資する、平時からの市民への情報提供及び災害時の燃料供給対策等について、県石油商業協同組合各支部等と連携して行うものとする。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
総務部	契約班	・災害対策用物品、資機材の調達に係る契約等に関すること。
経済部	経済政策班	・燃料、雑貨等生活必需品の需給調整に関すること。 ・契約班の応援（燃料、雑貨等生活必需品の確保）に関すること。
市民病院部	病院総務班	・医療用薬品、資材の調達・斡旋の助言に関すること。
	浪岡病院総務班	・浪岡地域における医療用薬品、資材の調達・斡旋の助言に関すること。
企業部	水道総務班	・水道及び下水道に係る資機材及び燃料の調達に関すること。
	管理班	・資機材及び燃料の確保に関すること。

第2. 実施内容

- (1) 国・県・市町村及び事業者は、関係機関相互の連携により、災害時における石油類燃料の調達・供給体制の整備を図る。
- (2) 本部長（市長）は、本計画に基づき石油燃料を調達するものとするが、石油燃料の不足が顕著で、県石油商業協同組合各支部等と調整しても調達できない場合は、近隣の県石油商業組合各支部に対して石油燃料確保に係る調整を依頼する。当該調整によっても確保できない場合は、知事（経済産業政策課）に応援を要請する。

第3. 応援協力関係

応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

第32節 広域応援

火山災害が発生した場合において応急対策活動を円滑に実施するため、以下のとおり地方公共団体相互の広域応援対策を講じるものとする。なお、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体と相互に連携・協力し、速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮する。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

締結した協定に基づく災害応急対策を実施するために必要な人員、資機材等の確保及び連絡調整等は、本部長（市長）が行うものとする。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
総務部	危機管理班	<ul style="list-style-type: none"> ・他の市町村長等への応援要請及び連絡（給水等を除く。）に関する事。 ・知事への応援要請（給水等を除く。）に関する事。 ・その他行政機関への応援要請に関する事。
企業部	水道総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・日本水道協会等関係機関との連絡及び各班との連絡調整に関する事。 ・水道施設及び下水道施設の総合対策に関する事。 ・水道及び下水道に係る資機材及び燃料の調達に関する事。 ・給水車の借り上げに関する事。
消防部	消防庶務班	<ul style="list-style-type: none"> ・応援協定に基づく応援要請に関する事。
	警防班	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急消防援助隊に関する事。 ・防災ヘリコプターの運航要請に関する事。
各部	各班	<ul style="list-style-type: none"> ・個別応援協定に基づく応援要請に関する事。

第2. 応援の要請等

(1) 本部長（市長）は、市内において大規模災害が発生し、市独自では十分に被災者の救援等の応急措置を実施できない場合は、次により応援を要請する。

(ア) 消防並びに水道施設の早期復旧及び給水の確保を除く応急措置については、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」に基づき、応援を県に要請する。協定の運用については、「青森県市町村相互応援協定運用マニュアル」による。

(イ) 消防については、「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づ

き、他の協定締結市町村等へ応援を要請する。

(ウ) 水道施設の早期復旧及び給水の確保については、「水道災害相互応援協定」に基づき、水道災害救護本部長（県土整備部長）へ応援を要請する。

(2) 本部長（市長）は、必要に応じ、広域航空消防応援（ヘリコプター）、他の都道府県の緊急消防援助隊による応援等について、知事から消防庁長官へ要請するよう求める。

(3) 本部長（市長）は、他の市町村等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料を交換するほか、連絡・要請の手順を確認しておくなど、実効性の確保に努め、応援機関の活動拠点の整備、庁舎全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定、資機材等の集積・輸送体制、応急対策職員派遣制度による対口支援に基づく他の地方公共団体からの応援職員、県内市町村等の応援の受入体制を確立しておく。また、応援職員の執務スペースの確保にあたっては、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。さらに、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介可能なホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努め、実際に宿泊場所の確保が困難となった場合は、当該施設等の確保に配慮するものとする。

(4) 本部長（市長）は、知事、指定地方行政機関の長、指定公共機関の長又は指定地方公共機関の長から応急措置の実施を要請され、又は労務、施設、物資の確保等について応援を求められた場合は、特別な理由がない限り、直ちに必要な対策を講じるものとする。

(5) 協定の締結状況

- 応援協定締結状況 （資料 43）

第3. 防災関係機関等との応援協力

本部長（市長）は、災害時において応急活動、復旧活動が円滑に行われるよう、平常時から地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。

- 応援協定締結状況 （資料 43）

(資料)

- 応援協定締結状況 （資料・様式編／資料 4 3）
- 国土交通省による災害における自治体等への応援・支援メニュー（資料・様式編／資料 4 4）

第33節 自衛隊災害派遣要請

火山災害に際し、人命又は財産の保護のために特に必要と認められる場合には、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求手続については、本部長（市長）が行う。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
総 務 部	危機管理班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知事への自衛隊災害派遣要請に関すること。 ・ 自衛隊との連絡調整に関すること。 ・ 派遣部隊の受け入れ体制の整備に関すること。 ・ 派遣部隊の撤収に関すること。

第2. 災害派遣の要件等

1. 要件

天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため（公共性）、地方防災機関等では明らかに能力が不足すると判断され、かつ、自衛隊の人員、装備、機材によらなければ（非代替性）、その救援及び応急復旧が時機を失することとなる場合（緊急性）。

2. 派遣活動

派遣活動の内容は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者等の捜索救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路の啓開、障害物の撤去
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 炊飯及び給水
- (10) 救援物資の無償貸付、譲与
- (11) 危険物の保安又は除去
- (12) その他必要に応じ、自衛隊の能力で対応可能な上記以外の措置

第3. 災害派遣の要請手続

1. 要請連絡先

本部長（市長）は、次の自衛隊災害派遣要請権者に対し、災害派遣の要請をするよう求める。

- (1) 災害全般 知事
- (2) 海上災害 第二管区海上保安本部長
- (3) 航空災害 東京航空局三沢空港事務所長

なお、上記災害派遣の申し出をした場合は、災害の状況について最寄りの指定部隊（青森駐屯地）の長等に通報する。

また、本部長（市長）は、知事への要求が出来ない場合は、その旨及び災害の状況を最寄りの指定部隊の長に通知する。

【派遣要請先】

位 置	派遣要請先	
青森市	陸上自衛隊第9師団長	017-781-0161
むつ市	海上自衛隊大湊地区総監	0175-24-1111
三沢市	航空自衛隊北部航空方面隊司令官	0176-53-4121
弘前市	陸上自衛隊弘前駐屯地司令	0172-87-2111
八戸市	陸上自衛隊八戸駐屯地司令	0178-28-3111
	海上自衛隊第2航空群司令	0178-28-3011

2. 本部長（市長）の知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求手続

(1) 市長（本部長）は、市の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して自衛隊災害派遣を要請するよう求めることができる。

(2) 本部長（市長）は、知事へ要求できない場合には、その旨及び市の地域に係る災害の状況を災害派遣命令者（指定部隊の長）に通知することができる。この場合、本部長（市長）は、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

(3) 派遣の要請は、文書によるものとし、次の事項を明らかにする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等によるものとし、事後速やかに文書を提出する。

- ア. 災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ. 派遣を希望する期間
- ウ. 派遣を希望する人員、車両、船舶、航空機等の概数
- エ. 派遣を希望する区域及び活動内容
- オ. その他参考となるべき事項

3. 自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で人命救助が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、自主的に部隊等を派遣する。

第4. 派遣部隊の受入体制の整備

本部長（市長）は、知事等から災害派遣の通知を受けたときは、次のとおり、派遣部隊の受入体制を整備する。

- (1) 派遣部隊の人員数及び到着日時、場所その他の決定事項の確認
- (2) 派遣部隊との連絡責任者の決定
- (3) 宿舎又は宿営地及び宿営に関する物資の準備
- (4) 使用資機材等の準備
- (5) 駐車場所、ヘリコプター離着陸場所の選定
 - ア. ヘリコプター離着陸場所
第21節「輸送対策」参照
 - イ. 車両駐車地区
駐屯地内または派遣部隊の指揮官と協議のうえ選定した場所
- (6) その他必要な事項

第5. 派遣部隊の撤収

本部長（市長）は、他の機関をもって対処できる状況となり、派遣部隊の救援を要しない状態となったときは、派遣部隊の撤収について派遣部隊の長と協議し、撤収について知事等に要請する。

第6. 経費の負担

本部長（市長）が負担する経費は、次を基準とする。

- (1) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費（自衛隊の装備品を稼働させるために通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料
- (3) 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊以外の資材、機材等の調達、借上げ及びそれらの運搬、修理費
- (4) 県が管理する有料道路の通行料

第7. その他

災害発生時に、自衛隊の応援部隊等を迅速かつ円滑に受け入れることができるよう、本部長（市長）は、知事及び自衛隊の協力を得て、あらかじめ活動拠点候補地（付帯施設を含む。）を整理し、平時から適切な情報共有体制を構築しておく。

（資料）

- | | |
|-----------------------------|---------------|
| ○ 災害派遣に関する申し出について／自衛隊災害派遣要請 | （資料・様式編／様式36） |
| ○ 災害派遣に関する申し出について／自衛隊撤収要請 | （資料・様式編／様式37） |

第34節 航空機運用

県は、大規模災害時において、航空機（ヘリコプター及び固定翼機）及び無人航空機を保有する防災関係機関相互の連携体制の確立を図るとともに、航空機等の安全運航及び効率的な運用調整を行うことから、必要な情報提供を行う。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

県防災ヘリコプターの運航要請は、本部長（市長）及び消防長が行う。

県災害対策本部（対策班航空機運用調整チーム）は、安全かつ迅速・的確な応急対策活動等を実施する。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
総 務 部	危機管理班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知事への防災ヘリコプター応援要請に関すること。 ・ 臨時ヘリポートの使用に関すること。
消 防 部	警 防 班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災ヘリコプターの運航要請に関すること。

第2. 航空機の活動内容

航空機を有する防災関係機関等は、大規模災害時において、それぞれの航空機の機動性等を活かし、災害直後の初動時、応急対応時等において、主に次のような活動を行う。

1 ヘリコプター活動

災害対策活動に従事するヘリコプターは、ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合において、次の活動を行う。

(1) 情報収集活動

- ア 被害状況の把握と伝達
- イ 地上及び海上部隊の活動支援のための情報提供

(2) 捜索・救助・救出活動

(3) 搬送活動

- ア 救急患者等の搬送（転院搬送を含む。）
- イ 救援隊・医師等の人員搬送
- ウ 被災地への救援物資の搬送（医薬品等を含む。）
- エ 応急復旧用資機材等の搬送
- オ 孤立地域からの被災者の搬送

- (4) 広報活動
 - ア 避難指示等の広報（避難誘導を含む。）
 - イ 民心安定のための広報
- (5) その他の活動
 - ア 林野火災等の空中消火
 - イ その他ヘリコプターにより対応すべき活動

2 固定翼機活動

災害対策活動に従事する固定翼機は、固定翼機による活動が有効と認められる場合において、次の活動を行う。

(1) 情報収集活動

被害状況の把握と伝達

(2) 搬送活動

- ア 救急患者の県外医療機関への搬送
- イ 県外からの救援隊・医師等の人員及び救援物資の搬送

3 地上支援活動

航空機活動を支えるため、次のような地上支援活動を行う。

- (1) ヘリコプターの駐機場及び場外離着陸場の確保
- (2) ヘリコプターの安全な活動のための情報提供
- (3) ヘリコプターの離着陸に係る調整支援（搭乗人員の確認、掌握、誘導）
- (4) ヘリポート運営支援（立入制限、散水、人員等の統制、給油等）
- (5) その他必要な活動（管理施設の提供等）

第3. 安全運航体制の確保

ヘリコプターを有する防災関係機関は、以下のような安全運航体制の確保に努める。

- (1) 大規模災害時においては、応援ヘリコプターや報道ヘリコプター等多数のヘリコプターが被災地上空等に飛来し、危険な状態になりやすいことから、二次災害防止のため、東京航空局三沢空港事務所、陸上自衛隊東北方面隊及び航空自衛隊北部航空方面隊等との連携により安全運航体制を確保する。
- (2) 被災地上空を飛ぶ報道ヘリコプターが、救出救助活動の支障となる場合は、被災地上空からの一時的な退避等について協力要請を行い、安全に活動できる体制を確保する。
- (3) 県は、航空機の飛行調整や場外離着陸場等の安全管理等において支援が必要と認められた場合、航空支援員の派遣要請を市町村等に対して行うこととし、その活動内容等については、「大規模災害時における青森県防災航空隊への航空支援に関する協定」の定めるところによる。

※「航空支援員」とは、県防災航空隊員勤務経験者で、県内各消防機関から提出される航空支援員候補者名簿に登録された者をいう。

第4. 県防災ヘリコプターの運航

1 運航要請の要件

(1) 公共性

災害等から市民の生命、身体及び財産を保護し、被害軽減を図る目的であること

(2) 緊急性

差し迫った必要性があること

(3) 非代替性

県防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと

2 活動内容

(1) 災害応急対策活動

ア 被害状況の偵察、情報収集等

イ 救援物資、人員等の搬送

ウ 災害に関する情報、警報等の伝達及び災害広報等

(2) 火災防御活動

ア 林野火災における空中消火

イ 偵察、情報収集等

ウ 消防隊員、資機材等の搬送等

(3) 救助活動

ア 中高層建築物等の火災における救助等

イ 山岳遭難及び水難事故等における捜索・救助

ウ 高速自動車国道及び自動車専用道路上の事故救助等

(4) 救急活動

交通遠隔地からの傷病者搬送等

第5. 運航要請の方法

運航要請は、次の事項を電話等により通報した後、速やかに青森県総合防災情報システムにより行う。

(1) 転院搬送

番号	項目	内容
1	発生場所	病院名
2	緊急性の有無	傷病の状況
3	傷病者の状況	傷病者の人数、年齢、性別、氏名、傷病名、傷病程度、バイタル
4	処置状況・必要資器材	酸素、モニター等の機内持ち込みの有無
5	同乗者	医師、看護師、家族、同伴者等
6	搬送先医療機関	調整済みの場合は連絡、未調整の場合は県で調整

7	飛行場外着陸場	搭乗に使用する飛行場外離着陸場
8	地上安全管理	飛行場外離着陸場の安全管理実施者（消防等）
9	気象状況	天候、目視距離（視程）、風速
10	依頼責任者氏名・ 連絡手段	市町村、警察、消防担当者等依頼する者の氏名と 連絡先
11	搬送先責任者氏名・ 連絡手段	搬送先がわかる場合は先方の担当者
12	無線コールサイン	呼び出し名（相互の呼び出しを通報）

(2) 救助事案

番号	項目	内容
1	発生場所	住所・目標（UTM、経度緯度）
2	緊急性の有無	孤立のみ・負傷・傷病の有無
3	孤立者の情報	孤立者の人数・傷病者の人数
4	搬送先	孤立地域から転送する場所
5	飛行場外着陸場	降機する飛行場外離着陸場
6	地上安全管理	飛行場外離着陸場の安全管理実施者（消防等）
7	気象状況	天候、目視距離（視程）、風速
8	依頼責任者氏名・ 連絡手段	市町村、警察、消防担当者等依頼する者の氏名と 連絡先
9	搬送先責任者氏名・ 連絡手段	搬送先がわかる場合は先方の担当者
10	無線コールサイン	呼び出し名（相互の呼び出しを通報）

(3) 火災事案

番号	項目	内容
1	発生場所	住所・目標（UTM、経度緯度）
2	概要及び延焼状況	火災の状況についての情報
3	給水ポイント	他給水・自給水（場所： ）
4	飛行場外着陸場	給水・燃料補給を行う飛行場外離着陸場
5	地上安全管理	飛行場外離着陸場の安全管理実施者（消防等）
6	地上隊の状況	地上隊の活動状況・規模等
7	気象状況	天候、目視距離（視程）、風速
8	現場指揮者（依頼責任者） との連絡手段及び連絡先	ヘリとの連絡担当者、連絡手段・連絡先
9	無線コールサイン	呼び出し名（相互の呼び出しを通報）

第6. 受入態勢

本部長（市長）又は消防長は、県防災ヘリコプターの運航要請をしたときは、知事と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次に掲げる受入態勢を整えるものとする。

- （1）離着陸場所の確保及び離着陸場所周辺の警備等の安全確保対策
- （2）傷病者等の搬送の場合は、搬送先の離着陸場所及び病院等への引継手配
- （3）空中消火を行う場合は、空中消火基地の確保
- （4）その他必要な事項

（資料）

- 青森県防災ヘリコプター緊急運航要請書（資料・様式編／様式38）

第2章 災害復旧対策計画

被災した施設の応急復旧終了後における原形復旧に加え、再度の被害発生防止並びに民生の安定及び社会経済活動の早期回復を図るために講じるべき措置は次のとおりとする。

第1節 公共施設災害復旧

災害により被害を受けた公共施設の復旧のため、次のとおり災害復旧体制を確立のうえ、災害復旧事業計画を作成し、実施するものとする。

1. 災害復旧体制の確立

- (1) 本部長（市長）は、公共施設に災害が発生したときは、直ちにその概要を電話その他の方法をもって県の関係部局に報告するとともに、県に準じて次の体制を整備し、県と十分打ち合わせ、協議の上、迅速、適切な災害復旧対応をする。
 - ア. 本庁舎と支所等との連絡を密にし、それぞれ報告責任者を定めておくこと
 - イ. 災害が発生した場合、本庁舎等の責任者は、できるだけ早く被害箇所を巡視し、復旧工法の適否を確認すること
 - ウ. 被害箇所については、被災から査定申請までの経緯が分かるように事務処理を行っておくこと
 - エ. 査定を受けるための体制を確立しておくこと
 - オ. 被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止等のため国土交通省が派遣する緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の受入体制
 - カ. TEC-FORCE が出動した大規模災害で、現地において復旧方針などの助言を行うため、（公社）全国防災協会が派遣する災害復旧技術専門家の派遣要請および受入体制
- (2) 指定地方行政機関は、所管する公共施設に災害が発生した場合は、速やかに災害復旧に対応できる体制を整備しておく。
- (3) 施設・設備等の応急復旧のため被災地に派遣された関係機関のリエゾンは、相互に連携し活動するものとする。

2. 大規模災害における対応

本部長（市長）は、工事の実施に高度な技術または機械力を要する場合の市道の災害復旧に関する工事について、必要に応じて国による権限代行制度に基づく支援を要請する。また、市道（指定区間外の国道、県道又は市道のうち県が管理する道路と交通上密接な関連を有するものに限る。）について、必要に応じて県による権限代行制度に基づく支援を要請する。

3. 災害復旧事業計画の作成及び実施

公共施設の管理者は、管理する施設が災害により被害を受けた場合は、遅滞なく災害を最小限に止めるべく、応急復旧対策を講じるとともに、その後の復旧事業については、次のとおり計画を作成するとともに、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の財政援助を活用し、速やかに災害復旧を実施する。

- (1) 公共施設災害復旧計画作成
 - ア. 災害の程度による緊急の度合いに応じて、県を通じて国へ緊急査定、あるいは本査定を要望する。

第2章 災害復旧対策計画

第1節 公共施設災害復旧

- イ. 災害の原因を速やかに調査し、査定のための調査、測量、設計を早急に実施する。
- ウ. 緊急査定の場合は、国から事前に復旧計画指導のため現地指導官が派遣されることから、その指示に基づき周到な計画を作成する。復旧計画の作成に当たっては、原形復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行うものとする。
- エ. 査定完了後は緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、原則として現年度内に完了するよう、施行の促進を図る。
- オ. 査定に失格したもので、再度災害の弱点となり、被害の原因となると考えられる箇所は、再調査の上、市単独災として実施する。
- カ. 大災害等の復旧の場合は、着手後において労働力の不足、施工業者の不足や質の低下、資材の払底のため、工事が円滑に実施できないことがあることから、事前にこれらについて十分検討するとともに、工法にも検討を加えて計画する。

(2) 公共施設災害復旧事業の種類

県が実施する公共施設災害復旧事業の種類は次のとおりであり、本部長（市長）は、必要に応じて県に事業の実施を働きかける。

ア. 公共土木施設災害復旧（県農林水産部、県土整備部）

- (ア) 河川災害復旧事業
- (イ) 海岸災害復旧事業
- (ウ) 砂防設備災害復旧事業
- (エ) 林地荒廃防止施設災害復旧事業
- (オ) 地すべり防止施設災害復旧事業
- (カ) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
- (キ) 道路災害復旧事業
- (ク) 港湾災害復旧事業
- (ケ) 漁港災害復旧事業
- (コ) 水道災害復旧事業
- (サ) 下水道災害復旧事業
- (シ) 公園災害復旧事業

イ. 農林水産施設災害復旧（県農林水産部）

ウ. 文教施設等災害復旧（県教育委員会）

エ. 厚生施設等災害復旧（県医療健康福祉部）

オ. その他の公共的施設災害復旧（県関係部局、関係機関）

4. 災害復旧資金の確保（県財政部、東北財務局）

本部長（市長）は、災害復旧計画の実施に必要な資金需要額を速やかに把握し、それぞれ負担を要する財源を確保するために、起債その他所要の措置を講じるなど、災害復旧事業及び災害復旧関連事業の早期実施を県または東北財務局青森財務事務所に働きかける。

(1) 県の措置

- ア. 災害復旧経費の資金需要額を把握する。
- イ. 災害復旧事業債により災害関係資金を確保する。

- ウ. 普通交付税の繰上げ交付及び特別交付税の交付を国に要請する。
- エ. 一時借入金及び起債の前借り等により災害関係資金を確保する。
- (2) 東北財務局青森財務事務所の措置
 - ア. 必要資金の調査及び指導
 - 関係機関と緊密に連携のうえ、県、市町村等の必要資金量を把握し、その確保の措置をとる。
 - イ. 金融機関の融資の指導
 - 災害の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、貸出の迅速化等被災者の便宜を考慮した適時適切な措置をとるよう指導を行う。
 - ウ. 災害つなぎ資金の融通
 - 県、市に対し、災害つなぎ資金（財政融資資金地方短期資金）の融通を行う。
- (3) その他の措置
 - 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」により、国は公共土木施設、農地及び農業用施設等、災害に係る地方債の元利補給を実施する。

5. 計画的な復興

本部長（市長）は、大規模な災害により地域の社会的機能が壊滅的な被害を受け、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害にあつては、迅速な原状復旧を目指すか、又は、さらに災害に強いまちづくりのため計画的な復興を目指すか検討した上、大規模災害からの復興に関する法律に基づいて次のとおり復興計画を作成し、復興事業を遂行するものとする。県及び市町村は、被災後に早期かつ確実に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努める。

- (1) 復興計画の作成等
 - ア. 被災地域の復興は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となるため、復興計画を作成し復興事業の円滑な遂行を図る。
 - イ. 復興計画の作成及び復興事業の遂行のため、国、県、関係機関等との連携・調整を含む実施体制を確立するほか、必要に応じて県を通じて国に対し、財政措置、金融措置、人的支援を求める。
 - ウ. 復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。
- (2) 復興の理念、方法等
 - ア. 復興は市民の安全と環境保全等にも配慮し、現在の市民のみならず将来の市民のためのものという理念のもとに、復興計画作成段階で復興後のあるべき姿を明確にする。
 - イ. 市街地等の整備改善が必要な場合は、被災市街地復興特別措置法等の活用を図り、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成を推進する。
 - ウ. 市民に対しては、復興後のあるべき姿を呈示するとともに、復興計画のスケジュール、実施施策等の情報を提供し、市民の合意形成を図る。

(資料)

○ 災害復旧対策融資等関係

(資料・様式編／資料6.7)

第2節 民生安定のための金融対策

災害により被害を受けた個人及び団体等の民生の安定及び社会経済活動の早期回復を図るため、次のとおり金融措置を講じるよう県に働きかけるものとする。

1. 農林水産業復旧資金の活用（県農林水産部、市農林水産部）

県は、災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し、復旧を促進し、農林水産業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）に基づく天災資金や株式会社日本政策金融公庫の農林漁業施設資金（災害復旧）等の円滑な融資について指導する。

2. 中小企業向け復興資金の活用（県経済産業部、市経済部）

県は、災害により被害を受けた中小企業者に対し、その経営の安定を図るため、金融機関及び商工団体等の協力を得て、被災中小企業者に対する復旧に向けた資金の活用について周知徹底を図る。

第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画

災害により被害を受けた地域における民生の安定のため、被災者の生活確保措置を講じるものとする。国、県及び市は、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成・更新、避難所や避難者の情報管理に係る手続のほか、被災者台帳の作成や罹災証明書の発行、被災者生活再建支援金等の被災者支援に係る手続が円滑に行われるよう、デジタル化や先進技術の導入に努めるものとする。

1. 被災者に対する職業のあっせん（青森労働局、市経済部）

災害による勤務先の会社、事務所、工場等の滅失により、職業を失った者に対し、次のとおり必要な就職のあっせんを行い、被災者の生活の確保を図るものとする。

(1) 職業あっせんの対象者

災害のため転職又は一時的に就職を希望している者又は被災以前からの求職者であって被災に伴い求職活動の援助を特に行う必要があると認められる者

(2) 職業相談

被災地を管轄する公共職業安定所において、職員を現地に派遣し、被災者に対する職業相談を実施する。

(3) 求人開拓

被災者の求職条件に基づき、当該各公共職業安定所において求人開拓を実施するとともに、必要に応じて関係公共職業安定所及び他県に対しても求人開拓を依頼する。

(4) 職業あっせん

職業相談、求人開拓の結果に基づき、被災者の求職希望に応じた職業を紹介するよう努める。

2. 租税等の徴収猶予、減免（市税務部、市福祉部）

国、県及び市は、被災者の納付すべき国税及び地方税等について、法令及び条例の規定に基づき、災害の状況に応じて、申告、申請、請求及びその他書類の提出並びに納付又は納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を実施する。

3. 郵便業務に係る災害特別事務取扱（日本郵便株式会社、市総務部）

災害救助法の適用を受けた災害地の被災者に対して、郵便葉書等の無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除措置を講じる。

4. 生業資金の確保（県健康医療福祉部、市総務部、市福祉部、青森市社会福祉協議会）

災害により被害を受けた者に対し、早急に民生の安定を図るため、次の措置を講じる。

(1) 生活福祉資金の貸付

実施機関：青森県社会福祉協議会

申込先：青森市社会福祉協議会

第2章 災害復旧対策計画

第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画

(2) 母子父子寡婦福祉資金の貸付

実施機関：市、県

申込先：青森市福祉事務所、東津軽保健所／中央福祉事務所

(3) 災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

実施機関：市

5. 生活再建の支援（国、県、市）

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、国及び都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

被災者が遺漏なく支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り、相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせて実施する。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図る。

6. 義援物資、義援金の受入れ（県健康医療福祉部、県出納局、市福祉部、市総務部）

(1) 義援物資の受入れ

県民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県に報告する。

(2) 義援金の受入れ、配分

県民、企業等からの義援金は、日本赤十字社青森県支部及び県が受け入れたものについては、県が配分委員会を組織し、協議の上、市を通じて被災者に配分する。また、市で受け入れた義援金は市が適切に保管し、青森市配分委員会を組織し、協議のうえ、被災者に配分する。その際、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努めるものとする。

7. 住宅災害の復旧対策等（県土整備部、市都市整備部）

災害により住宅に被害を受けた者に対しては、独立行政法人住宅金融支援機構法に規定する災害復興建築物及び被災建築物資金の融通等を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。

(1) 災害復興住宅資金

災害復興建築物及び被災建築物資金の融資について、借入れ手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の算定を早期に実施し、災害復興資金の借入れの促進を図る。

(2) 災害特別貸付金

被災者の希望により災害の実態を調査した上で被災者に対する貸付金の融資を住宅金融支援機構に申し出るとともに、被災者に融資制度の周知徹底を図り、借入申込の希

第2章 災害復旧対策計画

第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画

望者に対して借入れの指導を行う。

8. 生活必需品、復旧用資機材の確保（県各部署、市）

被災地における民生の安定を図り、業務運営の正常化を早急に実施するため、生活必需品、災害復旧資材の適正な価格による円滑な供給を確保するとともに、関係機関と緊密な連携協調のもとに物資の優先輸送の確保に必要な措置、その他適切な措置を講じる。

9. 農業災害補償（県農林水産部、市農林水産部）

県は、農業経営者の災害によって受ける損失を補償する農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済について、補償業務の迅速化、かつ適正化を図る。

10. 漁業災害補償（県農林水産部、市農林水産部）

漁業経営者の災害によって受ける損失を補償する漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づく漁業共済について、補償業務の迅速化、適正化を図る。

11. 罹災証明の交付体制の確立（市税務部、浪岡振興部、都市整備部、消防部）

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部署を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結応援の受け入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

県は、市に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努める。

県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較し被災市の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、市に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、被災市町村間の調整を図る。

12. 被災者台帳の作成（県関係部署、市）

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市の要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

13. 被災者の住宅確保の支援（県土整備部）

被災者の住宅確保のため、災害公営住宅を建設するとともに、既設公営住宅及び空き家等への特定入居を行う。また、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

14. 援助、助成措置の広報等（東北財務局、県総務部、市総務部）

被災者、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広報するとともに、相談窓口を設置する。

第3章 継続災害への対応方針

火山噴火等が長期化する場合、被災の状況、噴火等の動向を勘案しつつ、安全対策を含む復興計画を必要に応じ作成するとともに、以下の措置を講じる。

第1節 避難及び安全確保対策

火山噴火等が長期化した場合、火山灰の堆積による土砂災害、避難の長期化等への対応が必要となる。国、県、防災関係機関等と連携し、火山活動の観測・監視体制を強化し、情報伝達体制を整備することで、警戒避難体制を構築し、住民の安全を確保する。

1. 土砂災害への対応

- (1) 県、市町村及び関係機関は、火山灰の堆積による土石流等の発生に備え、降灰や降雨の実績等の情報を収集し、情報共有を図るとともに、予め必要な体制を構築する。また、国（国土交通省）は、降灰状況に応じて土砂災害防止法に基づく緊急調査（概況調査、降灰量調査等）を実施し、土砂災害緊急情報を県及び市町村に通知する。
- (2) 県は、必要に応じて有識者等から学術的助言を受け、市町村に対して、立入規制の実施や避難指示等の発令について助言する。
- (3) 市町村は、土石流等の発生が予想される場合は、必要に応じて県に助言を求めながら、立入規制実施や避難指示等の発令を行う。

2. 避難の長期化に備えた対策

- (1) 県は、火山活動の状況や防災対応の状況など、市町村と協力し情報を正確に避難者に伝達する。また、保健師や福祉ボランティアの確保において、広域的な応援体制を確保する。
- (2) 市町村は、火山活動の状況や防災対応の実施状況などについて、適宜、正確に避難者に伝達する。避難所等においては、避難所等の運営体制の構築を支援し、プライバシーや衛生面の確保など運営上の課題を早期解決する。また、保健師や福祉ボランティアなどを活用し、避難所等の巡回相談などを実施する。旅館・ホテル、その他公共施設等の協力を得て、長期の避難生活における避難者の心理的負担を解決するための避難所の確保などの対応にあたる。さらに、応急仮設住宅の建設や公営住宅への入居などの対応を進める。

3. 安全確保のための防災事業

- (1) 国（国土交通省等）、県及び市町村は、火山噴火等により、土石流等が長期的に反復するおそれがある場合には、住民等の一時的避難施設の建設に努めるものとする。
- (2) 県及び市町村は、火山噴火等が長期化、反復するおそれがある場合には、安全な場所に仮設住宅・公営住宅の建設や仮設校舎等の建設に努めるものとする。
- (3) 国（内閣府、国土交通省）、県及び市町村は、復興計画に基づき、必要な場合には、土地の嵩上げ等による宅地の安全対策、道路の迂回・高架化等、発災直後から将来の復興を考慮した対策を講ずるよう努めるものとする。

第2節 避難指示等の解除及び一次立入等の対応

火山活動は小康状態となった後も再び活発化する恐れがあり、二次災害の危険があることから、避難指示等の解除にあたっては慎重を期するとともに、住民の生活再建に資するよう、火山活動の状況に留意し、警戒区域への一時立入等を行う。

1. 避難指示等の解除について

- (1) 市町村は、避難指示等の解除を判断・決定するにあたり、火山防災協議会等において、気象庁、火山専門家等の助言を踏まえ、関係機関と協議する。避難指示等解除にあたって、避難対象地域の地区単位で、帰宅の手順や経路などを定めた帰宅計画を作成する。また、避難指示等を解除することをホームページ、防災行政無線、広報車、テレビ、ラジオ等を活用して住民等に周知し、帰宅に先立ち、帰宅計画等をもとに、住民等を対象とした説明会等を開催する。
- (2) 県は、市町村と避難指示等の解除に向けて協議・調整を行う。また、市町村が行う避難指示等の解除についての住民等への周知活動を支援する。
- (3) 気象庁、火山専門家、地方整備局等は、火山の活動状況等から、避難指示等の解除について助言を行う。
- (4) 県、市町村、警察等は、避難指示等の解除に先立ち、避難指示等の区域内の道路状況や交通に支障がないか、二次災害防止対策等の安全確認を行い、避難指示等の解除に合わせ、必要な通行規制の解除等を行う。

2. 規制範囲の縮小又は解除

- (1) 市町村は、規制範囲の縮小又は解除を判断・決定するにあたり、協議会等において、気象庁、火山専門家等の助言を踏まえ、関係機関と協議する。また、規制範囲を縮小または解除することをホームページ、防災行政無線、広報車、テレビ、ラジオ等を活用し住民等に周知する。
- (2) 県は、市町村が行う規制範囲の縮小又は解除について協議・調整を行うとともに、住民等への周知活動を支援する。
- (3) 気象庁、火山専門家等は、火山の活動状況等から、規制範囲の縮小又は解除について、県及び市町村に助言を行う。なお、迅速で適切な規制範囲の縮小については、規制範囲内の観測機器の復旧と現地調査が必要であり、県及び市町村等はその活動を支援する。
- (4) 警察、道路管理者等は、規制範囲の縮小又は解除に先立ち、規制範囲内の道路状況や交通に支障がないか、二次災害防止対策等の安全確認を行い、規制範囲の縮小又は解除に合わせ、必要な通行規制の解除や、新たな規制箇所での通行規制等を行う。

3. 一時立入

- (1) 市町村は、火山活動が小康状態になった場合、対象範囲を決めて一時立入を実施する。

第3章 継続災害への対応方針

第2節 避難指示等の解除及び一次立入等の対応

一時立入の実施を判断・決定するにあたり、協議会等において、気象庁、火山専門家等の助言を踏まえ、関係機関と協議し、緊急時における避難・退去の基準や立入可能な範囲、立入時間などを設定し、一時立入を実施する。一時立入を実施する際には、一時立入を希望する住民等を募集し、一時立入者名簿を作成する。作成した名簿は、警察、消防、道路管理者等と共有する。また、一時立入者と常に連絡が取れるよう、携帯電話やトランシーバーなどを活用し、緊急時において、避難や退去の指示を確実に伝達する体制をとる。

- (2) 県は、市町村の一時立入の実施に向けて協議・調整を行う。
- (3) 気象庁、火山専門家等は、火山活動の状況等から、一時立入の可能な範囲や立入時間について、県及び市町村に助言を行う。また、一時立入を実施するにあたっては、これに先立ち、気象庁、火山専門家等は、避難対象地域や警戒区域に立入り、現地調査を行う。
- (4) 警察、道路管理者等は、一時立入の実施に先立ち、立入可能な範囲の道路状況等について安全確認を行うとともに、市町村が作成した一時立入者名簿を活用し、規制箇所等で、一時立入者の入退去の確認を行う。

第3節 被災者の生活支援対策

火山災害の長期化に伴い、地域社会に重大な影響が及ぶおそれがあることを勘案し、必要に応じて、災害継続中においても国、県等の協力のもと、生活支援、生業支援等の被災者支援策や被災施設の復旧その他の被災地域の復興を図るための措置を実施するものとする。また、風評被害への対処を行う。

1. 生活支援対策

第2章第3節「被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画」に準じる。

2. 風評被害対策

火山防災協議会の構成機関は、協議会として報道機関に対し、最新の火山活動、影響範囲、噴火時等のリスク、登山者等の安全対策、民間事業者の営業状況等についての正確な情報提供に努める。

市は、噴火活動の沈静後、協議会等の協議を踏まえて、協議会の構成機関と連携し、地域の安全宣言を発表するなどして積極的な観光 PR 活動を行うなど、地域の風評被害を軽減するよう努める。

青森市地域防災計画

【火山災害対策編】

(令和7年3月作成)

(令和8年3月修正)

発行 青森市防災会議
事務局 青森市総務部危機管理課
〒030-8555
青森県青森市中央一丁目 22-5
電話 017-734-5059
FAX 017-734-5061
E-mail kikikanri@city.aomori.aomori.jp